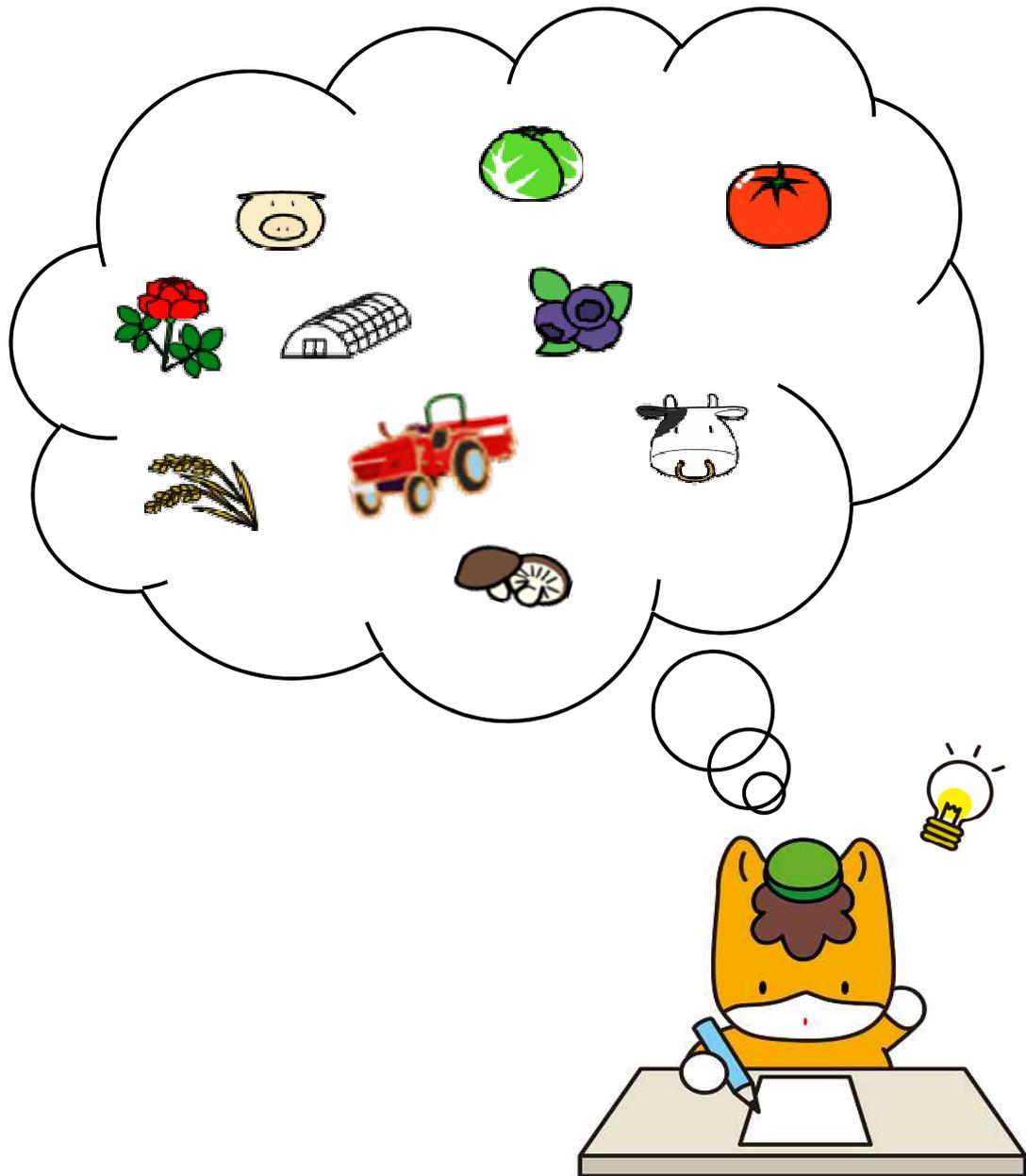


平成29年度

# 群馬県農業支援策活用ガイド



平成29年 2月

群馬県農政部

# 平成29度群馬県農業支援策活用ガイド

人と農地の問題を解決		人材の育成確保			経営発展に向けた取組			安定した農産物の生産					付加価値の向上		農業インフラ等の保	資金の確保	その他	利用区分					対象		事業区分	国庫単の別			
地域での話し合い	農地集積・耕作	新規就業	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営継承	経営改善	企業参入	全般	野菜・果樹・特産物	米・麦・大豆	畜産・飼料作物	環境保全	鳥獣被害	6次産業化	輸出	全整備	その他	個人	法人	集落営農	地域	その他			農業用施設	農業用機械	その他
○																											補助・交付金	国庫	
					○		○													○	○						○	その他	その他
					○	○	○													○	○	○	○	○			○	その他	その他
						○													○		○	○					○	補助・交付金	国庫
				○	○																						○	補助・交付金	国庫
							○															○					○	補助・交付金	県単
							○	○															○				○	その他	その他
																				○	○	○	○				○	その他	その他
					○	○															○	○					○	その他	県単
	○	○																			○	○	○				○	補助・交付金	国庫
	○	○																			○	○	○	○			○	補助・交付金	国庫
																				○							○	補助・交付金	国庫
																				○							○	補助・交付金	国庫
○	○	○	○						○												○	○	○	○	○		○	その他	その他

※ 本ガイドは、平成29年2月末現在で編集しています。

事業により受付や募集が終了している場合がありますので、詳細は各事業毎の「お問い合わせ先」へ確認してください。

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書(提出)する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等 (率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
							国(所管団体)の負担(補助率)	県の負担(補助率)	市町村の負担(補助率)	
人・農地問題解決加速化支援事業	地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた市町村の取組を支援	①8月頃 ②2月頃	県農業事務所	随時	随時	—	1/2	—	—	P1
認定農業者制度	農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けることで、各種の支援を受けられる制度	—	市町村	随時	随時	—	—	—	—	P2
認定農業者の経営改善に向けた取組支援	認定農業者等の担い手の経営改善、能力向上のため、スペシャリスト(税理士・中小企業診断士等)による相談会等を開催 ・個別経営相談会 ・農業経営セミナー ・経営改善研修会を開催	—	県担い手育成総合支援協議会	各相談会等による	各相談会等による	—	—	—	—	省略
次世代を育てる集落営農支援事業 (【国庫】農業経営力向上支援事業、 【県単】ぐんま型集落営農支援事業)	○集落営農組織設立支援、農業経営の法人化支援 農業経営に関する諸課題に対応し、担い手の更なる発展を支援 (集落営農の組織化・農業経営の法人化等支援) ※<国庫>農業経営力向上支援事業	①8月頃 ②2月頃	市町村	随時	随時	—	定額	—	—	P8
	○法人経営の支援 農業経営に関する諸課題に対応し、担い手の更なる発展を支援 (市町村が実施する、法人経営に必要なとなる労務・財務管理等の研修等に対する支援) ※<国庫>農業経営力向上支援事業	①8月頃 ②2月頃	県農業事務所	随時	随時	—	定額	—	—	P8
	○ぐんま型集落営農支援 米麦に加え野菜等の新規作物を導入することで、経営の複合化を目指す集落営農組織等の取組を支援	3月頃	県農業事務所	随時	随時	—	—	1/2	—	P10
集落営農のフォローアップ・法人化の推進	集落営農組織に対して、法人化計画の実現に向けた研修会等の開催及び法人化の運営支援 ・集落営農塾、集落営農リーダー研修会の開催	—	県担い手育成総合支援協議会	各研修会等による	各研修会等による	—	—	—	—	省略
○農業担い手メールマガジン ( <a href="http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyoku/merumaga.html">http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyoku/merumaga.html</a> )	農業経営に関する事業のご紹介、各種関連イベント情報のご案内、好取組事例のご紹介等、農業経営者の皆様に役立つ情報を定期的に配信する担い手の方向けのメールマガジン	—	HPで申込み	随時	随時	—	—	—	—	P12
ぐんま認定農業者メールマガジン ( <a href="http://www.gnkaigijp/mailmag/index.html">http://www.gnkaigijp/mailmag/index.html</a> )	群馬県農業の中核となり、先導的な役割を担う認定農業者へ「ホット」な情報を提供するメールマガジン	—	HPで申込み	随時	随時	—	—	—	—	P13
ぐんま農業フロンタナー養成塾	意欲ある農業経営者等を対象としたカリキュラム制の塾を設置し、本県農業の牽引役となるフロンタナーを養成	—	県農業構造政策課	(募集時期) 5月頃	—	—	—	—	—	P14
農地中間管理機構による農地の集積・集約化	担い手への農地集積・集約化等を加速化するため、農地中間管理機構の事業運営等を支援 ・事業推進 ・農地の貸借・売買	—	農地中間管理機構 (県農業公社)	相談随時	—	7/10 6/10	3/10 4/10	—	—	P17
機構集積協力金交付事業	機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対する協力金の交付 ・地域集積協力金 ・経営転換協力金 ・耕作者集積協力金	①8月頃 ②事業実施年度の11月～12月	市町村	11月～1月	2月	—	定額	—	—	P17
機構集積支援事業	市町村農業委員会が農地法に基づく事務の適正実施及び農地の有効利用を図るため要する経費を支援	事業実施前年度の9月頃	県農業事務所	随時	随時	—	定額	—	—	P17
農地利用最適化交付金	農地利用の最適化の推進のための農業委員会の積極的な活動を支援	—	県農業事務所	随時	随時	—	定額 10/10	—	—	P17
全国農地ナビ <a href="http://www.alis-ac.jp/">http://www.alis-ac.jp/</a>	市町村農業委員会等が整備している農地台帳と農地に関する地図を検索できるサイト	—	—	—	—	—	—	—	—	P22

人と農地の問題を解決		人材の育成確保			経営発展に向けた取組			安定した農産物の生産					付加価値の向上		農業インフラ等の保全・整備	資金の確保	その他	利用区分					対象			事業区分	国庫単の別			
地域での話し合い	農地集積・耕作条件の改善	耕作放棄地対策	新規就農	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営継承	経営改善	企業参入	全般	産物	野菜・果樹・特産物	米・麦・大豆				畜産・飼料作物	環境保全	鳥獣被害	6次産業化	輸出	個人	法人	集落営農			地域	その他	農業用施設
	○																			○	○						○	補助・交付金	県単	
		○																			○	○	○	○	○	○	○	○	補助・交付金	国庫
		○																			○	○	○				○	補助・交付金	県単	
		○																			○	○	○				○	補助・交付金	県単	
											○											○	○	○	○	○	○	○	補助・交付金	国庫
											○											○	○	○	○	○	○	○	補助・交付金	国庫
	○	○	○				○	○	○	○	○									○	○	○				○	○	補助・交付金	国庫	
	○	○	○				○	○	○	○	○									○	○	○				○	○	補助・交付金	国庫	
			○			○	○		○	○										○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助・交付金	県単
																				○							○	補助・交付金	国庫	
																				○	○						○	補助・交付金	国庫	
																				○	○						○	その他	その他	
																				○	○						○	税制	その他	
																				○	○	○	○	○	○		○	その他	その他	
																				○	○	○	○	○	○		○	その他	その他	
																				○	○						○	その他	その他	
			○																	○	○						○	その他	その他	

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書を受領(提出)する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付		市町村経由で交付		
						国(所管団体)の負担(補助率)	国の負担(補助率)	県の負担(補助率)	市町村の負担(補助率)	
農用地利用集積促進事業	認定農業者等への農地の利用集積に対し奨励金を交付	①8月頃 ②2月頃	市町村	随時	随時			1/2	1/2	P24
耕作放棄地再生利用緊急対策	荒廃農地の再生・利用のための活動を支援 ・再生利用活動(再生作業、土壌土改良等) ・施設等補完整備(用排水施設、小規模基盤整備)	①8月頃 ②2月頃	地域協議会	随時	随時		定額 1/2			P25
耕作放棄地再生利用総合対策事業	耕作放棄地の再生利用活動に対する支援	①8月頃 ②2月頃	地域協議会	随時	随時		定額		県補助額と同額	P24
耕作放棄地リフレッシュ促進事業	農地中間管理事業を通じた、耕作放棄地再生利用緊急対策(国庫)による耕作放棄地の再生作業を支援	①8月頃 ②2月頃	地域協議会	随時	随時		定額 1/4		定額 1/4	P27
強い農業づくり交付金	国内農産物の安定供給・輸出拡大を図るため、高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編等を支援	本調査 1～2月頃  事前調査 8月頃	市町村	4～12月	4～12月		1/2 1/3 4/10 ほか			P28
【H28国補正】加工施設再編等緊急対策事業	製粉工場、製糖工場、食肉処理施設、乳業工場等の再編整備を支援	H29以降の実施は未定	農林水産省 地方農政局	申請先の指示による	申請先の指示による		定額 1/2			P30
経営体育成支援事業	○融資主体型 人・農地プランに位置付けられた者等が融資を活用して、農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対する支援 ○条件不利地域補助型 経営規模が小規模・零細な地域における、共同利用機械・施設等を導入を支援	本調査 1～2月頃  事前調査 8月頃	市町村	4～12月	4～12月		融資主体 3/10 上限300万円 条件不利 1/2,1/3 上限4000万円			P32
【H28国補正】担い手確保・経営強化支援事業	意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械・施設の導入を支援	H29以降の実施は未定	市町村	未定	未定		1/2 上限 個人1500万円 法人3000万円			P34
はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業	認定農業者、新規就農者、企業参入など意欲ある担い手への支援や、地球環境に配慮した取組への支援 ・ソフト事業 ・農業用施設 ・農業用機械	本調査 2月頃  事前調査 8月頃	市町村	随時	随時		1/2 3/10 15/100		任意	P35
農業委員会交付金	農業委員会が行う農地法等に基づく業務(農地の権利移動の許可、農地転用関係事務など)の適正かつ円滑な実施に対する支援	—	県農業事務所	随時	随時		定額			P17
国有農地等管理処分事業事務取扱交付金	国有農地等の管理及び処分を行うために必要な経費を支援	当該年度の4月頃	県農業事務所	随時	随時		定額			P36
農業者年金事業	農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成	—	農業委員会 JA	随時	随時	—	—	—	—	P37
農地税制(納税猶予)(税の控除や軽減)	農業後継者等への農地の贈与・相続に係る納税猶予制度 機構に農地を貸し付け、又は売買した場合に、税制上の特例措置が受けられる制度	—	税務署 法務局 県行政県税事務所 農業委員会	随時	随時	—	—	—	—	P41
一般社団法人群馬県農業会議(農業委員会ネットワーク機構) (http://www.gnkaigi.jp/)	農業委員会のサポート業務及び新規参集支援や担い手の組織化・運営に対する支援を行う組織	—	—	—	—	—	—	—	—	省略
公益財団法人群馬県農業公社(農地中間管理機構) (http://www.gnk.or.jp/)	農地の流動化、農業生産基盤の造成整備、農業の担い手の確保・育成等に関する業務を通じ、農業者の経営改善と本県農業の振興に寄与することを目的として、昭和45年に設立された組織で、平成26度から農地中間管理機構に指定された	—	—	—	—	—	—	—	—	省略
ぐんまアグリトライアルファーム	(公財)群馬県農業公社が、就農希望者の作物生産に必要な基礎知識や栽培技術の習得を目的として運営している体験農園 ・体験農園コース ・入門コース	3月	県農業公社	3月	4月	—	—	—	—	省略
青年等就農計画制度	新たに農業を始めるようとする者が青年等就農計画を作成し、市町村が認定受けることで各種の支援を受けられる制度	—	市町村	随時	随時	—	—	—	—	P44

人と農地の問題を解決		人材の育成確保			経営発展に向けた取組			安定した農産物の生産					付加価値の向上		資金の確保 農業インフラ等の保 全・整備	その他	利用区分					対象			事業区分	国庫単の別			
地域での話し合い	農地集積・耕作条件の改善	耕作放棄地対策	新規就農	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営継承	経営改善	企業参入	全般	野菜・果樹・特産物	米・麦・大豆	畜産・飼料作物			環境保全	鳥獣被害	6次産業化	輸出	個人	法人	集落営農	地域			その他	農業用施設	農業用機械
				○															○	○						○	補助・交付金	国庫	
				○																				○			○	補助・交付金	国庫
					○	○														○	○						○	補助・交付金	国庫
					○	○														○	○						○	補助・交付金	国庫
						○														○	○						○	補助・交付金	国庫
																				○	○	○			○	○	○	融資	その他
																				○	○					○	○	融資	その他
																				○	○					○	○	融資	その他
																				○	○					○	○	融資	その他
																				○	○					○	○	融資	その他
																				○	○	○				○	○	融資	その他
																				○	○					○	○	融資	その他
																				○	○					○	○	融資	その他
																				○	○			○	○	○	○	融資	その他

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請受理する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
						国(所管団体)の負担(補助率)	国の負担(補助率)	県の負担(補助率)	市町村の負担(補助率)	
農業次世代人材投資事業(青年就農給付金)	○給付金事業 研修時や、経営を始めて間もない時期の収入を確保 ①準備型 ②経営開始型	—	①準備型 県農業事務所 県農林大学校 ②経営開始型 市町村	随時	随時	(準備型)定額	(経営開始型)定額			P45
	○市町村等活動経費補助 給付金事業実施の指導・確認等の経費を支援	—	県農業事務所	随時	随時		定額			省略
農の雇用事業	農業法人等が、就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する実践的な研修に対して支援	—	県農業会議	年4~5回(各受付期間は1ヶ月半程度)	募集締切後、随時	定額				P46
農の雇用事業(次世代経営者育成タイプ)	次世代の経営者を育成するため、他の先進農業法人や食品企業等異業種へ職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援	—	県農業会議	随時	随時	定額				P47
農業経営者育成支援事業	各公募団体が主催する高度な経営力や地域リーダーとしての資質等を養成する研修に参加できる	—	公募団体	各研修による	各研修による	—	—	—	—	省略
農業近代化資金	経営改善のための施設取得や機械購入など幅広く使える長期で低利な資金 【借入限度額】 個人:1,800万円(特認2億円) 法人:2億円	—	農協、銀行等	随時	随時	—	—	—	—	P48
中山間地域活性化資金	農林水産物加工販売施設や生活改善に必要な整備に使える資金 【借入限度額】 事業費の80%	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
農業経営負担軽減支援資金	経済環境の変化等により、借入金の償還が困難となっている農業者が、既往借入金の償還負担軽減をするための借換え資金 【借入限度額】 営農負債額	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
【日本政策金融公庫資金】 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農地、機械・施設購入や運転資金など幅広く使える認定農業者向けの長期・低利資金 【借入限度額】 個人:3億円(特認6億円) 法人:10億円(特認20億円)	—	(株)日本政策金融公庫、農協、銀行等	随時	随時	—	—	—	—	P48
【日本政策金融公庫資金】 農業改良資金	農業経営改善にチャレンジする担い手向け資金 【借入限度額】 個人:5,000万円 法人:1億5,000万円	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
【日本政策金融公庫資金】 経営体育成強化資金	認定農業者でない担い手が農地、機械・施設購入や運転資金に利用できる長期資金 【借入限度額】 個人:1.5億円 法人:5億円	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
【日本政策金融公庫資金】 農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的变化により一時的に経営が悪化した農林漁業者のための資金 【借入限度額】 一般:600万円 特認:年経営費等の3/12以内	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
【日本政策金融公庫資金】 農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場・農道など生産基盤を整備するための資金 【借入限度額】 受益者負担額	—	(株)日本政策金融公庫	随時	随時	—	—	—	—	P48
【日本政策金融公庫資金】 青年等就農資金	就農にあたり必要な経費、施設・機械の購入等に利用できる資金 【借入限度額】 3,700万円(特認1億円)	—		随時	随時	—	—	—	—	P48

人と農地の問題を解決		人材の育成確保			経営発展に向けた取組			安定した農産物の生産					付加価値の向上		農業インフラ等の保全・整備	資金の確保	その他	利用区分					対象			事業区分	国庫単の別			
地域での話し合い	農地集積・耕作条件の改善	耕作放棄地対策	新規就農	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営継承	経営改善	企業参入	全般	産物	野菜・果樹・特産物	米・麦・大豆				畜産・飼料作物	環境保全	鳥獣被害	6次産業化	輸出	個人	法人	集落営農			地域	その他	農業用施設
																												融資	県単	
																													融資	県単
																													融資	県単
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	県単
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	県単
																													その他	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	国庫
																													補助・交付金	県単
																													補助・交付金	国庫

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請受領する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
							国(所管団体)の負担(補助率)	国の負担(補助率)	県の負担(補助率)	
【総合農政推進資金】 経営支援資金	認定農業者等が利用できる短期の運転資金 【借入限度額】 (一般) 個人:500万円 法人:2,500万円 (畜産・施設園芸) 個人:1,000万円 法人:5,000万円	—	株)日本政策金融公庫、農協、銀行等	随時	随時	—	—	—	—	P48
【総合農政推進資金】 認定農業者等支援資金	農業制度資金借入時の上乗せ利子補給制度 【利子補給対象】 農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金の条件による	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
【総合農政推進資金】 中山間地域振興対策資金	農業制度資金借入時の上乗せ利子補給制度 【利子補給対象】 農業近代化資金、中山間地域活性化資金の条件による	—		随時	随時	—	—	—	—	P48
鳥獣被害防止総合対策交付金	捕獲や追い払いなどの鳥獣被害対策や被害防止のための施設の設置など、市町村が策定した被害防止計画に基づく地域ぐるみで行う活動を支援 ・整備事業 ・推進事業 ・緊急捕獲活動支援事業	事業実施前年度の12月～2月頃	市町村	4～6月	6～7月	定額 1/2			任意	P56
鳥獣害対策地域支援事業	市町村が実施する野生鳥獣による農林業等の被害軽減を図るための体制整備や有害捕獲の推進への支援	事業実施前年度の2月頃	市町村	随時	随時			定額 1/2 1/4	任意	P58
環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	—	市町村	6月	7月	定額 1/2		1/4	1/4	P59
災害経営資金等利子補給	天災による被害農業者等に対する災害経営資金利子補給金に対する助成 ・天災融資法に基づく助成 ・県条例に基づく助成	—	市町村	7月 1月	8月 2月	50/100	25/100 1/2	25/100 1/2		省略
農業災害対策事業費	天災による被害農業者等に対する災害対策補助金に対する助成	—	市町村	随時	随時		2/3 1/2	1/3 1/2		省略
農業災害補償制度	農業者が気象上の原因や病害虫など不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する制度 ・農作物共済事業 ・家畜共済事業 ・果樹共済事業 ・畑作物共済事業 ・園芸施設共済	—	農業共済組合	随時	随時	1/2 2/5				省略
農業労働力最適活用支援総合対策事業	産地における人手不足を補うため、労働力の募集・産地への派遣を一体的に行う仕組みや農業サービス事業体・援農隊による労働力の提供を円滑に行う仕組みの構築を支援	—	地方農政局	申請先の指定による	審査後	定額 1/2				P61
農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業	農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組(低コスト生産技術体系、ICTを活用した効率的生産体制の確立等)を支援	—	地方農政局	申請先の指示による	審査後	1/2				P63
オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業	オーガニック・エコ農産物の生産供給拠点の構築に向け、地域におけるオーガニック・エコ農業に関する安定供給力、産地販売力及び産地育成力の強化に向けた取組を支援	国が指定する公募期間	農林水産省	国の指示による	国の指示による	定額	—	—	—	P65
GAP体制強化・供給拡大事業	ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援	国が指定する公募期間	農林水産省	国の指示による	国の指示による	1/2定額	—	—	—	P67
【H28国補正】 産地パワーアップ事業	営農戦略を策定した平場・中山間地域などで、高性能な機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援	—	地域農業再生協議会	随時	随時	1/2 定額				P69
「野菜王国・ぐんま」総合対策	県重点8品目、地域推進品目及び加工・業務用野菜を対象に、認定農業者等が取り組む野菜の生産に必要な施設及び農業機械等の整備を支援 ・大規模野菜経営体育成支援 ・ぐんまの野菜産地育成支援 ・目指せ日本一！チャレンジ支援	①8月頃 ②2月頃	市町村	随時	随時			1/2 1/3 3/10	任意	P71
新しい野菜産地づくり支援事業(野菜生産転換促進事業)	水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成を支援	12～2月	市町村	2月	4月	定額 1/2				P72

人と農地の問題を解決		人材の育成確保			経営発展に向けた取組			安定した農産物の生産					付加価値の向上		農業インフラ等の保全・整備	資金の確保	その他	利用区分					対象			事業区分	国庫単の別		
地域での話し合い	農地集積・耕作条件の改善	耕作放棄地対策	新規就農	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営継承	経営改善	企業参入	全般	野菜・果樹・特産物	米・麦・大豆	畜産・飼料作物				環境保全	鳥獣被害	6次産業化	輸出	個人	法人	集落営農	地域			その他	農業用施設
												○								○	○					○	補助・交付金	国庫	
												○								○	○	○					○	補助・交付金	国庫・県単
												○								○	○	○	○				○	補助・交付金	国庫
																			○								○	補助・交付金	県単
																			○								○	補助・交付金	国庫
												○	○							○	○	○					○	補助・交付金	国庫
												○	○							○	○	○					○	補助・交付金	国庫
													○							○	○	○					○	補助・交付金	国庫
													○							○	○	○					○	補助・交付金	国庫
													○							○	○	○					○	補助・交付金	国庫
													○							○	○	○					○	補助・交付金	県単
													○							○	○	○					○	補助・交付金	国庫
													○							○	○	○					○	補助・交付金	県単
													○							○	○	○					○	補助・交付金	県単

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書を受理(提出)する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
						国(所管団体)の負担(補助率)	国の負担(補助率)	県の負担(補助率)	市町村の負担(補助率)	
新しい野菜産地づくり支援事業(加工・業務用野菜生産基盤強化事業)	輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する団地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を3年間導入する産地に対して支援	事業実施前年度の1月頃	(公社)県青果物生産出荷安定基金協会	1~2月頃	3~4月	定額				P72
野菜価格安定制度	事業対象となる産地の生産者に対して、市場価格の著しい下落があった場合などに、補給交付金等を交付することにより、生産者の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図る制度 ・指定野菜価格安定対策事業 ・契約指定野菜安定供給事業 ・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・契約特定野菜等安定供給事業 ・青果物生産出荷安定事業	7~9月頃	県	7~9月頃	3~4月	定額(資金管理団体より交付)		定額(資金管理団体より交付)	定額(資金管理団体より交付)	P74
燃油価格高騰緊急対策	施設園芸の燃油コスト高騰に対する支援 ・燃油価格高騰時に補てん金を交付するセーフティネットの構築支援	-	県農業事務所	3~6月	8月	1/2				P76
経営所得安定対策等指導推進事業	経営所得安定対策の周知・加入推進や米の需給調整等に係る地域再生協議会の取組を支援	2月	市町村	4月3月	4~5月			定額	任意	省略
経営所得安定対策	○推進事業 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の支援推進活動に係る地域再生協議会の取組を支援	2月	市町村	随時 4月3月	随時 4~5月		定額		任意	P78
	○畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) 諸外国との生産条件の格差による不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付	-	地域再生協議会	4~6月	9~3月	定額				P78
	○米・畑作物の収入減小影響緩和対策(ナラシ対策) 米、麦、大豆等の販売収入の減少に対する補てん金を交付	-	地域再生協議会	4~6月	翌年5~6月	定額				P78
水田活用の直接支払交付金	水田を活用した戦略作物等(麦、大豆、飼料作物、飼料用米等)の生産に対する交付金を交付	-	地域再生協議会	4~6月	1~3月	定額				P83
米穀周年供給・需要拡大支援事業	生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいたコメの周年供給・需要拡大に対する取組を支援	-	地方農政局 地域センター	随時	随時	定額 1/2				P86
世界で戦えるこんにやく総合対策事業	こんにやく農家の規模拡大等による低コスト化及び生いもこんにやく加工等高付加価値化に必要な機械等の導入を支援	①8月頃 ②2月頃	市町村	随時	随時			1/3	任意	P88
果樹・茶支援関連対策(果樹農業好循環形成総合対策事業)	・果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手による改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備等に対する支援 ・農地中間管理機構の活用等による改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備等に対する支援	12月	園芸協会	4月 9月 12月	締切後、随時	定額 1/2				P89
ぐんまの果樹新時代対応推進事業	ぐんまの果樹の消費拡大とPRを図る取り組みや、新規需要を創出する取り組みを支援。	①8月頃 ②2月頃	市町村	随時	随時			1/2	任意	P91
薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業(産地活性化総合対策で実施)	薬用作物等の産地形成を促進するため、栽培技術の確立・普及を支援するとともに、相談窓口の設置等による支援のほか、優良種苗の安定供給に向けた取り組みを支援。	-	関東農政局	申請先の指示による	随時	定額 1/2				P92
蚕糸業継承対策(多様な養蚕担い手育成)	新たに繭生産を行うグループ等が養蚕を開始するのに必要な資材購入経費等を支援	随時	蚕糸園芸課	随時	随時			1/2		P94
蚕糸業継承対策(県産繭確保対策)	繭生産量の維持や高品質繭の増産、群馬オリジナル蚕品種のシェア拡大等の活動への支援	6月	市町村	10~11月	10~11月			定額	協調支援を要請	P94



事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書を受領(提出)する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
						国(所管団体)の負担(補助)率	国の負担(補助)率	県の負担(補助)率	市町村の負担(補助)率	
6次産業化ネットワーク活動交付金	農林漁業者と地域の様々な事業者等が形成するネットワークを活用した新商品開発や販路開拓及び必要な機械又は施設の整備を支援	前年度1~2月頃 ※国の要望調査の実施時期による	県農業事務所	随時	随時	1/3 3/10 1/2	1/2			P96
6次産業化サポートセンター設置(6次産業化ネットワーク活動交付金)	県が、交付金を受けて、「群馬県6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化に係る個別相談、研修会等を実施	-	県6次産業化サポートセンター	相談は随時	-	-	-	-	-	P96
6次産業化サポート事業	国が、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等により6次産業化を支援	-	-	-	-	-	-	-	-	P100
群馬県6次産業化チャレンジ支援事業	事業計画を公募し、コンペ方式で選定した最優秀事業計画に対して、当該計画の達成のために新商品開発や販路開拓及び必要な機械等の整備を支援	-	ぐんまブランド推進課	6月末	7月末~8月	対象経費の1/2(上限200万円)				P104
農林漁業成長産業化ファンド	農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動や農業資材業者及び農畜産物加工販売業者が事業再編等を通じて行う農業の競争力強化の取組に対し、出資等による支援。	-	・ファンド((株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)) ・サブファンド	随時	随時	原則として、資本金の1/2				P105
群馬県農畜産物等輸出促進緊急支援事業	本県産農畜産物等の販路拡大を図るため、群馬県農畜産物等輸出推進機構の構成団体(所属・企業・団体を含む)が、新規の販路拡大を図るために必要な経費の一部を補助	-	ぐんまブランド推進課	随時	随時		1/2			省略
食品産業グローバル展開推進事業	海外展開をする食品関連事業者に対し、事業検討段階から現地法人立ち上げ後までの一貫した支援を行い、海外進出の推進・現地事業の定着を図る。	国が指定する公募期間	農林水産省	国の指示による	国の指示による	定額	-	-	-	P108
【H28国補正】 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	○調査・実証・推進事業 地域の特長を活かして収益性を向上させる取組の効果を実証するために必要な調査・分析に要する経費を支援	-	関東農政局	申請先の指示による	締切後、随時	定額				P111
	○機械導入事業 畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体の収益性向上等に必要となる機械のリース整備を支援	-	公募団体	申請先の指示による	締切後、随時	1/2				P111
	○施設整備事業 畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体の収益性向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備を支援	・H28分実施済 ・H29分予算なし	市町村	・H28実施分指示による ・通常4月~	締切後、随時		1/2		任意	P111
【H28国補正(基金)】 畜産・酪農生産力強化対策事業	酪農における性別別精液・受精卵、和牛受精卵の活用、和牛受精卵・性別別精液生産に関する機器整備、ICT等導入支援。養豚における優良な純粋種豚・精液の導入及び飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入等を支援。	4~5月頃	民間団体	4~5月頃	申請受理後随時	定額 1/2				P113
○加工原料乳生産者補給金 ○加工原料乳生産者経営安定対策事業	加工原料乳を対象に補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填制度	-	-	-	-	定額 3/4 1/2				P118
酪農経営体生産性向上緊急対策事業	酪農家の労働負担軽減・省力化に資するための機器導入、モデル的に搾乳作業を外部化する集合搾乳施設の設定	4月	民間団体	5月 6月	7月	定額 1/2				P120
酪農経営支援総合対策事業	後継牛育成のための簡易畜舎整備、機器導入、育成牛の事故率低減、供用期間延長支援、後継者の初妊牛導入支援、暑熱ストレスの軽減、乳用牛の地域内継承・流通促進、酪農ヘルパーの利用拡大、牛群検定の加入促進	4月	民間団体	5月 6月	7月	2/3 1/2 1/3 定額				P122
肉用牛経営安定対策補完事業	増頭意欲のある肉牛繁殖農家の繁殖雌牛の導入及び簡易牛舎整備を支援	4月	畜産協会	5月 6月	7月	定額 1/2				P123
養豚経営安定対策補完事業	産子数の向上や生産コストの低減を図るために必要となる種豚等の導入の支援	4月	民間団体	5月 6月	7月	1/2 定額				P124
乳用牛増頭支援	増頭意欲のある酪農家に対して初妊牛導入に係る経費の一部補助	4~5月頃	群馬県牛乳販売農業協同組合連合会	4~5月頃	4~5月頃	定額				省略



事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書を受理(提出)する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
						国(所管団体)の負担(補助)率	国の負担(補助)率	県の負担(補助)率	市町村の負担(補助)率	
県産乳用牛流通体制確立	県内酪農家が初妊牛を生産し、県内家畜市場を通じて販売した場合、生産した農家に対して市場出荷に係る経費の一部補助	4~5月頃	全農群馬県本部	4~5月頃	4~5月頃	定額				省略
繁殖和牛増頭支援	優良繁殖雌牛の県外導入、県内家畜市場での保留に対して一部補助	4~5月頃	全農群馬県本部	4~5月頃	4~5月頃	定額				省略
優良純粋種豚導入支援	国内の優良純粋種豚の導入に対して一部補助	4~5月頃	畜産協会	4~5月頃	4~5月頃	1/3				省略
【H28国補正】 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業	自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るための取組を支援 ・草地難防除雑草駆除対策 ・国産粗飼料広域流通体制整備 ・公共牧場活用生産基盤強化支援 ・日本型放牧モデル普及推進	H28分 実施済	公募団体	(未定)	(未定)	定額 1/2				P125
飼料生産型酪農経営支援事業	自給飼料の生産を行うとともに、環境負荷軽減に取り組んでいる酪農経営者に対し、交付金を交付	3~4月	県協議会	4月~ (7月~)	4月~ (7月~)	定額				P128
飼料増産総合対策事業	国産飼料の生産と利用の拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大の取組を支援 ・草地生産性向上対策 ・国産粗飼料増産対策 ・エコフィード増産対策	1~2月	関東農政局群馬支局 公募団体	前年度3月~	4月~	定額 1/2 1/3				P130
粗飼料生産基盤対策事業	畜産コントラクターが飼料作物生産に要する経費の支援 ・収穫調整等作業機械導入	2~3月	県農業事務所 (市町村経由)	4月~	4月~			1/3	任意	P134
○肉用子牛生産者補給金 ○肉用牛繁殖経営支援事業 ○肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業	補給金、差額金、収益差額補填などで、肉用牛(繁殖・肥育)経営安定を支援	—	JA 畜産協会 全国団体	要相談		1/2 ~ 3/4				P135
養豚経営安定対策事業	収益差額補填などで養豚農家の経営を支援	—	JA 畜産協会 全国団体	新規:随時 その他:要 相談	—	1/2				P135
鶏卵生産者経営安定対策事業	価格差補填及び成鶏更新・空舎延長により需給改善を推進する。	—	(一社)日本養鶏協会	随時	—	1/4				P135
【H28国補正】 畜産経営体質強化支援 資金融通事業	畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者の経営改善支援のため、経営に必要な資金の融通、利子補給等	—	公募団体	随時	随時	—	—	—	—	P139
畜産経営環境周辺整備 支援事業	畜産業に起因する周辺環境への影響を軽減するための設備導入への支援 ・臭気対策 ・排水対策	随時	県農業事務所	4月~	4月~			1/2 1/3 1/3	任意	P141
消費・安全対策交付金	鳥インフルエンザ、ジャガイモシロシトセンチュウなど家畜の疾病・農作物の病害虫の発生予防・まん延防止に係る取組等を支援	—	県 県農業事務所	随時	随時	1/3 ~ 10/10				省略
○農業競争力強化基盤 整備事業 ○農山漁村地域整備 交付金	・農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を支援 ・ため池や農業用排水路からの溢水による農地等への湛水被害対策	随時	県 市町村	前年度4月	4月		50/100 25/100 ~ 27.5/100	22.5/100 ~ 25/100		P143 P147
農山漁村振興交付金	市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な取り組みや施設等整備を支援 ①都市農村共生・対流及び地域活性化対策 ②山村活性化対策 ③農山漁村活性化整備対策 ※農業生産基盤整備の単独実施は不可	随時	市町村	前年度8月	4月	①② 定額	③ 50/100 ~ 55/100	25/100 ~ 10/100	20/100 ~ 40/100	P151
農業基盤整備促進事業	担い手への農地集積・集約化を加速するため、耕作条件の改善を支援。 ・整備済み農地の簡易な整備(畦抜き、暗渠排水等) ・基盤整備(農作業道・農地・農業水利施設の整備等)	随時	県 市町村	前年度8月	4月	定額 50/100 ~ 55/100	25/100	20/100 ~ 25/100		P153
【H27国補正】 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進	高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等を支援	随時	県 市町村	前年度4月	2月	50/100	25/100 ~ 27.5/100	22.5/100 ~ 25/100		省略

人と農地の問題を解決			人材の育成確保			経営発展に向けた取組				安定した農産物の生産					付加価値の向上		全・整備	農業インフラ等の保	資金の確保	その他	利用区分					対象			事業区分	国庫単の別				
地域での話し合い	農地集積・耕作	耕作放棄地対策	新規就農	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営改善	経営継承	企業参入	全般	産物	野菜・果樹・特	米・麦・大豆	畜産・飼料作物	環境保全					鳥獣被害	6次産業化	輸出	個人	法人	集落営農	地域	その他			農業用施設	農業用機械	その他	
○	○	○						○		○									○						○	○		○	補助・交付金	国庫				
																				○						○	○		○	補助・交付金	国庫			
																					○						○	○		○	補助・交付金	国庫		
																					○	○						○	○	補助・交付金	国庫			
																											○	○		○	補助・交付金	国庫		
																														○	補助・交付金	国庫		
																															○	補助・交付金	国庫	
																															○	補助・交付金	国庫	
○	○	○																								○	○	○	○	○	補助・交付金	県単		
											○																				○	補助・交付金	県単	
																															○	補助・交付金	県単	
	○	○			○						○										○		○	○						○	補助・交付金	国庫		
																															○	補助・交付金	国庫	
○	○	○							○												○	○	○	○						○	補助・交付金	国庫		
																															○	補助・交付金	国庫	
○	○	○									○																				○	補助・交付金	国庫	
○	○	○									○																				○	補助・交付金	国庫	
																																○	補助・交付金	県単

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書を受領する時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等(率は以内表示です)			頁	
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
							国(所管団体)の負担(補助)率	国の負担(補助)率		市町村の負担(補助)率
農地耕作条件改善事業	担い手への農地集積・集約化を加速するため、耕作条件の改善を支援。 ・整備済み農地の簡易な整備(畦抜き、暗渠排水等) ・基盤整備(農作業道・農地・農業水利施設の整備等)	随時	市町村 農地中間管理機構	年3回	年3回		定額 50/100 ~ 55/100	25/100	20/100 ~ 25/100	P155
国営造成施設管理体制整備促進事業	土地改良区等による農業水利施設の管理体制について、県と市町村が連携して支援	-	-	4月	4月		50/100	25/100	25/100	省略
国土調査事業	土地の諸施策の基礎資料となる地籍図や地籍簿を整備するため、市町村及び土地改良区等が行う地籍調査事業を支援	-	県	4月	4月		50/100	25/100	25/100	省略
○農地災害復旧事業 ○農業用施設災害復旧事業	農地災害復旧	随時	市町村	随時	随時		50/100 ~ 90/100		50/100 ~ 10/100	省略
	農業用施設災害復旧	随時	市町村	随時	随時		65/100 ~ 100/100		35/100 ~ 0	省略
	災害関連	随時	市町村	随時	随時		50/100		50/100	省略
広域農道整備事業	広域営農団地育成対策の一環として、都道府県が広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良を行う事業	-	-	-	-	-	-	-	-	省略
農業集落排水事業	農村地域において、生活環境の改善、農業用水の水質保全等を図るため、農業集落排水施設の整備又は改築を進める市町村に対し支援 ・農業集落排水施設等の整備又は改築 ・農業集落排水施設等の調査診断及び事業計画策定 ・農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及び構想計画策定	6月頃	県	-	-		50/100 50/100 100/100	10/100 1.8/100 -	任意	省略
小規模農村整備事業	農地等の生産基盤事業整備や暮らしやすい農村づくりのための生活環境整備、鳥獣害防止施設の整備を支援	随時	県 市町村	4月	4月			30/100 ~ 65/100	70/100 ~ 35/100	P157
ため池緊急防災減災対策事業	小規模なため池を対象に、堤体や附属施設を補修・改修及び耐震。豪雨対策整備を支援	随時	県	前年度8月	4月			75/100	25/100	省略
基幹水利施設管理事業	県が国から維持管理を受託している施設について、事故や災害時における緊急対応や管理の充実を支援	随時	県	随時	随時			100/100		省略
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付	9月 3月	市町村	随時	随時		1/2 特認は 1/3	1/4 特認は 1/3	1/4 特認は 1/3	P159
中山間地域等直接支払推進交付金	市町村等が中山間地域等直接支払交付金の適正かつ円滑な交付に要する経費を支援	9月 3月	県	4月	4月		定額		任意	省略
多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援 ・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	6月 9月 12月 3月	市町村	4月~10月	4月~10月		50/100	25/100	25/100	P159
農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策	再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組や農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計等を支援	-	地方農政局 地域センター	2月	募集締切後、随時	定額				省略
「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業	農業用水路等を子どもたちの遊び場や自然体験の場として活用するための住民団体等の取組を支援	9月	県 (市町村経由)	4月	4月			定額		省略
棚田基金支援事業	棚田地域において、地域の住民組織が協定に基づき行う農地・農村景観等の維持保全のための取組を支援	9月	県 (市町村経由)	4月	4月			定額		省略
中山間地域等総合振興対策事業(グリーン・ツーリズム推進)	○グリーン・ツーリズム・キャラバン支援 首都圏からグリーン・ツーリズムを目的とした誘客や首都圏でグリーン・ツーリズムに関連するPRイベントの実施を支援 ○地域連携システム整備 県内外からグリーン・ツーリズムの誘客を図るために、長期にわたって地域全体で受入できるようなプランの作成を支援	9月	県農業事務所	事業実施の30日前まで	随時			1/2 ~ 2/3		P163

人と農地の問題を解決		人材の育成確保			経営発展に向けた取組			安定した農産物の生産					付加価値の向上		資金の確保 農業インフラ等の保 全・整備	その他	利用区分					対象			事業区分	国庫単 の別			
地域での話し合い	農地集積・耕作 条件の改善	耕作放棄地対策	新規就農	人材確保	研修等	認定農業者	法人化	経営継承	経営改善	企業参入	全般	産物	野菜・果樹・特 米・麦・大豆	畜産・飼料作物			環境保全	鳥獣被害	6次産業化	輸出	個人	法人	集落営農	地域			その他	農業用施設	農業用機械
							○	○									○	○					○	○			○	その他	県単
																			○				○	○			○	補助・ 交付金	国庫
																			○	○	○						○	税制	国庫
																			○		○						○	出資	国庫
																			○		○						○	税制	その他
																			○		○						○	税制	その他
																			○		○						○	税制	その他

事業名等	対象内容等	要望調査を実施する時期	申請先	計画書や申請書を受け取る時期	承認(交付)決定等の時期	事業主体に対する補助率等 (率は以内表示です)				頁
						国(所管団体)から直接交付	市町村経由で交付			
							国(所管団体)の負担(補助)率	国の負担(補助)率	県の負担(補助)率	
地域興しマイスター派遣	県内地域に地域づくり等の専門家を地域興しマイスターとして派遣し、地域のニーズと特性に対応したグリーン・ツーリズム及び地域づくりを推進し、中山間地域の活性化を支援	—	県農業会議	—	—	—	—	—	—	P165
都市農業機能発揮対策事業	都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度の検討を実施するほか、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用、福祉農園の開設を支援	—	農林水産省	申請先の指示による	—	定額 1/2				P166
農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面(必要経費・損金算入、圧縮記帳など)から支援	—	地方農政局 地域センター	随時	随時	—	—	—	—	P168
農業法人投資育成制度	農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資する制度	—	農協 信連 農林中金	随時	随時	—	—	—	—	P174
○小規模企業共済 ○経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)	退職金積立や取引先の倒産に備えられる中小企業向に対する制度	—	・委託団体(商工会議所ほか) ・代理店(信用金庫ほか)	随時	随時	—	—	—	—	P175 P177
○中小企業投資促進税制	設備投資や雇用増加に応じて、税制の特別措置や税額控除が受けられる制度	—	経済産業局、税務署	随時	随時	—	—	—	—	P179
○雇用促進税制		—	公職業安定所(ハローワーク)							P187



## 人・農地問題解決加速化支援事業

【128（197）百万円】

### 対策のポイント

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを進め、担い手への農地の集積・集約化が円滑に進むようにします。

### <背景／課題>

- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、「人・農地プラン」についての継続的な話し合いと見直しにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化等を図ることが重要です。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

### <主な内容>

#### 1. 人・農地プランの見直し支援

80（100）百万円

市町村等が、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

※ 人・農地プランの検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者とします。

#### 2. 地域連携推進員の活動支援

49（97）百万円

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB、リタイアした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

補助率：1／2  
事業実施主体：都道府県、市町村

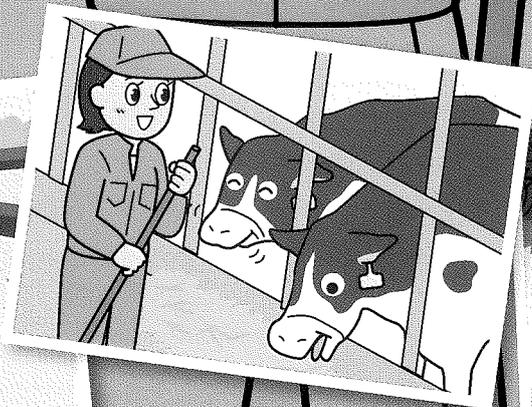
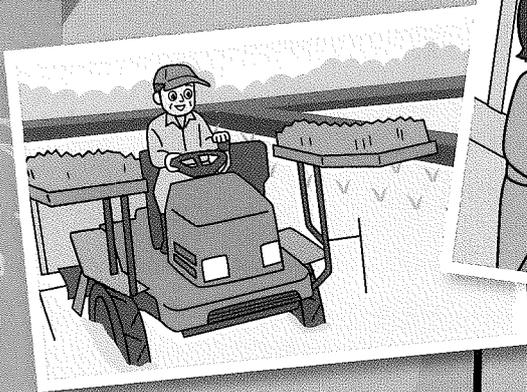
[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0576）]

2016年度版



地域農業の担い手

# 認定農業者



群馬県担い手育成総合支援協議会

# 認定農業者

## になりませんか？



### 認定農業者とは…

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に応じて効率的・安定的な農業経営の目標等を示した「基本構想」を作成します。基本構想の目標を目指して、今後5年間の「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された経営体(個人または法人)が認定農業者です。

どんな人が  
なれるの？



**性別**

男性、女性問いません。

**年齢**

年齢制限は設けていません。

**専業・兼業の別**

問いません。また新規に就農を希望される方は認定新規就農者と認定農業者のどちらかになることができます。

**経営規模・所得**

一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。

**営農類型**

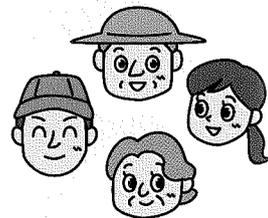
米、麦、大豆等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や野菜等の施設園芸なども認定の対象となります。

**法人経営**

農業経営を営む法人であれば、農地所有適格法人でなくとも認定の対象となります。集落営農も、法人化すれば認定の対象となります。

夫婦や親子で  
なれるの？

- 家族経営協定等を結び、経営主の奥さんや息子さん等が共同経営者となっていれば、複数の者による農業経営改善計画の認定の共同申請が認められ、夫婦や親子で認定農業者になることができます。
- 現在、単独名義で認定を受けている農業経営改善計画に、経営主の配偶者や後継者等を共同経営者として追加するときは、新たに農業経営改善計画を出し直す必要はありませんが、申請者氏名を追加記載するよう、市町村に計画の変更申請を行ってください。



**経営所得安定対策**

経営所得安定対策とは、諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物について、生産コストのうち販売収入では賄えない部分を補てんしたり、米及び畑作物の価格が下落した際に収入を補てんする支援制度です。

加入対象は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、いずれも、規模要件はありません。

# 認定農業者

# になるには...

## 農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取り組み内容を記載します。

## 市町村へ申請

## 市町村が認定

〈認定基準〉

- 市町村基本構想に適合しているか
- 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- 達成できる計画か

## 認定農業者

## 認定農業者になるメリット

- 意欲ある農業経営者として地域からの信頼が得られます。
- 認定農業者でなければ受けられない支援制度をはじめ、各種支援が受けられます。



現状を認識して目標を立て、あなたにとっての理想の農業経営を考えましょう!

農業経営改善計画記載例(個別経営体の場合)

農業経営改善計画認定申請書				
市町村長殿		申請者住所		平成28年8月×日
		氏名(名称・代表者) ○ ○ ○ 夫 印		
		昭和44年4月○日生(47歳)		
		(法人設立年月日) 年 月 日設立		
農業経営基盤強化促進法(昭和15年法律第65号)第12条第1項に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。				
① 目標とする農業類型	農業経営改善計画 水稲+飼料作物			
② 経営改善の方向の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまで専ら2人で水稲主体に野菜との複合経営を行ってきた。</li> <li>●近年、高齢農家や兼業農家から農作業の委託、要請が増大しており、長男が農業者大学校を卒業し、経営に参画する予定なので、水稲の拡大を図るとともに転作田を活用した新たな飼料作物を導入する。</li> <li>●専ら主たる農業者からはずし、長男と2人体制で年間労働時間1,840時間、年間1,000万円の所得をめざし、ゆとりある生活を実現したい。</li> </ul>			
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)			
	現状		目標(33年)	
	年間農業所得	2,500 千円	10,000 千円	
	年間労働時間	2,000 時間	1,840 時間	
作目・部門名	現状		目標(33年)	
	作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
水 稲	200a	10,400kg	700a	36,400kg
ダイコン	20a	10,000kg	20a	10,000kg
飼料作物	50a	32,500kg	220a	143,000kg
経営面積合計	270a		940a	
区 分	地 目	所在地(市町村名)	現 状	目 標(33年)
所有地	田	○○町	150a	200a
	畑	○○町	20a	20a
借入地	田	○○町	100a	720a
特定作業受託	作 目	作 業	現 状	目 標(33年)
			作業受託面積 生産量	作業受託面積 生産量
作業受託	作 目	作 業	現 状	目 標(33年)
	水稲	耕起・代かき	200a	200a
		田 植	100a	200a
		収 穫	300a	500a
単 純 計		600a	900a	
換 算 後		200a	300a	
農畜産物の加工・販売 その他の関連・付帯事業	事業名	内 容	現 状	目 標(33年)

機械・施設	機械・施設名	型式・性能・規模等及びその台数				
		現 状		目 標(33年)		
④ 生産方式の合理化に関する目標	トラクター	30PS	1台	45PS	1台	
	田 植 機	3条	1台	4条	1台	
	コンバイン	3条	1台	4条(ガレタン?)	1台	
	トラック	10	1台	10、0.5t	各1台	
農用地の利用条件	現 状	20~30a区画中心				
	目 標(33年)	基盤整備済の30a以上の区画のほ場を中心に連担化を進め、2区画程度に集積する。				
作目・部門別合理化の方向	現 状	水	稲	追肥は根付肥、緑肥田の合計田	施肥方式の省力化	
	目 標(33年)					
⑤ 経営管理の合理化(に)に関する目標	現 状	簿記帳簿していないので経営の状況がしっくり把握できていない	簿記簿記帳の実施により経営と家計の分離			
	目 標(33年)					
⑥ 農業従事者の態様等の改善に関する目標	現 状	特に休みを決めていない			休日制の導入	
	目 標(33年)					
⑦ 農業生産多面的な公益の確保	規模拡大	●条件の良い農地を農業委員会よりあっせんしてもらおう。				
	農地集積	●A地区内にある所有地、借入地及び作業受託地について連担化して概ね4haの団地とする。				
生産方式の合理化	農業者の省力化	●倒米施肥にするとともに、緩効性肥料の使用により追肥を1回減らし、施肥作業の省力化を図る。				
	農業生産態様の改善	●家が経営協定の締結により、休日、給与等を明確にする。				
⑧ (参考)家族の構成	氏 名	年 齢	代表者との続柄	現 状	見 通 し	
	(法人経営にあっては役員の名)		(法人経営にあっては役職)	担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務
	○ ○ ○ 夫	47	本人	生産	250	生産
	○ 子	44	妻	生産・経理	50	経理
○ ○	22	長男		0	生産	
雇 用 者	常時雇(年間)	実人数	現 状	人	見 通 し	
	臨時雇(年間)	実人数	現 状	人	見 通 し	
		延べ人数	現 状	人	見 通 し	
			現 状	人	見 通 し	
(参考)他市町村の認定状況		認定市町村名	認定年月日	備 考		

# 主な支援措置

認定農業者をはじめとする意欲ある農業者には、国による経営改善のための支援措置が数多く準備されています。

詳しくは、市町村・農業委員会、JA、都道府県、都道府県・地域の農業再生協議会等にお問い合わせください（2016年7月現在）。

## 経営所得安定対策

諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産・販売する農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分に相当する交付金を直接交付します。また、当年産の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と対策加入者の積立金で補てんします。

加入対象は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、いずれも規模要件はないため、担い手は幅広く加入できます。



## 農業経営基盤強化準備金制度

青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、その積立額を必要経費・損金算入できるとともに、それを活用して農地等を取得した場合、圧縮記帳が可能になります。



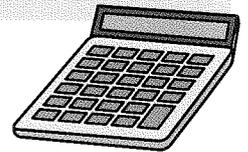
## 制度資金の金利負担軽減措置

「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体と位置づけられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金の金利負担が、貸付当初5年間最大2%引き下げられます（実質無利子化）。



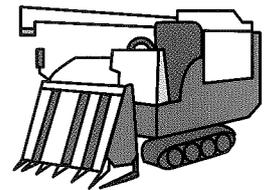
## 農業者年金の保険料補助

青色申告を行った場合、通常保険料の下限額（月額2万円）を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額（最大1万円）が補助されます。



## 農業近代化資金

一定の基準を満たす農業者等は、設備や機械の導入等を目的として長期かつ低利でJA等から資金を借り入れることができます。認定農業者等は、特に低金利で融資を受けることができます。

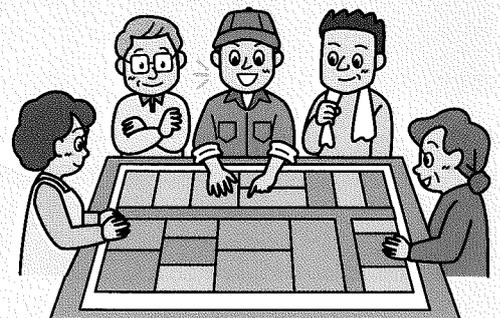


# 認定農業者 になったら…

## 人・農地プランと認定農業者

人・農地プランは5年後、10年後の地域農業の維持・発展を見据えて、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、地域の話し合いにより「今後の地域の中心となる経営体」、「将来の農地利用のあり方」などをまとめたもので、市町村が作成します。認定農業者は地域の話し合いに積極的に参加しましょう。中心となる経営体になれば更なる支援が受けられます。

また、今後の地域の中心となる経営体として人・農地プランに位置付けられた経営体で認定農業者となっていない場合は、積極的に認定を受けましょう。



# 農業経営指標を活用しよう

パソコンを使って誰でも経営分析ができる「新たな農業経営指標」を農林水産省が提供しています。毎年、自己チェックを行い農業所得の向上等、経営のステップアップにつなげましょう。

認定農業者は、毎年経営をチェックして、認定期間の中間年(3年目)と最終年(5年目)に市町村へ提出することが求められています。市町村ではこれを受け、必要に応じて普及指導センターや農協等と連携して、認定農業者のフォローアップを行います。

[例]

## 指標による評価結果シート

目的:「取組指標」、「技術指標」、「財務指標」の3つの指標により、現在の経営状況の評価を行い、経営発展の方向性と目標達成への道筋を明らかにする。

### [現状と目標]

項目	単位	現状	目標	指標値① (主業農家の標準的な水準)	指標値② (主業農家の上位20%の水準)
農業従事者数	(1) 人	3	3	2	3
総労働時間	(2) 時間	5,800	5,200	3,092	5,080
経営耕地面積	(3) a	1,620	1,800	956	2,073
総売上	(16) 千円	26,743	32,000	14,223	29,939
総費用	(19) 千円	22,056	25,000	8,718	18,188
農業所得	(20) 千円	4,687	7,000	5,011	11,093

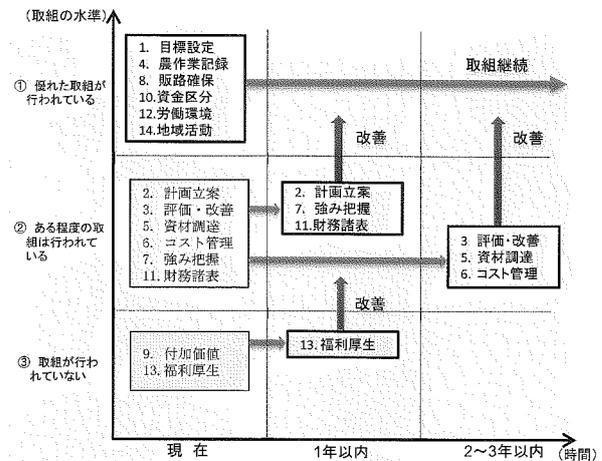
### [技術指標]

項目	単位	現状	指標値① (主業農家の標準的な水準)	指標値② (主業農家の上位20%の水準)	評価
米	(82/4)×10 kg/10a	495	528	564	
小麦	(93/3)×10 kg/10a	421	393	401	
ぶどう	(102/6)×10 kg/10a	667	1,103	1,265	
米	(112/4)×10 千円/10a	68	112	124	
小麦	(133/3)×10 千円/10a	43	27	29	
ぶどう	(140/8)×10 千円/10a	103	558	795	
全体	(152/3)×10 千円/10a	89	138	181	
労働生産性	(160/2)×10 円/h	4,611	5,005	8,370	
農業従事者1人当たり農業所得	(20)/(1) 千円/人	1,562	2,759	5,417	
生産単位当たり労働時間	(21)/(2)×10 時間/10a	25	27	16	
売上高材料費比率	(17)/(16)×100 %	18	19	15	
農業所得率	(20)/(16)×100 %	18	38	48	

### [財務指標]

項目	単位	現状	望ましい水準	評価
売上高借入金比率	(25)/(16)×100 %	15	0~100	
生産単位当たり借入金	(26)/(2)×10 千円/10a	25	0~130	
生産単位当たり農業用固定資産額	(22)/(3)×10 千円/10a	163	0~130	
自己資本比率	(17)-(23)/(24)-(23)×100 %	83	30~100	
売上高現預金比率	(21)/(16)×100 %	48	20~200	

### [取組指標]



### <評価の例>

- A: トップクラスの水準(上位20%内)の項目
- B: 平均的な主業農家の経営を上回る水準の項目
- C: 平均的な主業農家の経営を下回る水準の項目
- D: 算出に必要なデータが把握されていない項目
- : 望ましい水準の範囲内にある項目
- △: 望ましい水準の範囲外にあり、注意を要する項目
- ▲: 経営と家計の区分がされていない可能性のある項目

(農林水産省 資料より作成)

## 経営振り返り・シミュレーションシート

2年分の入力データに基づき、自動で経営振り返り・シミュレーションシートを出力できます。短期の目標の達成度合いや経営の変化を確認して、経営改善の参考にできます。

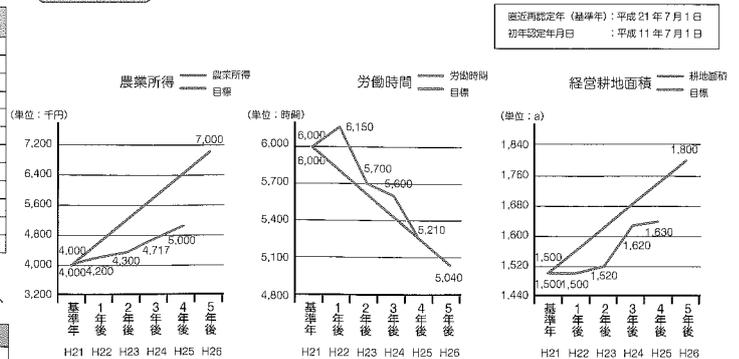
### 技術指標

技術指標について、昨年と今年の数値が比較して表示されます。昨年から数値が悪化した項目については、その原因を明らかにするとともに、必要な改善を行います。

項目	単位	指標値① (主業農家の標準的な水準)	指標値② (主業農家の上位20%の水準)	昨年	今年	昨年との比較	評価
米	kg/10a	528	564	570	495	↓	△
小麦	kg/10a	393	401	309	421	↑	○
ぶどう	kg/10a	1,103	1,265	693	667	↓	△
米	千円/10a	112	124	124	68	↓	△
小麦	千円/10a	27	29	33	43	↑	○
ぶどう	千円/10a	558	795	114	103	↓	△
全体	千円/10a	138	181	99	89	↓	△
労働生産性	円/h	5,005	8,370	4,372	4,776	↑	○
農業従事者1人当たり農業所得	千円/人	2,759	5,417	1,833	1,572	↓	△
生産単位当たり労働時間	h/10a	27	16	33	35	↑	△
売上高材料費比率	%	19	15	19	18	↓	○
農業所得率	%	38	48	16	18	↑	△

### 財務指標

主要な指標について、5年後の目標達成までの進捗と実際の数値の推移がグラフで表示されます。



### 財務指標

財務指標について、昨年と今年の数値が比較して表示されます。望ましい水準の範囲外にある項目については、その原因を明らかにするとともに、必要な改善を行います。

項目	単位	望ましい水準	昨年	今年	昨年との比較	評価
売上高借入金比率	%	0~140	18	15	↓	○
生産単位当たり借入金	千円/10a	0~160	24	25	↑	○
生産単位当たり農業用固定資産額	千円/10a	0~80	161	163	↑	△
自己資本比率	%	30~100	81	83	↑	○
売上高現預金比率	%	20~200	44	48	↑	○

# 頑張っています！

2015年度に農林水産省と全国担い手育成総合支援協議会が共催した全国優良経営体表彰で、農林水産大臣賞を受賞した認定農業者

## 農林水産大臣賞 個人経営体部門

新たな挑戦を続け、  
大規模経営を実現



宮崎県宮崎市 福田 誠氏

誠さんと妻・精子さん

福田さんは宮崎県内でいち早くピーマンの栽培に取り組み、基礎技術の確立、販売対策強化により産地化に向けたけん引役を務める等、同県の農業発展に貢献してきた。現在は施設でショウガ6haを栽培している。

昭和50年代からショウガ栽培を始め、地域初の施設栽培による周年出荷を実現するなど、新品目の導入や新技術への挑戦で経営規模を拡大してきた。平成26年には雇用の安定確保を重視することに加え、経営移譲を見据えて経営を分割。妻・次男を代表者とする(株)フクダフーズ(露地ショウガ5ha、ハウスピーマン15a)、(株)アグリフロンティア(施設キュウリ50a、施設ピーマン50a)を新設し、部門別に役割を明確化した。

今ではグループで常時雇用30名とパートに加え、知的障がい者6人を雇用するなど、個人では例をみない大規模経営を実現させた。人材育成にも力を入れており、これまで400名以上の研修生を受け入れている。

## 農林水産大臣賞 法人経営体部門

知識と技能を活かして、  
地域農業の支えに



富山県高岡市

有限会社  
中山農産

智章さんと妻・恵美子さん

農閑期を極力なくし、従業員を通年雇用するため水稲30haを中心に、ハトムギ31haやサトイモ、エダマメ、ニンジン、キャベツ8.5haなど複数品目を栽培。急速冷凍処理したサトイモやエダマメを販売し、周年で利益を得る工夫を図っている。

さらに、エンジニア出身の中山さんの施設や機械に関する知識や技能を活かし、作業機の改良、中古施設の再利用によって大幅なコスト削減と省力化を実現。スゲ収穫の省力化は、地域の伝統文化である「菅笠」原料の確保に貢献している。

また、地域ぐるみでハトムギの産地形成に向けて取り組み、作付け開始から5年で全国一の産地となり、その中でもトップレベルの生産量を誇る。ハトムギの乾燥・調製を受託し、他産地ではほとんど実施されない色彩選別機を用いた選別によりトップグレードのハトムギを出荷し、健康食品等の高付加価値商品の原料として高値で取引されている。

## 「全国農業担い手サミット」 を開催しています

2015年11月10～11日に宮崎県宮崎市の宮崎市民文化ホールをメイン会場に「第18回全国農業担い手サミットinみやざき」が開催されました。「語ろう未来を受け継ごう今を!～農業の無限の可能性を信じて～」をテーマに全国から認定農業者ら約1,700人が参加。10日の全体会には皇太子殿下のご臨席を賜る中、優良経営体表彰等が行われました。



全体会で挨拶する田村通康実行委員会委員長

## 次世代を育てる集落営農支援

【H29予算額 6,361千円】

### 対策のポイント

集落営農の新規設立、法人化及び経営力の強化を支援します。

### 〈背景／課題〉

- ・ 農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などが進む中、地域農業の担い手として集落営農の重要性が高まっています。
- ・ 平成27年産からの経営所得安定対策の対象が、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農に限定されたことから、認定農業者になれない小規模経営の農家が対策に加入するには集落営農として加入する必要があります。
- ・ 集落営農が収益を確保し継続した運営をすることで、農地の有効活用、雇用創出、地域活性化などの効果が期待できます。

### 政策目標

平成31年度末までの集落営農数の目標：137組織

### 〈主な内容〉

新たな集落営農の組織化を支援するとともに、集落営農の法人化や経営発展に向けた取組を推進する。

#### 1 ぐんま型集落営農支援事業

新規作物導入のための栽培試験ほの設置に係る経費を補助する。

【実施主体】集落営農（任意組合、法人）

【対象経費】種苗費、肥料費、農薬費 等 【補助率】1/2（上限100千円）

#### 2 農業経営力向上支援事業【国庫】

##### （1）集落営農組織設立支援

新たに組織された集落営農に対し、定額200千円を交付する。

【実施主体】集落営農組織（市町村を通じた間接補助金）

##### （2）農業経営の法人化支援

新たに集落営農が法人化した場合や、複数戸からなる農業経営が法人化した場合に、定額400千円を交付する。

【実施主体】集落営農法人等（市町村を通じた間接補助金）

##### （3）法人経営の支援

① 集落営農の法人経営に必要な研修を実施する。

【実施主体】県

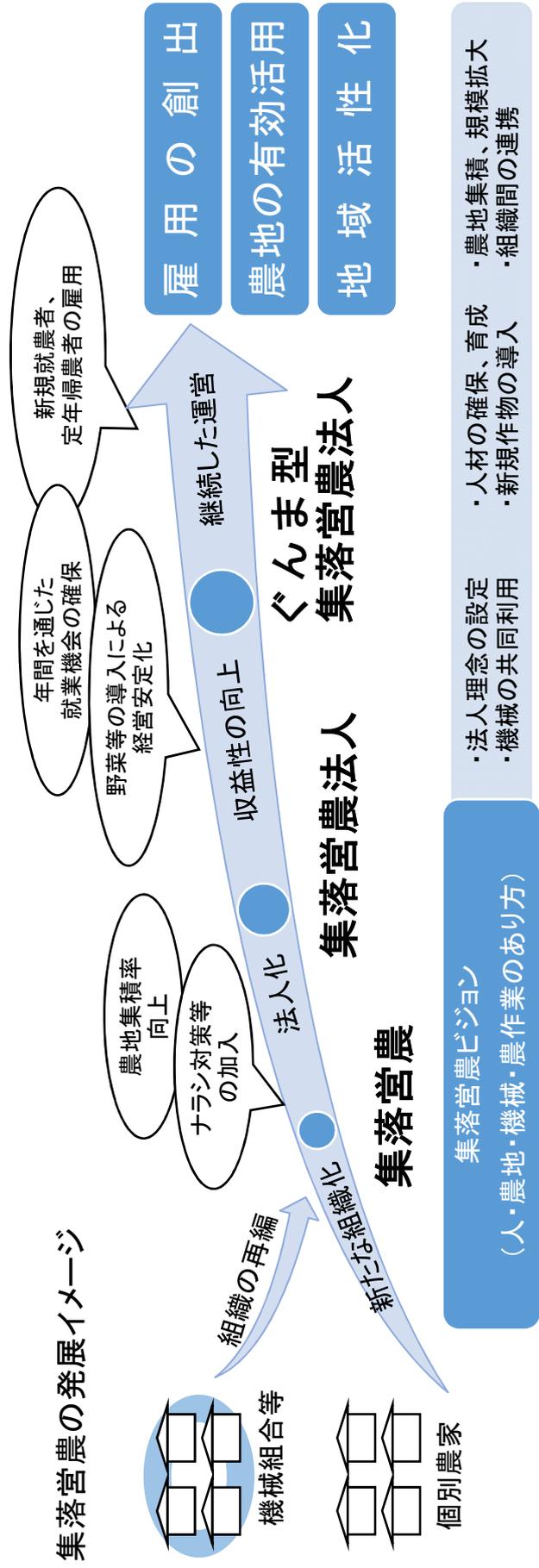
【研修内容】全ての集落営農を対象とする集合研修のほか、会計処理やリーダー育成など、個別課題にテーマを絞った研修を行う。

② 法人化を目指す者等を対象とした研修を支援する。

【実施主体】市町村 【補助率】 定額

[お問合せ先：農政部農業構造政策課経営体支援係 027-226-3024（直通）]

# 次世代を育てる集落営農支援



集落営農の数の増やすとともに、集落営農の法人化や経営発展に向けた取組を支援する。

## 1 ぐんま型集落営農支援事業 (県単独事業) 【一財】300千円 (積算：3組織×@200千円×補助率1/2=300千円)

新規作物導入のための栽培試験ほの設置に係る経費を補助する。

【実施主体】集落営農(任意組合、法人) 【対象経費】種苗費、肥料費、農薬費等 【補助率】1/2(上限100千円)

## 2 農業経営力向上支援事業 (国庫事業)

- 集落営農組織設立支援 【国庫】1,000千円 (積算：5組織×@定額200千円=1,000千円)  
新たに組織された集落営農に対し、定額200千円を交付する。 【実施主体】集落営農組織(市町村を通じた間接補助金)
- 農業経営の法人化支援 【国庫】4,000千円 (積算：10組織×@定額400千円=4,000千円)  
新たに法人化した集落営農や、法人化した複数戸からなる農業経営に対し、定額400千円を交付する。  
【実施主体】集落営農法人等(市町村を通じた間接補助金)
- 法人経営の支援 【国庫】1,061千円 (積算：県実施分966千円+1市町村実施分95千円)

① 法人化を目指す者等を対象とした、法人経営に必要なとなる労務・財務管理等に関する研修等の実施を支援する。

【実施主体】市町村 【補助率】定額

② 集落営農の法人経営に必要なとなる研修を実施する。

【実施主体】県 【補助率】定額

# ぐんま型集落営農支援事業

群馬県農政部農業構造政策課

米麦に加え野菜等の新規作物を導入することで、経営の複合化を目指す組織の取組を支援します。



◆収益性の高い複合型のぐんま型集落営農育成推進の事業(県単独)  
【ソフト】『ぐんま型集落営農支援事業』

## 支援内容

集落営農組織等の新規作物導入に向けた取組を支援

○事業実施主体 集落営農(任意組織、法人)

(注)平成19~24年度まで実施されていた「ぐんま型集落営農法人育成支援事業」、平成25~27年度まで実施されていた「ぐんま型集落営農ステップアップ支援事業」において補助を受けた組織については、前回利用時と取組内容が異なる場合のみ利用可能です。

(注)集落営農(任意組織)については、法人化を目指す組織が対象となります。

○補助対象内容 新規作物導入にあたっての栽培試験ほの設置

## ○対象経費

種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、動力光熱費 等事業実施に必要な経費

(注)経費は、他の補助事業と明確に区分することとします。

(注)飲食にかかる経費、事務機器等の購入費は対象外です。

○事業対象期間 原則として1年間

○補助率 : 1/2以内

○標準事業費 : 20万円

○補助金額上限 : 10万円

○取組予定組織数: 3



☆☆ 本事業に関するお問い合わせは、農業事務所(指導センター)までお願いします。☆☆

## 農業経営力向上支援事業

【668（653）百万円】

### 対策のポイント

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援します。

### <背景／課題>

- ・法人経営は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがあります。
- ・このため、意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を図る必要があります。

### 政策目標

今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

### <主な内容>

1. 法人化推進体制の整備 250（250）百万円  
都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、法人化・経営継承・経営改善に関する専門家（税理士、中小企業診断士など）の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組を推進します。
2. 農業経営の法人化等の支援 316（316）百万円  
集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）及び集落営農の組織化（定額20万円）等の取組を支援します。
3. 農業経営の質の向上促進 102（87）百万円  
農業経営の質の向上を促進するため、経済界の協力を得て実施する人材のマッチングの取組や、農業法人における従業員のキャリアアップの促進等の取組を推進します。

委託費、補助率：定額、1／2  
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-2143）]

# 農林水産省の 「農業担い手メールマガジン」 に登録しませんか!

農林水産省から支援策等の最新情報が直接届きます。

## ○農業者向けの各種支援策

補助事業の公募情報や災害時の支援情報をはじめ、皆さんが活用できそうな支援等の情報を配信しています。

## ○経営改善につながるお役立ち情報

皆さんが活用できそうな最新の技術や機械の情報などを配信しています。

## ○農業関連イベント情報

農業担い手サミットなど皆さんが参加できる催しものを案内しています。

月1、2回程度  
配信  
登録無料!

## 登録方法はとても簡単です。

登録先

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>



PC・スマートフォンから登録・利用できます。

- ① 上記のリンク(登録先)から【新規配信登録】をクリックします。
- ② 登録画面上でメールアドレスを記入し、年齢・性別・都道府県・職業を選択の上、「農業担い手メールマガジン」にチェックを入れ、【確認】ボタンを押します。
- ③ 画面上に、記入・選択した内容が表示されます。確認の上、内容に誤りがなければ、【登録】ボタンを押してください。登録したメールアドレスに、メールが配信されますので、【登録URL】ボタンを押して、登録完了です。

※登録された情報は、メールマガジンの配信・アンケートの依頼又はコンテンツ制作の参考のためのみに利用し、それ以外の目的には利用しません。

PC・携帯電話から  
登録・利用可

### ②の登録画面

#### 新規配信登録 (SSL対応)

配信を希望する全てのメールマガジンをチェックしてください。

メールアドレス (必須)	<input type="text"/>
年齢	<input type="text" value="数字"/>
性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
都道府県	<input type="text" value="選択してください"/>
<input type="button" value="確認"/>	

【本省発行】	
<input type="checkbox"/>	農林水産省メールマガジン - 毎週1回発行
<input type="checkbox"/>	食料供給インフォメーション - 不定期発行
<input type="checkbox"/>	農林水産物等輸出促進メールマガジン - 不定期発行
<input type="checkbox"/>	食品安全エクスプレス - 毎日1回発行
<input type="checkbox"/>	地理的表示メールマガジン - 毎月1回発行
<input type="checkbox"/>	6次産業化・地産地消メールマガジン - 毎月1回発行
<input type="checkbox"/>	e-普及だより - 毎月1回発行
<input type="checkbox"/>	米に関するメールマガジン - 毎月1回発行
<input checked="" type="checkbox"/>	農業担い手メールマガジン - 毎月1回発行

問合せ先 経営局経営政策課広報担当 TEL 03-3502-8111(内5134)

# ぐんま認定農業者メールマガジン 「いきいきホットメール」利用者募集!!

意欲的に経営改善等に取り組む農業者のみなさんへ情報提供をするために「ぐんま認定農業者メールマガジン『いきいきホットメール』」を発行しています。是非、活用してください!!



登録をすると、毎月メルマガが届くよ。  
登録は、無料だよ。  
周囲のみんなにも教えてあげてね。

- ◆発行日 毎月1日 ※必要に応じて、臨時号の発行もあります。
- ◆情報内容 栽培技術情報、研修会・相談会等の開催情報、農政情報など、認定農業者等の農業経営等の参考になる情報
- ◆手続き 次のホームページで登録をしてください。

ホームページ：<http://gnkaigi.jp/mailmag/index.html>

 **ぐんま 認定農業者 メールマガ** で検索をしてみてください。



スマートフォンの場合は、左のQRコードを利用してみてください。

- ◆発行 群馬県認定農業者連絡協議会、群馬県担い手育成総合支援協議会

- ◆問い合わせ先 群馬県担い手育成総合支援協議会事務局

(一社)群馬県農業会議	027-280-6171
群馬県農政部農業構造政策課	027-226-3024

## 平成28年度 ぐんま農業フロントランナー養成塾 塾生募集要項

### 1 趣 旨

農業を取り巻く環境が大きく変化をする中、将来の本県農業を牽引する農業経営者（フロントランナー）を養成することにより、その先進的経営の地域への波及、地域農業の活性化を推進することを目的として、「ぐんま農業フロントランナー養成塾（以下「塾」という。）」を開催し、塾生を募集します。

### 2 募集コース

#### (1) 担い手育成コース

企業的な農業経営や地域農業をマネジメントできる人材（人財）を養成します。

#### (2) 6次産業化コース **※H29年度は担い手育成コースのみの予定**

農業の6次産業化を学び、地域における6次産業化リーダーを養成します。

### 3 募集人数

各コースごとに20名程度を募集します。 **※H29年度は25名程度の予定**

※ 応募多数の場合、申込者の意欲と目的、県内の地域バランスなどを考慮して選考を実施します。

### 4 募集対象者

塾生は、次に掲げる概ね45才未満の者であって、本県農業のフロントランナーを目指す強い志を持つ者で、原則として、全講座に出席可能な者としします。

#### (1) 担い手育成コース

経営改善や地域農業の活性化に意欲のある次のいずれかに該当する者。

①農業経営者

②農業経営者になることが確実な農業従事者（農業後継者等）

#### (2) 6次産業化コース **※H29年度は担い手育成コースのみの予定**

地域における6次産業化リーダーを目指す意欲のある農業者（※）で次のいずれかに該当する者。

①農産加工・販売等の6次産業化活動を行っている者

②農産加工・販売等の6次産業化活動を開始する予定のある者

※ 農業者には、農家世帯員、農業法人・農産加工グループ等の構成員を含みます。

### 5 実施時期

平成28年6月～平成29年2月の期間に合計7回（概ね月1回）の講座を実施します。

### 6 受講料

講義の受講料は、無料です。

ただし、教材費、宿泊研修の宿泊費、意見交換会費、飲食費、会場までの交通費は、塾生に負担をお願いします。

## 7 カリキュラム

	担い手育成コース	6次産業化コース
第1回 【6月22日】	入塾式 【公開講座】 基調講演「農業を取り巻く情勢」 ぐんま農業フロントランナー養成塾塾長 合瀬宏毅 氏 講義「他産業経営者の視点」 他産業の先進経営者	
第2回 【7月予定】	【宿泊研修】 講義・演習・グループワーク「農業経営者としての経営理念・経営戦略」 (公財) 松下政経塾 顧問 古山和宏 氏	
第3回 【9月予定】	講義「農業経営者に求められる資質について考える」 こと京都(株) 代表取締役 山田敏之 氏 講義・演習「環境(SWOT)分析」	講義「売れる仕組みを考える」 (株)バヤズ・ガド 代表取締役 永瀬正彦 氏 演習「商品企画作成」
第4回 【10月予定】	【先進事例調査】	【先進事例調査】
第5回 【11月予定】	【共通講座】「今、消費者が求める農産物とは何か」 ショッピングアドバイザー 今野保 氏 講義・演習「顧客・市場分析」	
第6回 【12月予定】	講義「先進経営者から学ぶ」 (株)野菜くらぶ 代表取締役 澤浦彰治 氏 講義・演習「経営計画書作成演習」 「実行計画、収支計画について」	演習「販売実習」 ファーマーズ&キッズフェスタ出展
第7回 【2月予定】	経営計画発表会 卒塾式	商品企画発表会

※※H29年度は担い手育成コースのみの予定

## 8 提出書類

様式1 ぐんま農業フロントランナー養成塾 入塾申込書  
 様式2 ぐんま農業フロントランナー養成塾 入塾申込理由書  
 様式3 ぐんま農業フロントランナー養成塾 入塾同意書【雇用従事者のみ提出】  
 ※申込みに関する個人情報、塾生選考及び塾運営以外の目的には使用しません。

## 9 募集期間

平成28年4月26日(火)～5月25日(水)【郵送の場合、当日消印まで有効】

## 10 塾生の決定

書類審査により決定し、結果は6月3日(金)頃までに本人宛通知します。

## 11 卒塾証書の交付

条件をすべて満たした者には、卒塾証書を交付します。

### 【卒塾証書交付条件】

- ・所定の講義の過半に出席
- ・経営計画等の作成・提出  
(担い手育成コース：経営計画、6次産業化コース：商品企画を予定しています。)
- ・卒塾証書の交付を受けるに値すると塾長に認められること

### 問い合わせ・申込書の提出先

群馬県農政部農業構造政策課経営体支援係  
 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
 TEL: 027-226-3024 FAX: 027-225-0096  
 E-mail: noukouka@pref.gunma.lg.jp

平成28年度ぐんま農業フロンランナー養成塾 カリキュラム

		担い手育成コース	6次産業化コース
		ゴールイメージ： ・自分のビジョンと目標を自分の言葉で熱く語れるようになり、現状の課題を明確に整理し、まず自分がやるべき戦略を宣言できるようになる ・夢に「数字」を入れて、イメージを具体的に捉える	ゴールイメージ： ・顧客視点での商品定義と販売戦略を立てる ・訴求力のあるアプローチを学ぶ
第1回	6月22日	<b>◆入塾式</b> <b>◆公開講座</b> 14:30～17:20 ・基調講演「変わる農業を巡る環境」 講師：NHK解説主幹 合瀬宏毅 氏(塾長) ・講演「志と挑戦」 講師：永井酒造株式会社 代表取締役 永井則吉 氏	
	7月19～20日	<b>◆宿泊研修</b> 1日目 13:00～2日目 12:00 ・講義・演習「農業経営者としての経営理念・経営戦略」 講師：(公財)松下政経塾 顧問 古山和宏氏 伊香保温泉 森秋旅館 ・「マーケティング戦略～ペルソナ分析」(講義の後、ケースを用いたグループワークと発表) 講師：アグリフューチャー・ジャパン、流通経済研究所	
第3回	9月5日	<b>◆講座</b> 10:00～16:30 ・講義「農業経営者に求められる資質について考える」 講師：こと京都株式会社 代表取締役 山田敏之 氏 ・講義・演習「環境分析(SWOT分析)演習」 講師：アグリフューチャー・ジャパン、流通経済研究所	9月6日 <b>◆講座</b> 10:00～16:00 ・講義「売れる仕組みを考える」 講師：株式会社バイヤーズガイド 代表 永瀬正彦 氏 ・演習「商品企画作成」
	9月5日 県庁 291会議室	9月6日 県庁 292会議室	
第4回	10月5日	<b>◆先進事例調査</b> 9:45～17:00 ・先進事例調査 (有)トップリバー(長野県北佐久郡御代田町) 富士見みらいプロジェクト ※視察と経営者の講話・質疑応答	10月6日 <b>◆先進事例調査</b> 9:45～17:00 ・先進事例調査 (有)ファームオアシス(茨城県筑西市) ※視察と経営者の講話・質疑応答
	10月5日	10月6日	
第5回	11月9日	<b>◆講座</b> 10:00～16:30 ・講義「今、消費者が求める農産物とは何か」 講師：ショッピングアドバイザー 今野保 氏 ・講義・演習「環境分析演習」 講師：流通経済研究所	
	11月9日 県庁 281B会議室 295会議室 昭和庁舎 21会議室	・講義・演習「商品企画作成」 講師：アグリフューチャー・ジャパン	
第6回	12月6日	<b>◆講座</b> 10:00～16:30 ・演習「経営計画及び経営計画書」 講師：アグリフューチャー・ジャパン、流通経済研究所 ・講義「県内先進事例から学ぶ」 講師：(株)野菜くらぶ 代表取締役 澤浦彰治 氏 ・講義・演習「実行計画・収支計画の立て方について」	12月10～11日 <b>◆演習</b> ・「ファーマーズ&キッズフェスタ」 場所：日比谷公園 催事やフェスティバル等の物販イベントに参加し販売実習を行う
	12月6日 県庁 291会議室	12月10～11日 東京都日比谷公園	
第7回	2月14日	<b>◆経営計画発表会</b> 10:00～15:30 県庁昭和庁舎 35会議室	2月6日 <b>◆商品企画発表会</b> 10:00～16:00 県庁 ビジターセンター
	2月14日	2月6日	
<b>◆卒塾式</b> 2月14日			

※H29年度からは担い手育成コースのみの予定

## 1 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【27,771(15,401)百万円】

### 対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

### <背景/課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

15,469(8,127)百万円

##### (1) 農地中間管理機構事業

2,483(1,311)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

##### (2) 機構集積協力金交付事業

10,043(4,591)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

##### (3) 機構集積支援事業

2,943(2,225)百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

#### 2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

15,245(9,499)百万円

##### (1) 農業委員会交付金

4,718(4,718)百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

##### (2) 農地利用最適化交付金

6,993(1,961)百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

##### (3) 機構集積支援事業(再掲)

2,943(2,225)百万円

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円  
 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します。

(5) 農地調整費交付金 77 (81) 百万円  
 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。  
 補助率：定額等  
 事業実施主体：都道府県、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)  
 103,395 (91,251) 百万円  
 農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進します。

2. 農地耕作条件改善事業 23,562 (12,274) 百万円  
 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

3. 荒廃農地等利活用促進交付金 231 (231) 百万円  
 荒廃農地等を再生利用するための雑木除去や土作り等の取組を支援します。

4. 人・農地問題解決加速化支援事業 128 (197) 百万円  
 人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

5. 経営体育成支援事業 2,833 (2,997) 百万円  
 農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の担い手に対し、融資を活用した農業用機械・施設等の導入を支援します。  
 なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。

6. 果樹支援関連対策 (果樹農業好循環形成総合対策事業)  
 5,660 (5,600) 百万円  
 農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援します。  
 また、機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します (加算額：2万円/10a)。  
 ※ これと併せて、機構が果樹の産地協議会 (担い手代表、市町村、生産出荷団体等で構成) に参画するなど、連携強化の取組を推進し、担い手への園地集積と改植等の促進を図ります。

お問い合わせ先：

1 (1)～(2)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1 (3)、2 (3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2 (1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2 (5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局地域振興課	(03-6744-2665)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

# 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成29年度予算概算決定額：278（154）億円】

## 1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

【平成29年度予算概算決定額：155（81）億円】

### 機構集積協力金交付事業

（機構への農地の出し手に対する支援）

【100（46）億円】

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

#### (1) 地域に対する支援

機構にまとめた農地を貸し付ける  
地域に対する支援（地域集積協力金）

#### (2) 個々の出し手に対する支援

①経営転換・リタイアする場合の支援  
（経営転換協力金）

②農地の集積・集約化に協力する場合  
の支援（耕作者集積協力金）

### 農地中間管理機構事業

（農地中間管理機構の業務に対する支援）

【25（13）億円】

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

#### (1) 事務費

機構の運営・業務委託に必要な経費  
〔定額補助〕

#### (2) 事業費

- ① 農地の賃料
- ② 農地の管理・保全に要する経費  
（土地改良の負担金を含む）

- ・定率補助と農地集積奨励金の2本立て
- ・農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム
- ・実質的な国庫負担は、最大で90%

#### (3) その他

農地買入等に要する借入資金に係る利子助成等

※(3)は都道府県別の基金の対象外

### 機構集積支援事業

（農地集積・集約化の基礎業務への支援）

【29（22）億円】

遊休農地の所有者の利用意向調査、  
農地情報公開システムの維持管理、  
農業委員及び農地利用最適化推進  
委員の資質向上に向けた研修等を  
支援

## 2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

【平成29年度予算概算決定額：152（95）億円】

### 農業委員会への支援 【147（89）億円の内数】

#### (1) 農業委員会交付金

【47（47）億円】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付

#### (2) 農地利用最適化交付金

【70（20）億円】

- ・ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付

※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象

#### (3) 機構集積支援事業

【29（22）億円の内数】

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新等を支援

### 都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【35（27）億円の内数】

#### (1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

【5（5）億円】

- ・ 農地法に規定された業務に要する経費を負担（人件費や旅費等について国が負担）

#### (2) 機構集積支援事業

【29（22）億円の内数】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

### 全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【29（22）億円の内数】

#### 機構集積支援事業

【29（22）億円の内数】

- ・ 農地情報公開システムの維持管理、都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等を支援

#### 農地調整費交付金

【1（1）億円】

- ・ 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付

## 担い手への農地集積・集約化

【予算額 354,523千円】

### 対策のポイント

農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を推進するため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を図ります。

### <背景／課題>

- ・ 本県農業は、担い手の高齢化、減少が進行しており、将来の本県農業を担う人材の確保・育成が課題です。
- ・ 農業生産を支える農地の有効利用を促進し、農地集積（流動化）や地域の実情を生かした耕作放棄地対策を推進し、優良農地を確保することが大切です。

### 政策目標

農業構造の改革により、農地の有効活用と多様な担い手を確保・育成し、競争力のある農産物を創り出す産業としての力強い本県農業の確立を図ります。

### <主な内容>

#### 1. 担い手への農地集積・集約化

##### (1) 農地中間管理機構事業

農地中間管理機構の整備や活動を支援します。

##### (2) 機構集積協力金交付事業

機構にまとまった農地の貸付けを行った地域及び貸付けに伴い離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付します。

##### (3) 農地売買支援事業

農地中間管理機構による、農地を買い入れ、売り渡す事業を支援します。

[お問い合わせ先：農政部農業構造政策課構造改善係 027-226-3022(直通)]

# 1 全国農地ナビのスキーム

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めるため、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく**農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステムとして整備。**
- 農地中間管理機構関連予算を活用して整備を進めてきたところであるが、平成27年4月より稼働し、農地情報の公開を開始。27年度に**お気に入り機能の追加や検索速度の向上などの機能向上を図り、28年4月から提供開始。**
- 本システムにより、**インターネットを利用して、**
  - ① 経営規模の拡大や新規参入を希望する「**農地の受け手**」が**全国から希望の農地を探す**
  - ② 農地中間管理機構や市町村・農業委員会が、**農地集積・集約化に向けた調整活動に活用する**といったことが**無料**でできるようになったところ。

## 農業委員会

- 農地の権利関係や利用状況などを調査



- 農地所有者の意向を把握

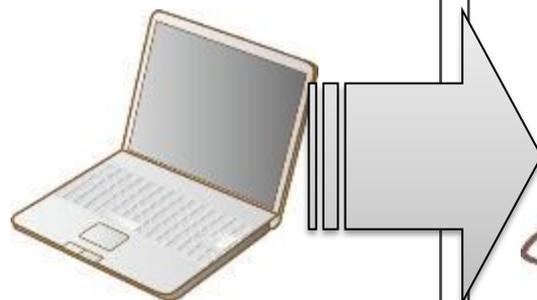


そろそろ農業をリタイア。  
農地を誰かに貸したい。



農地を持っているが、  
自分では耕作できない。  
誰かに貸したい。

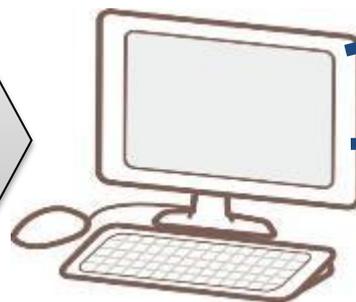
農地台帳に記録



※農地中間管理機構関連2法により農業委員会に対して、**農地台帳・地図の電子化と公開を義務付け**

## 全国農地ナビ

農地情報を全国一元的に公開



※**無料**で利用可能

農地の受け手

(規模拡大や新規参入の希望者など)

インターネット

農地集積業務を行う行政機関

(中間機構や市町村・農委など)

## 全国農地ナビにより公表する農地情報

- 所在・地番、地目（田、畑など）、面積
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 所有者の農地に関する意向（貸したい、売りたいなど）
- 耕作者ごとに付番した整理番号
- 賃借権等の権利の種類とその存続期間
- 農地中間管理機構の権利取得や転貸の状況
- 遊休農地の判断と措置の実施状況



これらの農地情報を  
地図とともに表示



## 農地の受け手（規模拡大や新規参入の希望者）

今までは…

- 農業委員会に個別に問い合わせなければ、農地情報を入手できない
- 得られる農地情報が少なく、経営規模の拡大や新規参入に向けた検討が進まない



これからは…

- 全国の農地情報をインターネットで閲覧でき、希望の条件で検索もできる
- 検索機能を活用し、農地の権利関係の状況確認や参入する地域の検討などができる
- なお、個人情報（耕作者の氏名、年齢等）は閲覧できない（下の行政機関のみが閲覧可能）

## 農地集積業務を行う行政機関（農地中間管理機構や市町村・農業委員会等）

今までは…

- 人・農地プランの作成・見直しや農地の出し手の掘り起こしなどの農地利用の集積・集約化に向けた調整活動の際に、農地情報を地図上で見ることができず、農地の状況をイメージしにくい

これからは…

- 農地の集積・集約状況、賃借権等の権利の終期、農地中間管理機構の借入農地が否か等の農地台帳の項目を地図上で一覧でき、地域の農業者等と情報共有した上で協議ができる
- 耕作者の氏名、年齢等の個人情報についても、地図上で閲覧可能

# 農地利用最適化促進

【予算額 10,854千円】

## 対策のポイント

- ①担い手への農地集積を促進し、経営規模拡大による安定的な農業経営体を育成します。
- ②耕作放棄地の早期解消を推進し、農地の有効利用を促進します。

## 〈背景／課題〉

- ・農業従事者の高齢化・減少により生産力が低下するとともに、耕作放棄地が年々増加しており、その解消と発生防止が重要な課題となっています。
- ・本県農業を維持・発展させていくため、担い手へ農地を集積することで農地の効率的利用を図るとともに、経営規模拡大により安定的な農業経営体を育成する必要があります。
- ・そこで、既存事業を統合し一体的な対策を行います。担い手への農地集積を進めることで、担い手農家の経営規模拡大を進めると同時に耕作放棄地の発生を未然に防止する一方で、発生した耕作放棄地は早期解消を促進するなど、農地の有効活用を総合的に推進します。

## 政策目標

- ①平成31年度までに担い手への農地の集積率を42%に向上
- ②平成31年度における再生利用可能な荒廃農地の面積を1,675haとする

## 〈主な内容〉

### 1. 農用地利用集積促進事業

農地の利用集積を促進するため、認定農業者に対する賃借権又は使用貸借権（以下、「賃借権等」）の設定を行った者又は賃借権等の設定を受けた認定農業者に対して奨励金を交付します。

- 事業主体 市町村
- 集積対象者 認定農業者
- 補助率 1/2以内（1/2は事業主体である市町村の義務負担とする）
- 奨励金単価 (単位 円/10a)

賃借権等の存続期間	賃借権等設定	
	通年借地	期間借地
5年以上10年未満	4,000	2,000
10年以上	6,000	4,000

- 主な要件  
期間5年以上の賃借権等の設定を行った農地  
(通年借地については、農地中間管理機構を活用した集積であること)
- 対象期間  
平成29年1月1日～12月31日

### 2. 耕作放棄地リフレッシュ促進事業

農地中間管理機構による農地の借入を前提とした耕作放棄地解消の取組を支援します。

- 事業主体 群馬県農地中間管理機構（県農業公社）
- 補助対象 耕作放棄地再生利用交付金（国庫）充当後の事業費に対し、定額\*又は1/2以内を補助する。  
ただし、県と同額補助を市町村の義務負担とする。  
\*交付単価：20千円/10a又は25千円/10a
- 主な要件 耕作放棄地再生利用緊急対策（国庫）の要件（農業振興地域内農用地区域のA分類荒廃農地で、解消費用が10万円以上/10a）を満たしており、耕作放棄地を含む1ha以上のまとまりのある農地であること

### 3. 耕作放棄地再生利用総合対策事業

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において荒廃農地として整理された農地を再生利用する農業者等に対して再生費用の一部を補助します。

- 事業主体 地域耕作放棄地対策協議会
- 補助対象 事業費が30千円以上100千円未満/10aの耕作放棄地再生作業を対象に定額30千円/10aを補助する。  
ただし、15千円/10aを市町村の義務負担とする。
- 主な要件  
再生利用を行う年度から起算して5年間以上、対象農地の農業上の利用を継続すること

[お問い合わせ先：農政部農業構造政策課構造改善係 027-226-3022（直通）]

## 19 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【231(291)百万円】

### 対策のポイント

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃農地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

### 政策目標

農用地区域を中心として、荒廃農地を再生

### <主な内容>

#### 1. 荒廃農地を再生利用する活動への支援

荒廃農地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土壌改良、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を2割加算します。

#### 2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

#### 3. 附帯事業への支援

引受け手と受入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

※ 東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援します。

（補助率：定額（再生作業5万円/10a等）1/2以内等  
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2081）]

# 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

## 事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）  
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

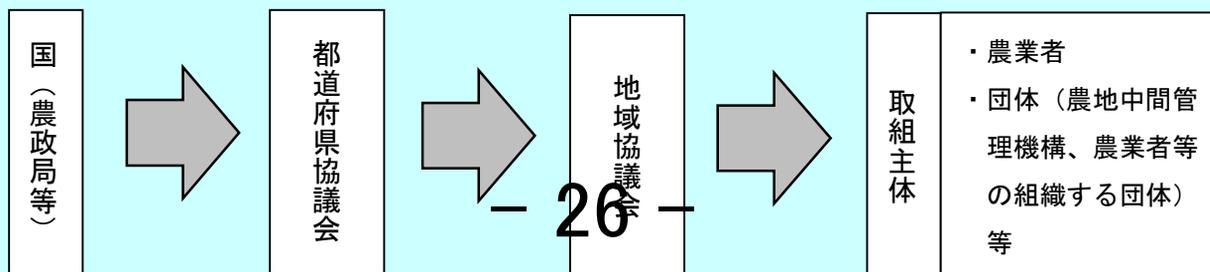
### 【事業メニュー】

- ① 荒廃農地を再生利用する活動への支援**
  - ア 再生作業（雑草・雑木の除去、併せて行う土壌改良等）【5万円/10a※】
    - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【6万円/10a】
    - ※ 重機を用いて行う等の場合【1/2以内、沖縄県にあっては2/3以内、併せて行う土壌改良は2.5万円/10a】
  - イ 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等、2年目に必要な場合）【2.5万円/10a】
  - ウ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
  - エ 経営展開（加工・販売の試行、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
  - ・ 基盤整備（農業用排水施設、農道の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備  
【1/2以内、沖縄県にあっては2/3以内】
  - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
  - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
  - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

※ 東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援。



### 【交付金の流れ】



# 耕作放棄地リフレッシュ促進事業

点在する耕作放棄地とその恐れのある周辺農地を、群馬県農地中間管理機構が一括して借入れ、整備、担い手への貸付けを行うことにより、耕作放棄地の解消及び未然防止、優良農地の利用集積、新たな地域ビジョンの創出を図ります。

表1 事業の概要

項目	内容
1. 実施主体	市町村耕作放棄地対策協議会
2. 補助率	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国事業）充当後の補助対象事業費に対し、県1/2以内、市町村等1/2以内（定率又は定額）
3. 県当初予算額	5,000千円
4. 事業内容	耕作放棄地の解消・防止のための簡易な整備（抜根、整地、測量）
5. 主な事業要件	(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策の要件を満たすこと。 [対象地は、原則、農用地区域内の耕作放棄地A分類（荒廃農地調査）であること等] (2) 耕作放棄地を含む概ね1ha以上のまとまりのある農地で、市町村が守るべき農地と認め、機構が借受者を予定できること。 (3) 機構から農地を借り受けた担い手は、借受け後10年以上耕作すること。

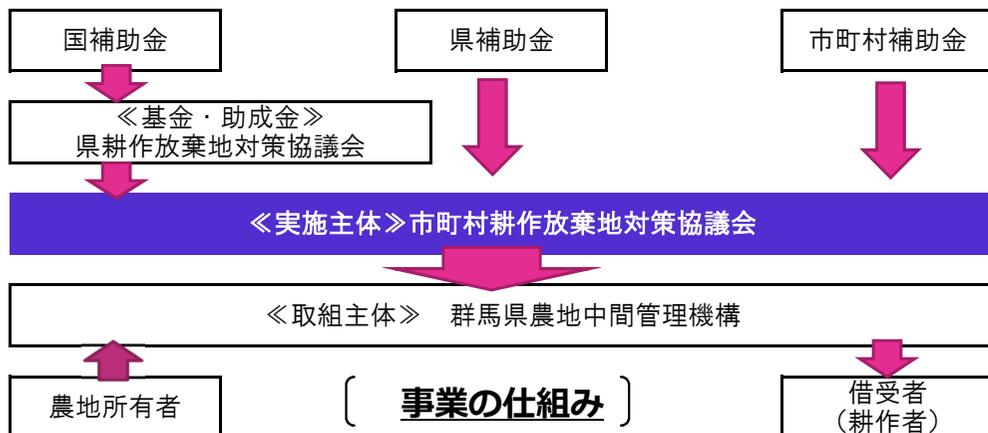
表2 耕作放棄地リフレッシュ促進事業の補助率

整備内容	国補助	県補助	市町村補助	補助額計
■再生作業 （障害物除去、深耕、整地） ■施設等補完整備 （測量、廃棄物処理） 注）経費要件 再生作業費が 10万円/10a以上 となること	補助対象事業費の1/2又は定額	交付金充当後の補助対象事業費の1/2	交付金充当後の補助対象事業費の1/2	事業費の10/10又は定額 [10万円/10a]

- 再生作業等にかかる手続き、工事発注等は、農地中間管理機構が対応します。
- 市町村が県と協調して補助する事業で、市町村負担額と同額を県が負担します。（耕作者は、原則負担ゼロで、まとまりある農地の利用が可能に！）
- 耕作放棄地を再生し、地域で守るべき農地、まとまりある農地を担い手に集積・集約化しようとする地域に最適です。

## 留意事項

- (1) 重機を使用しない場合は、原則定額助成となります。
- (2) 出し手に賃料収入がある場合は、10年分の賃料相当額について、事業経費から控除します。
- (3) 土づくり、排水対策や農業用機械・施設、農業体験施設等の整備や試験販売は、国の事業のみとなります（県単補助の対象外）。
- (4) 標準事業費（20万円/10a）を大きく超える場合は、予算の範囲内での補助とします。



## 22 強い農業づくり交付金

【20,174(20,785)百万円】

### 対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援します。

### <背景/課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

### 政策目標

指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増(平成37年度(対平成25年度比))  
(80万1千ト(平成25年度) 111万6千ト(平成37年度))  
1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増(平成32年度(対平成25年度比))  
(585億円(平成25年度) 632億円(平成32年度))

### <主な内容>

#### 1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代施設園芸の地域展開、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

〔優先枠の例〕

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要な共同利用施設等の整備
- ・水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設の整備

等

#### 2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

お問い合わせ先：

1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)  
2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)

# 強い農業づくり交付金

平成29年度予算概算決定額： 20,174(20,785)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援。

## 補助対象：

### 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

### 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等

## 交付率：

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

## 事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

## 交付先：

国 都道府県

## 支援メニュー

- 産地収益力の強化**  
各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設等の整備を支援
- 産地合理化の促進**  
産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設等の再編等を支援
- 気象災害等リスクの軽減**  
気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設等（被害防止施設等）の整備を支援
- 食品流通の合理化**  
安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

## 優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

### 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化

### 次世代施設園芸の地域展開【20億円】

オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備

### 中山間地域の競争力強化【30億円】

都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要な共同利用施設等の整備

### 水田における高収益型農業への転換【10億円】

水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備

## 事業の流れ



29

## 加工施設再編等緊急対策事業

【1,000百万円】

### 対策のポイント

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

### <背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、加工施設の再編合理化や高度化等を支援し、農畜産物の生産段階以降のコスト縮減を図ることにより、国内農業の競争力の強化を図る必要があります。

### 政策目標

- 製造ライン転換による生クリーム製造量の増大  
(132万トン(平成24～26年度平均)→179万トン(平成37年度))
- 処理・加工コストの縮減(牛肉：▲10%、豚肉：▲20%)
- 製粉工場等の再編合理化による製造コストの5%削減
- 精製糖工場等の再編合理化による製造コストの縮減を図るため、業界全体の稼働率を20%程度向上等

### <主な内容>

#### 1. 畜産物の競争力強化

##### (1) 乳業工場の機能強化

ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する輸入品との競合の少ない品目(ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等)への製造ラインの転換を支援します。

##### (2) 食肉処理施設の再編合理化

食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化等に取り組む食肉処理業者が実施する処理施設の整備や既存施設の廃棄等を支援します。

#### 2. 農産物の競争力強化

##### (1) 製粉工場等の再編合理化

国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

##### (2) 精製糖工場等の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む精製糖企業等が実施する工場の廃棄や製造施設の高度化等を支援します。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：乳業者、食肉処理業者、製粉企業、精製糖企業等

### お問い合わせ先：

- |           |             |                |
|-----------|-------------|----------------|
| 1 (1) の事業 | 生産局牛乳乳製品課   | (03-6744-2128) |
| 1 (2) の事業 | 生産局食肉鶏卵課    | (03-6744-2130) |
| 2 (1) の事業 | 政策統括官付貿易業務課 | (03-6744-1257) |
| 2 (2) の事業 | 政策統括官付地域作物課 | (03-6744-2116) |

# 加工施設再編等緊急対策事業

【平成28年度補正予算額:10億円】

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援することにより、国内農業の競争力の強化を図る。

## 事業内容

再編合理化により効率的な加工体制の構築を図る事業者や、施設の高度化によりニーズに応じた加工品を生産し、収益力向上を図る事業者に対し、より効率的な加工施設を整備する取組や加工機能の改善に向けた取組を支援。

## 支援内容

### (1) 支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要の見込める製品への転換等、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備(施設整備に要する経費等)

### (2) 支援対象者

- ① 再編合理化の取組: 製粉企業、精製糖企業、食肉処理施設等
- ② 製造ラインの高度化等の取組: 製粉企業、精製糖企業、乳業者等

### (3) 補助率

施設整備・廃棄は1/2以内、事業推進等は定額

## 事業の流れ

国

- ・事業計画の承認
- ・事業実施主体への助成金の交付

計画協議  
助成金申請



計画承認  
助成金交付

事業実施主体

- ・再編合理化による効率的な加工体制の整備やニーズに応じた加工品の生産が可能な施設への転換



生クリーム貯蔵施設



産地食肉センター



製粉施設



精製糖工場

## 4 経営体育成支援事業

【2, 833 (2, 997) 百万円】

### 対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

#### <背景/課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」に即して担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

### 政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

#### <主な内容>

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

#### 1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。また、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔補助率：定額、融資残額（事業費の3/10以内等）  
事業実施主体：市町村〕

#### 2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1/2以内（1経営体当たり上限4,000万円）  
事業実施主体：市町村〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

# ○ 経営体育成支援事業

平成29年度予算概算決定額【28(30)億円】

○ 地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

## 事業の内容

### ◇融資主体補助型

事業概要：地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。

補助対象：農業者

補助率：事業費の3/10以内等

配分上限額：1経営体当たり300万円

事業実施主体：市町村



### ◇追加的信用供与補助事業

事業概要：融資の円滑化を図るため、金融機関への債務保証を拡大。

補助対象：基金協会

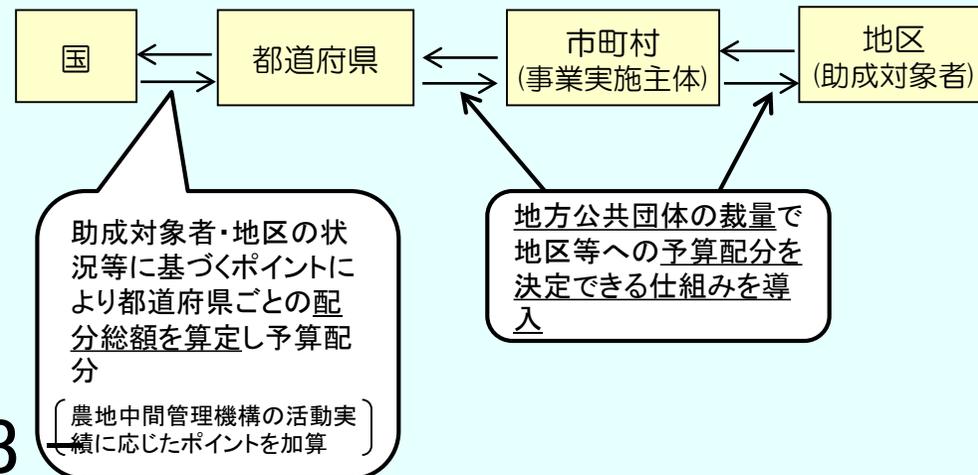
補助率：定額

事業実施主体：市町村



## 事業の仕組み

経営体育成支援事業は、各地域における自発的な取組を支援するため、間接補助事業として実施。



## 担い手確保・経営強化支援事業

【5, 286百万円】

### 対策のポイント

意欲ある農業者に対し、経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

### <背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手の経営発展に向けた取組を支援していくことが重要です。
- ・そのためにも、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組を一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速化していく必要があります。

### 政策目標

次世代を担う経営感覚に優れた経営体を育成  
(売上高の10%以上の拡大又は経営コストの10%以上の縮減)

### <主な内容>

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手※が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

※ 地域の担い手とは、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者

補助率：融資残額（事業費の1/2以内）  
配分上限額（個人1,500万円、法人3,000万円）  
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]

# はばたけ「ぐんまの担い手」支援

【金額 66,000千円】

## 対策のポイント

認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者や企業等の新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体への支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成します。

## 〈背景／課題〉

- ・本県では、平成15年度に農業関係の県単補助事業を統合した「農業農村応援事業」を創設し、地域の創意工夫や自主性を生かした取組を支援してきました。
- ・平成20年度からは、農業情勢の変化や国の施策転換などを踏まえ、施策誘導型事業に予算を分割し、これら事業と連携して地域の取組を支援しています。
- ・担い手の減少や高齢化、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県農業においても意欲ある担い手を中心とした構造改革を加速化することが重要な課題となっています。
- ・このため、地域の創意工夫等を支援してきた「農業農村応援事業」を見直し、担い手の育成や新分野へのチャレンジ等を重点的に支援するため、平成24年度に施策誘導型事業として創設しました。

## 政策目標

平成31年度までに

- |                         |                             |        |      |
|-------------------------|-----------------------------|--------|------|
| ○認定農業者数                 | 5,200人                      | ○農業法人数 | 790人 |
| ○アグリビジネス関連額             | (直売所販売額 385億円、農村起業販売額 33億円) |        |      |
| ○新規就農者数                 | 920人                        | ○企業参入数 | 90件  |
| ○環境負荷低減型農業の確立、低コスト生産の推進 |                             |        |      |

## 〈主な内容〉

### 1. 法人化等支援型

農業経営の法人化や6次産業化等の経営発展・多角化を図る取組に対して支援します。

#### (1) 経営発展タイプ

- ◆支援対象者：集落営農組織、農地所有適格法人、農業者の組織する団体、認定農業者
- ◆補助率：ハード3/10以内、ソフト1/2以内

#### (2) 6次産業化タイプ

- ◆支援対象者：集落営農組織、農地所有適格法人、農業者の組織する団体
- ◆補助率：ハード3/10以内、ソフト1/2以内

### 2. 新規就農者支援型

新規に就農する農業者に対して支援を行い、早期の経営安定を図ります。

- ◆支援対象者：農業経営を開始した日から起算して5年以内の認定新規就農者
- ◆補助率：1/2以内

### 3. アグリビジネス参入型

民間企業が農業参入するために必要となる機械・施設の導入を支援します。

- ◆支援対象者：農業生産活動を行う参入後3年度以内の中小企業(1名以上雇用)
- ◆補助率：3/10以内

### 4. 新時代対応型

長期多年張の被覆資材や低燃費な機械への買換えなどの取り組みを支援します。

- ◆支援対象者：集落営農組織、農地所有適格法人、農業者の組織する団体、認定農業者
- ◆補助率：15/100以内

[お問い合わせ先：農政部農業構造政策課構造改善係 027-226-3022 (直通)]

## 国有農地の管理及び処分

【2,229(3,000)百万円】

### 対策のポイント

国有農地を適切に管理し、早期に処分します。

### <背景/課題>

- ・農地法の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地は、平成27年度末現在、4,055haとなっています。
- ・平成21年12月に施行された農地法改正により、自作農創設を目的とする買収・売渡しの仕組みが廃止されたことから、全ての国有農地について、早期に処分を行う必要があります。
- ・国有農地のうち農業上の利用が可能なものについては農地等を効率的に利用して農業を行う者に、また、農業上の利用に適さないと認められるものについては旧所有者等に売り払うこととしています。

### 政策目標

平成31年度までに売却不能な国有農地をゼロとするため、所要の手続きを実施

### <主な内容>

1. 国有農地等管理処分委託費 200(650)百万円  
国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。
2. 国有農地等事務取扱交付金 1,981(2,275)百万円  
都道府県が行う国有農地の管理、買収等の経緯調査、売渡対価等の徴収及び債権管理等を行うための経費を交付します。  

補助率：10/10  
事業実施主体：都道府県、市町村
3. その他管理処分に要する経費
  - (1) 農地等価格鑑定料 17(17)百万円  
国有農地の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。
  - (2) 不動産購入費 15(19)百万円  
農地等の買収等に必要な経費を措置します。
  - (3) 幼齡林等補償費 15(39)百万円  
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

[お問い合わせ先：経営局農地政策課(03-6744-2155)]

## 農業者年金事業

【119, 718 (119, 947) 百万円】

### 対策のポイント

- ・ 農業者年金は、厚生年金と同様、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される年金であり、個人経営の農業者等を対象とした制度です。
- ・ 担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

### <背景/課題>

- ・ 農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。
- ・ その後、農村社会の高齢化が急速に進む中で、年金を受給する高齢世代と保険料を負担する現役世代のバランスが大きく崩れ、年金財政の見通しが著しく悪化したため、平成14年以降、以下の仕組みとなりました。
  - ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、担い手となる若い農業者（認定農業者や認定新規就農者等）の保険料負担を軽減し、その経営を支援する制度に変更しました。
  - ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付することとなりました。

### 政策目標

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

### <主な内容>

1. 特例付加年金助成補助金 1, 130 (1, 139) 百万円  
新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。
2. 農業者年金給付費等負担金 118, 588 (118, 808) 百万円  
旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

### (関連措置)

- (独) 農業者年金基金運営費交付金 3, 144 (3, 310) 百万円  
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

補助率：定額  
事業実施主体：(独) 農業者年金基金

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163)]

# その他の支援

42

老後資金の充実を図りたい

個人

その他

農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成します。

<事業名：農業者年金事業>

## 支援内容

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者のための国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

農業者の老後生活の安定等を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として、認定農業者等一定の要件を満たす意欲ある若い農業者には、通常保険料の下限額（2万円／月）を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額（1万円～4千円／月）を助成します。



### ○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	—

お問い合わせ先

(独) 農業者年金基金 (<http://www.nounen.go.jp/>)

(TEL:03-3502-3199)、最寄りの農業委員会

農林水産省担当課：経営局経営政策課年金業務班 (TEL:03-6738-6163)

# 農業者年金で

# しっかり積立て、 がっちりサポート 安心して豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

## ご存じですか？

### 農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は **男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**
- 日本人の平均余命は **男性84歳、女性89歳**であり

**農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。**

### こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要です。(総務省家計調査などより)

### 国民年金の支給額は

一人、月々約6万5千円(40年加入の場合)  
 夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万2千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

### 農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合		運用利回り3%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	79万円	66万円	87万円	73万円
30歳	30年	52万円	44万円	56万円	47万円
40歳	20年	31万円	26万円	33万円	27万円
50歳	10年	14万円	12万円	14万円	12万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%及び3%、65歳以降の予定利率が0.50%となった場合の試算です。

※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の13年間(H26まで)の運用利回りの平均は、年率3.00%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成28年度は0.50%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

# 農業者年金の特徴

## 1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



## 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



## 3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

## 4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

## 5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

## 6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)



支援内容

機構に農地を貸し付け、又は売買した場合には、税制上の特例が措置されています。

(1) 機構に農地を貸し付けた場合の課税の軽減措置(固定資産税)

所有する農地を機構に貸し付けた場合、固定資産税を軽減します。

固定資産税の軽減

課税標準：1/2

[要件]

- ① 所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を新たにまとめて貸し付けること
- ② 貸し付けの年数に応じて以下の期間課税が軽減
  - ・15年以上の期間で貸し付けた場合は、5年間
  - ・10年以上の期間で貸し付けた場合は、3年間

(2) 機構に農地を貸し付けた場合の納税猶予の特例(特定貸付け)

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方が機構に農地を貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られません。

納税猶予の特例

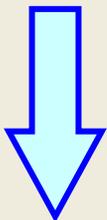
納税猶予の適用農地を貸すことができます。

[要件]

- ① 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業による貸付けであること
- ② 贈与税の納税猶予の農地について、農地中間管理事業以外の事業により貸付けた場合、制度の適用から10年（65歳未満は20年）以上経過していること（農地中間管理事業による貸付けの場合は、貸付けまでの期間にかかわらず特定貸付けできます。）

(3) 機構と農地を売買した場合の特例(所得税・登録免許税・不動産取得税等)

農地の売り手(所有者)



農地を売る方への支援

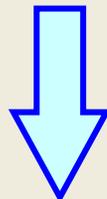
譲渡所得の特別控除

控除額：1,500万円  
又は800万円

[要件]

- 農用地区域内の農地を以下の方法で売却すること
- 1. 控除額：1,500万円の場合  
農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議による農地中間管理機構、円滑化団体への譲渡
- 2. 控除額：800万円の場合
  - ① 農用地利用集積計画、② 農地中間管理機構、円滑化団体への譲渡、③ 農業委員会のあっせん

農地中間管理機構



農地を買う方への支援

登録免許税の軽減

税率：1.5% → 0.8%

[要件]

- 以下の全ての要件を満たすこと
- ① 農用地区域内の農地であること
- ② 農用地利用集積計画で所有権を取得すること

農地の買い手(担い手)

不動産取得税の軽減

課税標準：2/3

お問い合わせ先

最寄りの市町村農業委員会 (<http://www.nca.or.jp/location/index.html>)  
農林水産省担当課：経営局農地政策課(TEL:03-6744-2150)

# 農地の贈与・相続に係る特例措置について知りたい

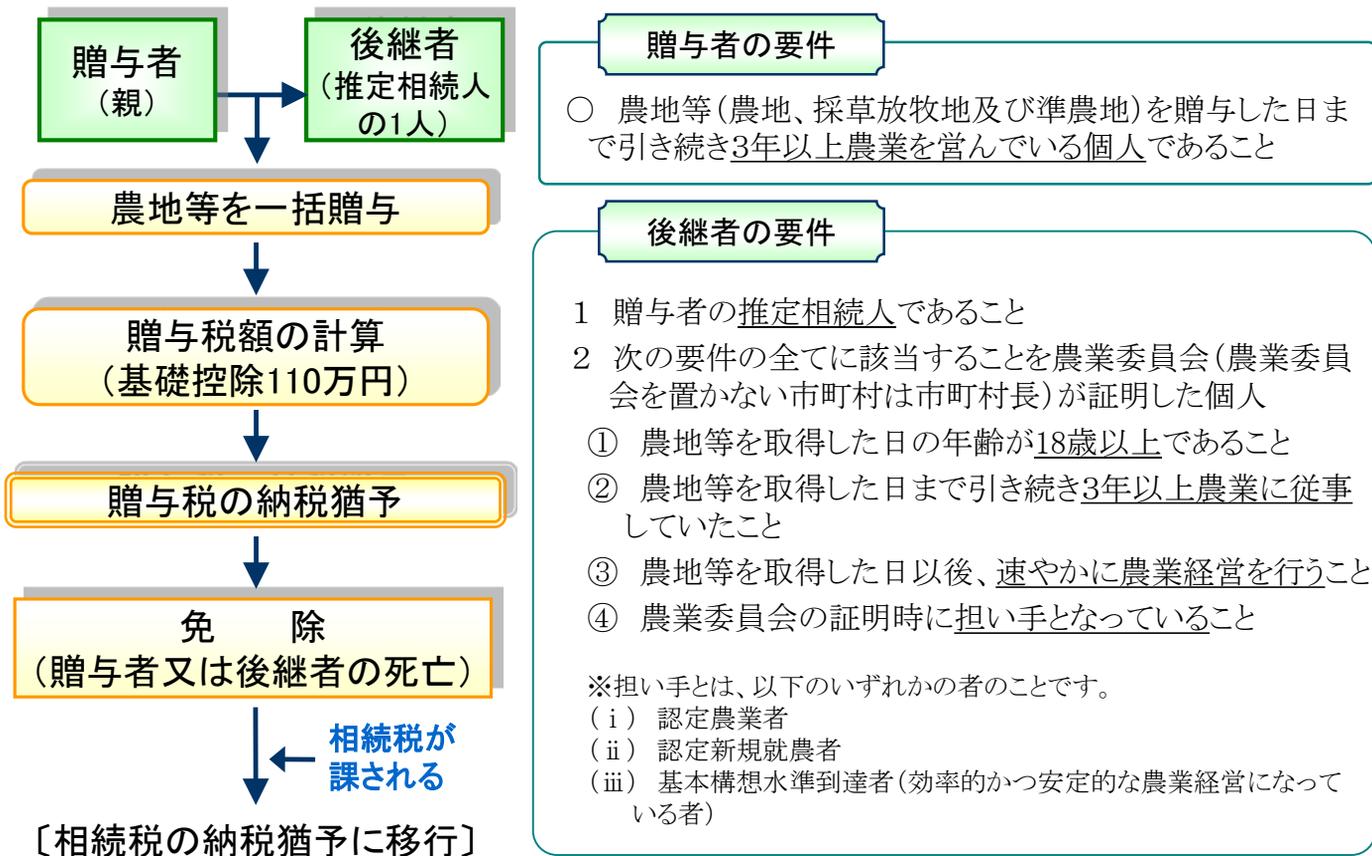
## 贈与税の納税猶予制度

～ 後継者への経営移譲を安心して進められます ～

農業を営む人（贈与者）が、その農業の用に供している農地※1の全部及び採草放牧地※1の3分の2以上並びに当該農地及び採草放牧地とともに取得する準農地※2の3分の2以上を農業後継者（推定相続人の1人）に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されるという制度です。

〔注1〕平成3年1月1日時点の三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地・採草放牧地については、生産緑地に所在するものに限る。

〔注2〕農用地域内の土地で、農業振興地域整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされており、10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したもの。〕



# 相続税の納税猶予制度

## ～ 意欲ある農業者に農地が円滑に継承されます ～

相続等により、①被相続人の農業の用に供されていた農地※<sub>1</sub>及び採草放牧地※<sub>1</sub>（併せて取得する準農地※<sub>2</sub>を含む。）又は②農業経営基盤強化促進法等に基づく事業による貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）が行われていた市街化区域外の農地及び採草放牧地を取得した相続人が、当該農地及び採草放牧地を引き続き農業の用に供していく又は特定貸付けを行う場合、これらの農地等（農地、採草放牧地及び準農地）の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡したとき等に免除されるという制度です。

〔注1〕平成3年1月1日時点の三大都市圏の特定市の市街化区域内の生産緑地に所在するものに限り、ます。

〔注2〕農用地区域内の土地で、農業振興地域整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされており、10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したものです。

### 納税猶予を受けるための要件

#### 〔被相続人の範囲〕

- ① 死亡日まで営農していた者
- ② 生前一括贈与した者
- ③ 死亡の日まで特定貸付けを行っていた者

#### 〔相続人の範囲〕

- ① 相続税の申告期限までに営農を開始し、引き続き営農を行う者
- ② 生前一括贈与を受けた受贈者
- ③ 相続税の申告期限までに特定貸付けを行った者

#### 〔対象農地〕

- ① 遺産分割されている農地等
- ② 生前一括贈与を受けた農地等
- ③ 特定貸付け又は営農困難時貸付けされていた農地（採草放牧地を含む）

※ 特定貸付けに係る農地は、市街化区域外に所在するものが対象。

### 猶予税額の免除要件

- ① 相続人が死亡した場合（注）
- ② 相続人が相続税納税猶予を受ける農地等の全てにつき贈与税納税猶予の適用を受ける贈与をした場合
- ③ 市街化区域内は、相続人が20年間営農を継続した場合

〔三大都市圏の特定市の生産緑地地区内は、終身営農〕

猶予 → 免除

### 納税猶予が打ち切りとなる場合

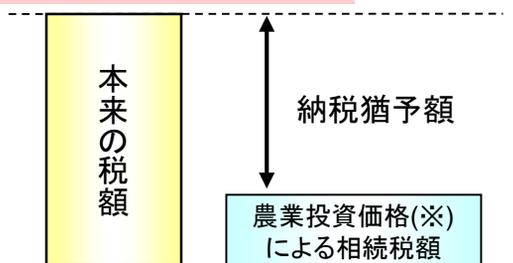
次の場合には、猶予されていた相続税の全部又は一部と利子税を納税することになります。

- ① 相続人が農業経営を廃止した場合
- ② 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合 など

#### 例外

- 1 次の場合などには、猶予は打ち切られません。
  - ◎ 特定貸付けを行った場合（市街化区域外の農地及び採草放牧地に限る。）
  - ◎ 障害又は疾病等やむを得ない事情により営農が困難となったために貸し付けた場合
- 2 また、公共収用等により農地等を譲渡した場合には、納付すべき利子税が免除されます。

### 納税猶予額のイメージ



※ 農業投資価格…農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格をいいます（例：東京都の田であれば90万円/10a）。

### 〔注〕旧制度における納税猶予適用者について

平成21年12月14日以前に発生した相続等により取得した農地等（相続等時の納税猶予を受けた農地等に平成3年1月1日時点の三大都市圏の市街化区域内の生産緑地内農地等がある場合は除く。）については、20年間営農を継続した場合にも免除されます。

ただし、特定貸付けを行った相続人については、20年間営農を継続をした場合の免除は適用されません。

# 青年等就農計画制度について

- 新規就農者を大幅に増やし、地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、青年等就農計画制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

## 1. 青年等就農計画の対象者

計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する者

- ※ 青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人
- ※ 農業経営を開始してから一定期間(5年)以内のものを含み、認定農業者を除く

## 2. 青年等就農計画の認定

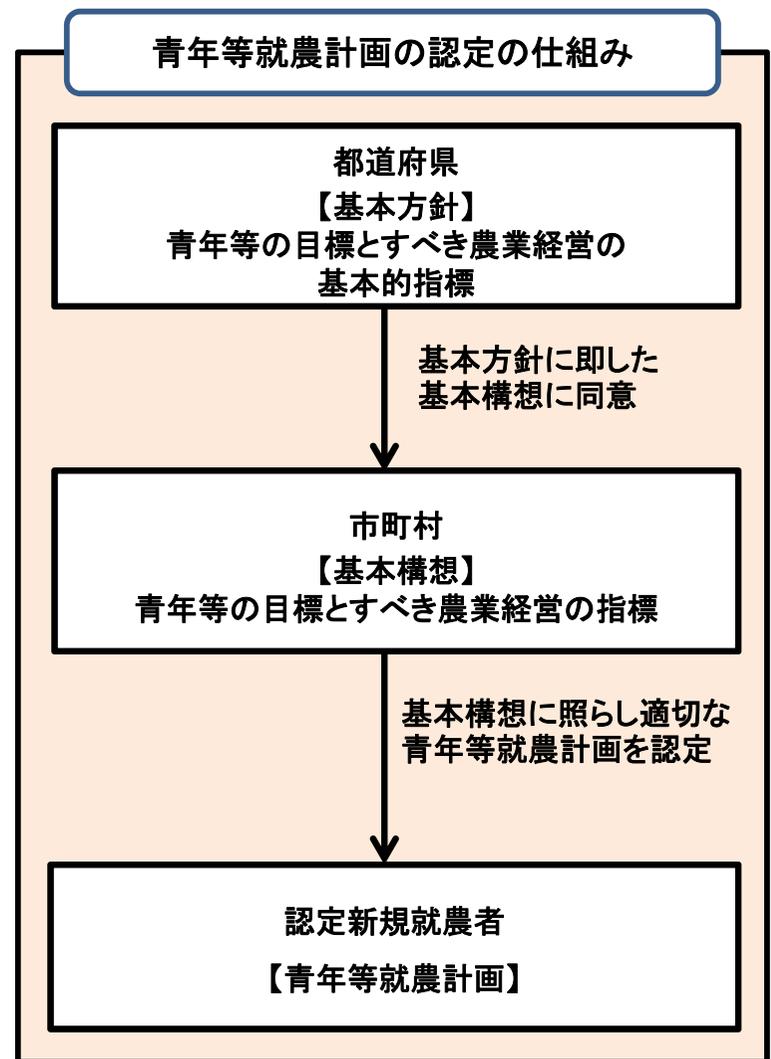
市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

## 3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金(無利子融資)
- ・ 青年就農給付金(経営開始型)
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業、経営体育成支援事業(融資主体型)
- ・ 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者に限る)

### 青年等就農計画の認定の仕組み



# 農業次世代人材投資事業

【平成29年度概算決定額 140.1億円】

○ 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間（2年以内）の生活安定と就農直後（5年以内）の経営確立に資する資金を交付。

## 農業次世代人材投資事業（準備型）

次世代を担う農業者となることを目指し、県農業高等学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術を習得するための研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、都道府県等を通じて、年間150万円を最長2年間交付。

## 主な見直し・拡充事項

- **研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から5年以内に認定新規就農者等になることを要件化**
- **国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年間延長（いずれも29年度新規採択者から適用）**

## 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付。

※ 前年の所得に応じ、交付金額を変動

前年の所得が100万円未満

→ 交付金額は150万円/年

前年の所得が100万円以上350万円未満

→ 交付金額は変動

交付金額 = (350万円 - 前年の所得) × 3/5

## 主な見直し・拡充事項

- 交付終了後は、交付期間と同期間営農を継続することを要件化
- 市町村段階に経営・技術・資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を強化
- 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定
- 早期に経営確立し、事業を卒業する者に対し、資金に代えてさらなる経営発展に繋がる取組を支援（29年度新規採択者から適用）

# 雇用就農に向けた支援(農の雇用事業)

- 新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等を支援(雇用就農者育成タイプ)。
- 農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援(法人独立支援タイプ)。

## 農業法人等の研修を支援

### 1) 雇用就農者育成タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援 (年間最大120万円、最長2年間)

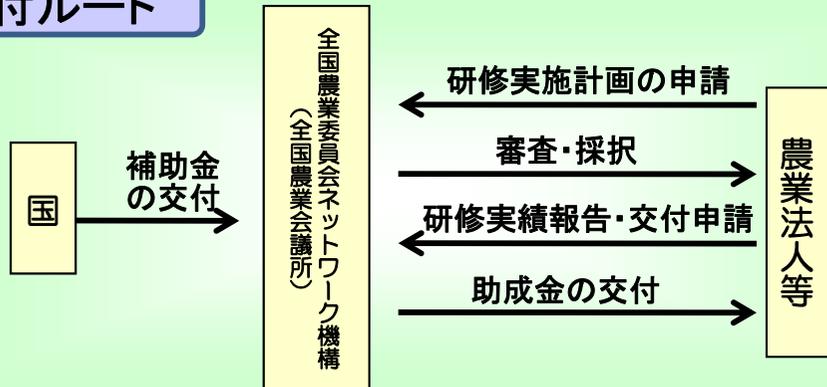
### 2) 法人独立支援タイプ

農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援 (年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

## < 農業法人等の要件 >

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 正社員として雇用すること(法人独立支援タイプは期間の定めのある雇用でも可)
- 3 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、就農・独立に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること(青年就農給付金(経営開始型)を受給している経営体ではないこと)
- 4 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること  
農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること
- 5 常時10人以上の従業員がいる農業法人等は就業規則を整備していること
- 6 過去に雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと
- 7 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金(例:特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金)等を受給していないこと
- 8 雇用就農者が青年就農給付金(準備型)で研修を受けた経営体と同じ経営体でないこと
- 9 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人等の原因により離職していないこと

## 交付ルート



## < 雇用就農者に関する要件 >

- 1 原則45歳未満の者であること
- 2 農業就業経験が5年以内であり、研修修了後も就農を継続(法人独立支援タイプは農業法人として独立)する強い意欲を有する者であること
- 3 正社員として研修開始時点で4ヶ月以上継続して雇用されていること
- 4 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- 5 法人独立支援タイプの場合、研修終了後1年以内に農業法人として独立すること

# 雇用就農に向けた支援(農の雇用事業 次世代経営者育成タイプ)

- 新たな農業の担い手として果たす役割がより重要となってくる農業法人等において、その職員等を次世代の経営者として育成していくため、農の雇用事業(次世代経営者育成タイプ)において、先進的な農業法人や異業種の法人での現場実践研修の取組を支援。

他の農業法人・異業種の法人でのOJT研修を支援

- ◇ 農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成。

・支援単価: **月最大10万円**

- ・ 代替職員の賃金 (研修生1人につき1人分に限る)
- ・ 研修に係る経費※

※ 転居費、住居費、通勤に係る交通費受入法人に支払う研修負担金

・支援期間: **最短3ヶ月～最長2年間**

・募 集 : 随時

## <派遣元法人等の主な要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、家族経営、農業サービス事業体等)であること
- 2 派遣する職員を正職員として雇用していて、研修終了後約1年以内に役員又は経営に参画する部門責任者等経営の中核を担う役職に登用することを確約していること(家族経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

## <受入法人の主な要件>

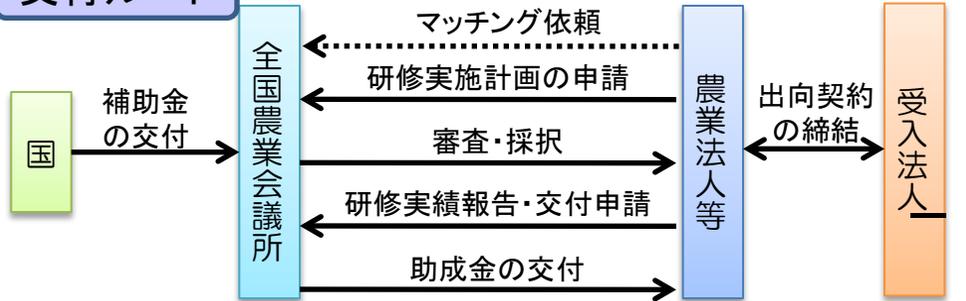
次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるため実践的な研修を行えること

- ※ 派遣元農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、派遣元農業法人等と協議の上、受入研修生を雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること

## <派遣職員に関する主な要件>

- 1 派遣元農業法人等の役員並びに正社員等(代表者は除く)又は家族経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- 2 原則55歳未満の者であること
- 3 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う意欲を有していること

## 交付ルート



47 返還

派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用しない場合

平成28年度

# 農業制度資金のご案内

～あなたの農業経営を応援します～

金利が  
お得!!

ゆったり  
返済!



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

群 馬 県



いろいろな目的にあわせて  
資金をご用意しています

		対 象 者	借入限度額	償還期限	据置 期間	借入 利率 (%)
農 業 近 代 化 資 金	・認定農業者	個 人 1,800万円 (特認2億円) 2億円 法人等	15年 農機具取得 7年 家畜購入育成 7年	3～7年 2年 2年	0.2	
	・集落営農組織					
	・認定新規就農者 ・農業法人等一定の要件を満たす農業者等					
中山間地域活性化資金	・中山間地域で事業を行う農林漁業者 ・中山間地域の農林漁業者と利用契約等を締結している者等	事業費の80%	加工・保健 15年 生活環境 25年	3年 8年	0.2 ～ 1.0	
農業経営負担軽減支援資金	・一定の要件を満たす農業者等	営農負債額	10年 特認 15年	3年	0.2	
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	スーパ－L資金 (農業経営基盤強化資金)	・認定農業者	個 人 3億円 (特認6億円) 法 人 10億円 (特認20億円)	25年	10年	0.2
	農業改良資金	・エコファーマー ・農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米粉・エサ米法、六次産業化法で認定を受けた農業者等	個 人 5,000万円 法人等 1.5億円	12年 特定地域 農工商等連携 12年 六次産業化 12年	3年 5年 5年 5年	無利子
	経営体育成強化資金	・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす農業者等	前向き 個人 1.5億円 法人等 5億円 再建整備 個人 1,000万円 (特認2,500万円) 法人等 4,000万円 償還円滑化 P5を参照	25年	3年	0.2
	農林漁業施設資金(災害復旧)	・農業者	①②のいずれか低い額 ①貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ②1施設あたり300万円 (特認600万円)	施設の復旧 15年 果樹改植・補植 25年	3年 10年	0.2
	農林漁業セーフティネット資金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす農業者等	一般 600万円 特認 年間経営費等の3/12相当ほか	10年	3年	0.2
	青年等就農資金	・認定新規就農者	一般 3,700万円 (特認1億円)	12年	5年	無利子
総 合 農 政 推 進 資 金	経営支援資金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・六次産業化法認定者 ・エコファーマー	一般 500万円 法人2,500万円 畜産・施設園芸 個人1,000万円 法人5,000万円	1年	—	0.5
	認定農業者等支援資金	・農業近代化資金、スーパーL資金又は経営体育成強化資金を利用する認定農業者、集落営農組織及びエコファーマー	農業近代化資金・スーパーL資金・経営体育成強化資金の条件による 利子補給(助成)対象限度額:個人 1,800万円 法人・集落営農組織 3,600万円 利子補給(助成)期間:10年以内			0.5
	中山間地域振興対策資金	・農業近代化資金又は中山間地域活性化資金を利用する中山間地域内で事業を実施する農業者等	農業近代化資金、中山間地域活性化資金の条件による 利子補給期間:10年以内			0.0 ～ 0.7

(注1) 借入利率については、平成28年4月1日現在のものです。最新のものについては相談窓口にお問い合わせ下さい。

(注2) 資金によっては、県と市町村が協調して利子補給を行っているため、地域によって借入利率に差があります。

(注3) 農業改良資金の償還期限欄に表記してある「特定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定する地域をいいます。

土 地			農 機 具 ・ 施 設				導 入 ・ 拡 大	運 転 資 金		環 境 ・ 生 活		経 営 再 建 ・ 負 債 の 整 理	相 談 窓 口		
農 地 等 の 購 入	農 地 等 の 改 良 ・ 造 成	農 地 等 の 賃 借 料 の 一 括 払	農 舎 ・ 畜 舎 等 の 整 備	加 工 ・ 販 売 施 設 の 整 備 農 産 物 の 生 産 ・ 流 通	農 機 具 の 購 入	借 賃 の 一 括 払 の 農 機 具 ・ 施 設 等 の	果 樹 植 栽 ・ 花 き 等 の 成 育	牛 豚 ・ 鶏 等 の 成 育	種 苗 ・ 肥 料 の 購 入	農 業 に 関 する 研 修 ・ 準 備	公 害 防 止 施 設 の 導 入			生 活 環 境 の 整 備 改 善	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			農協、銀行等	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
				○								○		農協、銀行等	
													○	農協、銀行等	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	(株)日本政策金融公庫、 農協、銀行等	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		
台風や地震等の不慮の災害により被災した農業施設・農機具及び運搬用器具の復旧に係る施設資金、果樹の改植又は補植費用															
									○				○		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		○				○		○	○						
農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金の条件による															
農業近代化資金、中山間地域活性化資金の条件による															

## 農業近代化資金

幅広い資金使途

経営改善のための長期で低利な制度資金で施設の取得や改良、機械の購入、長期運転資金など幅広く使える資金です。

### 【借入対象者】

①認定農業者、②集落営農組織、③認定新規就農者、④農業法人等一定の要件を満たす農業者等

### 【借入限度額】

個人：1,800万円(特認2億円) 法人：2億円

融資率：事業費の80%

〔①、②の方は、個人1,800万円、法人3,600万円まで  
融資率100%の特例があります〕

### 【借入利率】

0.20%(平成28年4月1日現在)

### 【償還期限等】

15年以内(据置期間3年以内～7年以内)

農機具取得等・家畜購入育成 7年以内(据置期間2年以内)



認定農業者、集落営農組織、エコファーマーの方は「総合農政推進資金(認定農業者等支援資金)」で金利がさらにお得に!  
(P.7参照)

## 中山間地域活性化資金

中山間地域限定

農林水産物の加工、販売のための施設、農林漁業資源を提供する民宿施設や生活環境の改善に必要な施設の整備に使える資金です。

### 【借入対象者】

①中山間地域で事業を行う農林漁業者、②中山間地域の農林漁業者と利用契約等を締結している者等

### 【借入限度額】

事業費の80%

### 【借入利率】

0.20～1.00%(平成28年4月1日現在)

※農業者が借りる場合、県の上乗せ利子補給制度「総合農政推進資金(中山間地域振興対策資金)」により、さらに低利で資金をご利用いただけます。(P.7参照)

### 【償還期限等】

加工流通、保健機能：15年以内(据置期間3年以内)

生活環境：25年以内(据置期間8年以内)

## 農業経営負担軽減支援資金

営農負債の借換資金

経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者が、既往借入金の償還負担の軽減をするための借換え資金です。

制度資金の負債の場合は、貸付利率が年5.0%以上のものが対象となります。

※年5.0%未満の制度資金の負債は経営体育成強化資金で借換えの対象となります。

### 【借入対象者】

次のすべての条件を満たす者。

①意欲と能力を有し、経営改善計画書の作成・実行、確実な償還が見込まれること。

②農業所得が総所得の過半(法人の場合は、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、または、農業粗収益が200万円以上(法人の場合は、1,000万円以上)であること。

③現に主として農業に従事(60歳以上である場合は、その後継者)しており、将来においても主として農業に従事する見込みがあること。

④現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能であること。

⑤関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

### 【借入限度額】 営農負債額

### 【借入利率】

0.20%(平成28年4月1日現在)

### 【償還期限等】

一般：10年以内(据置期間3年以内)

特認：15年以内(据置期間3年以内)

# (株)日本政策金融公庫資金

## スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)

認定農業者の方向け

認定農業者向けの長期・低利資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など経営改善を図るために幅広く使える資金です。

【借入対象者】 認定農業者

【借入限度額】

個人:3億円(特認6億円)

法人:10億円(特認20億円)

【借入利率】

0.20%(平成28年4月1日現在)

【償還期限等】

25年以内(据置期間10年以内)



### 金利負担軽減措置

「人・農地プラン」に地域  
の中心経営体として位置づけ  
られた認定農業者がスーパーL  
資金を借り入れる場合、貸付  
当初5年間、金利負担が  
軽減されます。

## ～TPP特別対策枠について～

人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等が、TPP協定による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開のために借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子(最大2%の引下げ)となります。

なお、事業性評価融資による実質無担保・無保証人貸付も可能です。

※詳細は日本政策金融公庫にご確認ください。

## 農業改良資金

チャレンジ資金

農業経営の改善のため、創意工夫により農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジする担い手向けの資金です。

【借入対象者】

①エコファーマー、②次の法律で認定を受けた農業者・認定中小企業者・認定製造事業者

<法律>農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米粉・工サ米法、六次産業化法

【借入限度額】

個人:5,000万円 法人等:1億5,000万円

【借入利率】

無利子

【償還期限等】

12年以内(据置期間3年以内)

特定地域、農商工等連携法、六次産業化法 12年以内(据置期間5年以内)

## 経営体育成強化資金

認定農業者ではない方向け

認定農業者ではない担い手が利用できる長期資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など農業経営改善のための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金があります。

【借入対象者】

①認定新規就農者、②集落営農組織、③一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】

次の①～③の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人等5億円以内

①前向き投資:事業費の80%

②再建整備:個人:1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円) 法人:4,000万円

③償還円滑化:経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額

【借入利率】

0.20%(平成28年4月1日現在)

【償還期限等】

25年以内(据置期間3年以内)

## 農林漁業施設資金(災害復旧)

災害を受けた施設の復旧に

農業者が、台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に農業施設等を復旧するための資金です。

【借入対象者】 農業者

【借入限度額】 ①②のいずれか低い額 ①貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額  
②1施設あたり300万円(特認600万円)

【借入利率】 0.20%(平成28年4月1日現在)

【償還期限等】 施設の復旧 15年以内(据置期間3年以内)  
果樹の改植又は補植 25年以内(据置期間10年以内)

## 農林漁業セーフティネット資金

経営安定に

災害や社会的・経済的環境の変化などの理由で一時的に経営が悪化した農林漁業者のための資金です。

【借入対象者】 ①認定農業者、②認定新規就農者、③一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】 一般:600万円

特認:年間経営費等の3/12に相当する額(簿記記帳を行っており特に必要と認められる者)  
年間経営費等の6/12に相当する額(子牛価格高騰の影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者)

【借入利率】 0.20%(平成28年4月1日現在)

【償還期限等】 10年以内(据置期間3年以内)

## 青年等就農資金

就農準備や経営開始時の施設・機械の購入に

就農に当たっての準備に必要な経費、農業経営を開始する際に必要な施設・機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金です。

【借入対象者】 ①認定新規就農者

※原則として18歳以上45歳未満  
知識・技能を有する者であれば65歳未満まで可

②①の者が役員の過半を占める法人

【借入限度額】 一般:3,700万円

特認:1億円

【借入利率】 無利子

【償還期限等】 12年以内(据置期間5年以内)



## 総合農政推進資金

### 群馬県独自資金

[本県独自の利子補給(助成)制度で、借入者の金利負担を軽減します。]

### 経営支援資金

短期の運転資金

【利子補給対象】

認定農業者、認定新規就農者、六次産業化法認定者、エコファーマーが借り入れる短期の運転資金

【対象上限金額】

一般:個人500万円、法人2,500万円

畜産・施設園芸:個人1,000万円、法人5,000万円

【利子補給率】

借入者負担が0.5%になるように利子補給

※市町村の利子補給がある場合であり、市町村により異なります。

【利子補給期間】 1年以内

# 総合農政推進資金

**上乗せ利子補給制度**（「農業近代化資金」や「スーパーL資金」等の国の制度資金に対して、制度上の県の利子補給に上乗せし、本県独自の利子補給(助成)を行います。）

## 認定農業者等支援資金

地域農業の担い手を支援

下記の事業に対し、借入利率の本人負担が0.50%になるように利子補給を行う資金です。

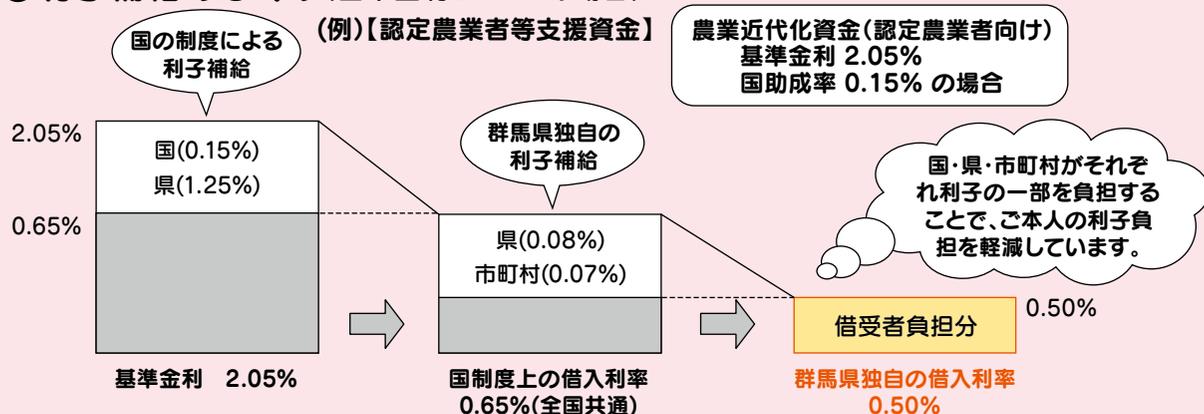
- 【利子補給(助成)対象】①認定農業者が「農業近代化資金」、「スーパーL資金」を利用して実施する事業  
 ②集落営農組織が「農業近代化資金」、「経営体育成強化資金」を利用して実施する事業  
 ③エコファーマーが「農業近代化資金」、「経営体育成強化資金」を利用して実施する事業

【対象上限金額】個人：1,800万円  
 法人・集落営農組織：3,600万円

【利子補給(助成)率】借入者負担が0.5%になるように利子補給(助成)  
 ※市町村の利子補給(助成)がある場合であり、市町村により異なります。

【利子補給(助成)期間】10年以内

### ○利子補給のしくみ(基準金利2.05%の場合)



※市町村の数値は県の期待値で、実際の補給率は市町村により異なる場合があります。

## 中山間地域振興対策資金

中山間地域農業を支援

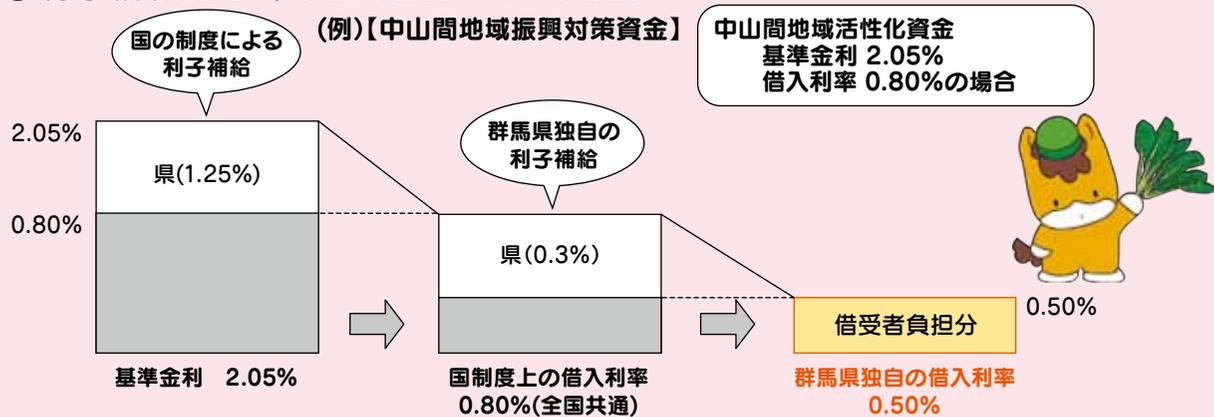
下記の事業に対し、0.30%の利子補給を行う資金です。

- 【利子補給対象】  
 農業者等が農業近代化資金、中山間地域活性化資金の貸付を受けて中山間地域で実施する事業

【利子補給率】0.3%

【利子補給期間】10年以内

### ○利子補給のしくみ(基準金利2.05%の場合)



## 債務保証制度のご案内

農業者の方が農協等から資金を借り入れる場合、「群馬県農業信用基金協会」がその債務を保証する制度があります。一定金額までは、原則として無担保・無保証人で保証を行います。

借入予定額、他の負債状況等により取扱は異なりますので、詳しくは融資機関の窓口におたずねください。

なお、日本政策金融公庫資金は、債務保証制度を利用できません。

詳しくは最寄りの農協（金融担当課）、市町村のほか、下記の相談窓口へお問い合わせください。

### ◎県関係機関

・中部農業事務所	(027)233-2011
・西部農業事務所	(027)322-0539
・吾妻農業事務所	(0279)75-2311
・利根沼田農業事務所	(0278)23-0188
・東部農業事務所	(0276)31-3824
・農政部農業構造政策課	(027)226-3042
◎（公財）群馬県農業公社	(027)251-1220
◎農林中央金庫前橋支店	(027)220-2355
◎（株）日本政策金融公庫前橋支店	(027)243-6061

※（株）日本政策金融公庫前橋支店では、吾妻・利根沼田・東部の各農業事務所において、定期的に相談窓口を開催しています（ご利用いただく際には、事前に（株）日本政策金融公庫前橋支店にご連絡下さい）。

詳しくは、群馬県農政部農業構造政策課HPをご参照ください。  
[http://www.pref.gunma.jp/cate\\_list/ct00001782.html](http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001782.html)

群馬県 農業金融



**GUNMA**  
**Sukiyaki!**  
**ACTION**

ぐんま・すき焼きアクション



GUNMA  
Sukiyaki!  
ACTION

## 鳥獣被害防止対策の推進

【9, 650 (9, 659) 百万円】

### 対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

### <背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

### 政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加（平成32年度）
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲\*（平成29年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

### <主な内容>

#### 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 500 (9, 500) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵\*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備  
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組

・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援するとともに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
事業実施主体：地域協議会、民間団体等）

#### 2. シカによる森林被害緊急対策事業 150 (159) 百万円

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

（補助率：定額  
事業実施主体：国、都道府県等）

### <各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

（お問い合わせ先：  
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）  
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

# 鳥獣被害防止対策の推進

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算決定額：9,500(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

### ハード対策

#### ○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

#### ○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

#### 【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

#### 【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

### ソフト対策

#### ○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

#### ○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

#### ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

#### ○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

#### ○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

#### ○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

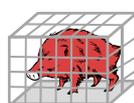
#### 【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

#### 【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

## シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額：150(159)百万円】

鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

### (1) 緊急捕獲等の実践

#### 【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いわなによる捕獲

### (2) 監視強化のための行動把握

#### 【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

## 平成29年度鳥獣害対策地域支援事業の概要

農政部技術支援課鳥獣害対策係

### 1 事業目的

野生鳥獣による農林業等への被害を軽減するため、地域が主体となって実施する有害捕獲や被害対策の取り組みを支援する。

### 2 事業内容

事業メニュー	事業内容		事業実施主体	補助率	
1 捕獲推進	市町村が行う有害鳥獣捕獲を支援 (1) 捕獲従事者人件費 (2) 装弾購入費 (3) 捕獲従事者保険料 (4) 誘引用エサ購入費		市町村	1/4以内	
2 捕獲機材等導入	捕獲機材等の購入支援 (1) わな、檻導入費等 (2) 止めさし用具購入費（銃を除く）		市町村	1/4以内	
3 個体群管理等推進	追払いや生息状況調査の実施に対する支援	人件費	追払い	市町村 農林漁業者等団体	1/2以内
			調査・放獣	市町村	
		追払い資材・機材購入		市町村 農林漁業者等団体	
		放獣機材等購入		市町村	
		調査機材購入		市町村	1/4以内
4 捕獲奨励	有害鳥獣捕獲に対する捕獲奨励金の交付 (1) イノシシ (2) ニホンジカ (3) カモシカ (4) ニホンザル (5) アライグマ (6) ハクビシン		市町村 協議会	定額／頭 (1) 4千円 (2) 4千円 (3) 4千円 (4) 4千円 (5) 2千円 (6) 2千円	
5 電気柵適切管理推進	電気柵の維持管理に対する支援 ・防草シート、固定ピンの購入		市町村 農林漁業者等団体	1/2以内 上限補助額 90円/m	

## 環境保全型農業直接支払交付金

【2, 410 (2, 410) 百万円】

### 対策のポイント

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

### <背景/課題>

- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する自然環境の保全などの多面的機能が国民に多くの恵沢をもたらすものであり、その発揮の促進が図られなければならないとしています。
- ・また、「食料・農業・農村基本法」では、農業の持続的な発展は、農業の自然循環機能の維持増進により図られなければならないと規定しています。
- ・有機農業を含む環境保全型農業は、慣行農法と比較して、自然環境の保全や自然循環機能の維持増進により高い効果を有する農法であることから、意欲ある農業者による取組を支援する必要があります。

### 政策目標

- エコファーマー累積新規認定件数：32万件（平成31年度）
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率：50%（平成30年度）

### <主な内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2, 310 (2, 310) 百万円  
農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 100 (100) 百万円  
都道府県、市町村等が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：地方公共団体等

### (関連対策)

1. オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99 (79) 百万円の内数  
環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品の産地販売力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

2. 新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）のうち環境保全型農業連動型

352 (315) 百万円の内数  
環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品のブランド化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)]

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 2,410(2,410)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金  
2,310(2,310)百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い  
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

カバークロップ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い  
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



【化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組】

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組		◆地域特認取組
対象取組	交付単価	交付単価:3,000~8,000円/10a
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)	(取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。)  【地域特認取組の例】 ・IPM(※1)を実践する取組 ・冬期湛水管理(※2)等
堆肥の施用	4,400円/10a	
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	※1: 総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術  ※2: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援 100(100)百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援<H29新設メニュー>

- ・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99(79)百万円の内数
- ・新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)のうち環境保全型農業連動型

## 農業労働力最適活用支援総合対策事業

【150（250）百万円】

### 対策のポイント

産地において労働力の募集・派遣を一体的に行う仕組みや農業サービス事業体・援農隊による労働力の提供を円滑に行う仕組みの構築を支援します。

### <背景／課題>

- ・農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、農業生産においては年間を通じた作業量が平準化していないことから、農地の集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に活用することが重要です。
- ・このため、農作業の一部の分業化・外部化を推進していくこと等により、産地において戦略的・実践的に労働力を確保・活用する仕組みを構築する必要があります。

### 政策目標

労働力の安定確保や農作業の外部委託が円滑にできる環境を整備し、事業実施地区において必要とされる労働力を事業終了年度の翌年度までに100%確保

### <主な内容>

#### 1. 産地における労働力最適活用支援

産地単位で、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業体による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、産地の発意と自主的な活動に基づいた、戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための取組を支援します。

補助率：1／2等  
事業実施主体：生産者団体・市町村・農業者等から構成される協議会等

#### 2. 全国推進

産地における取組を全国に展開するために必要な全国共通の課題等の検討、各産地における取組に関する情報収集・提供、産地間の労働力融通、援農隊の育成・活用に向けた取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：生産局技術普及課（03-6744-2111）]

# 農業の労働力確保・最適活用のためのモデルシステムの構築

【 農業労働力最適活用支援総合対策事業 】

(平成29年度予算額:1.5 (2.5)億円)

- 農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、年間を通じた作業量が平準化していない農業生産において、農地集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に活用することが必要。
- 全国段階では、今後のシステム展開に必要な全国共通課題等の検討や、各産地の取組の情報収集・提供のほか、産地間の労働力融通を実施。
- 産地段階では、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業体による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、産地の発意と自主性に基じた、戦略的・実践的に労働力を確保・活用する取組を実施。

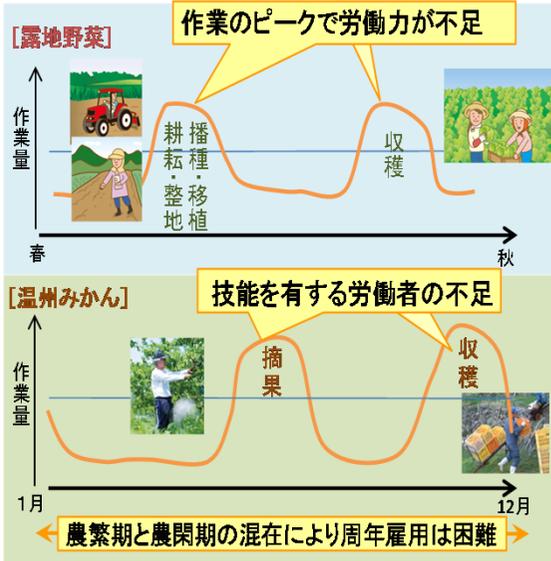
## 〔労働力確保の現状〕

農業就業者の減少や高齢化等による労働力不足の進行



農業の特徴：年間を通じた作業量が平準化していない

(例)



農地集積・大規模化への対応に限界

## 〔事業概要〕

### 労働力確保最適活用システム協議会

※事業実施主体は全国団体等を想定

- ◎ 全国的課題の検討、各産地からの情報収集・提供等を実施
- ・今後の農業労働力最適化システム展開への検討として、**労働力確保・最適化に必要とされる全国共通課題(作業者の技能認定方法、労働法規上の対応)等について検討**を実施
- ・各産地の「労働力確保戦略センター」から、労働力の需要と供給について**情報を収集・集約し、産地に情報提供**するとともに、産地からの要請に応じて**産地間の労働力融通**を実施

情報集約

情報提供

### 労働力確保戦略センター (産地単位で設置)

- ◎ 主要産地単位で戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための組織を設置
- ◎ 労働力の募集・育成、産地の要請に応じた人材の調整、労働負荷軽減のための環境整備等を実施

【構成員】

生産者団体、市町村、農業者、農業公社、農業サービス事業体、県普及指導センター等

### 多種多様な人材



- サービス事業体への雇用希望者
- 県内都市のお手強いワーカー
- 農業に興味のある者
- 異業種分野など

### 1. 労働力の募集・育成

(1) 人材の募集

人材募集のイベントの開催や出展、求人連絡等



(2) 人材の育成

確保した人材を対象とした、研修活動等



62

### 2. 人材の調整

産地の要請の把握・整理、労働力派遣  
農業サービス事業体・援農隊への情報提供・指導



### 3. 労働負荷軽減のための環境整備

労働負荷を軽減する機械等の共同利用(アシストスーツ、位置情報基地局、野菜収穫機等)



産地からの要請に応じた労働力提供

産地

畑作

水田作

果樹・野菜

施設園芸

### 援農隊

・農業未経験者を含む幅広い人材から援農隊を組織化

## 39 農業界と経済界の連携による 生産性向上モデル農業確立実証事業

【313（332）百万円】

### 対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

### <背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

### 政策目標

経済界のノウハウを活用し、担い手の生産性向上や競争力強化に資する新たな技術やサービスを農業分野へ導入

### <主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの取組を支援します。

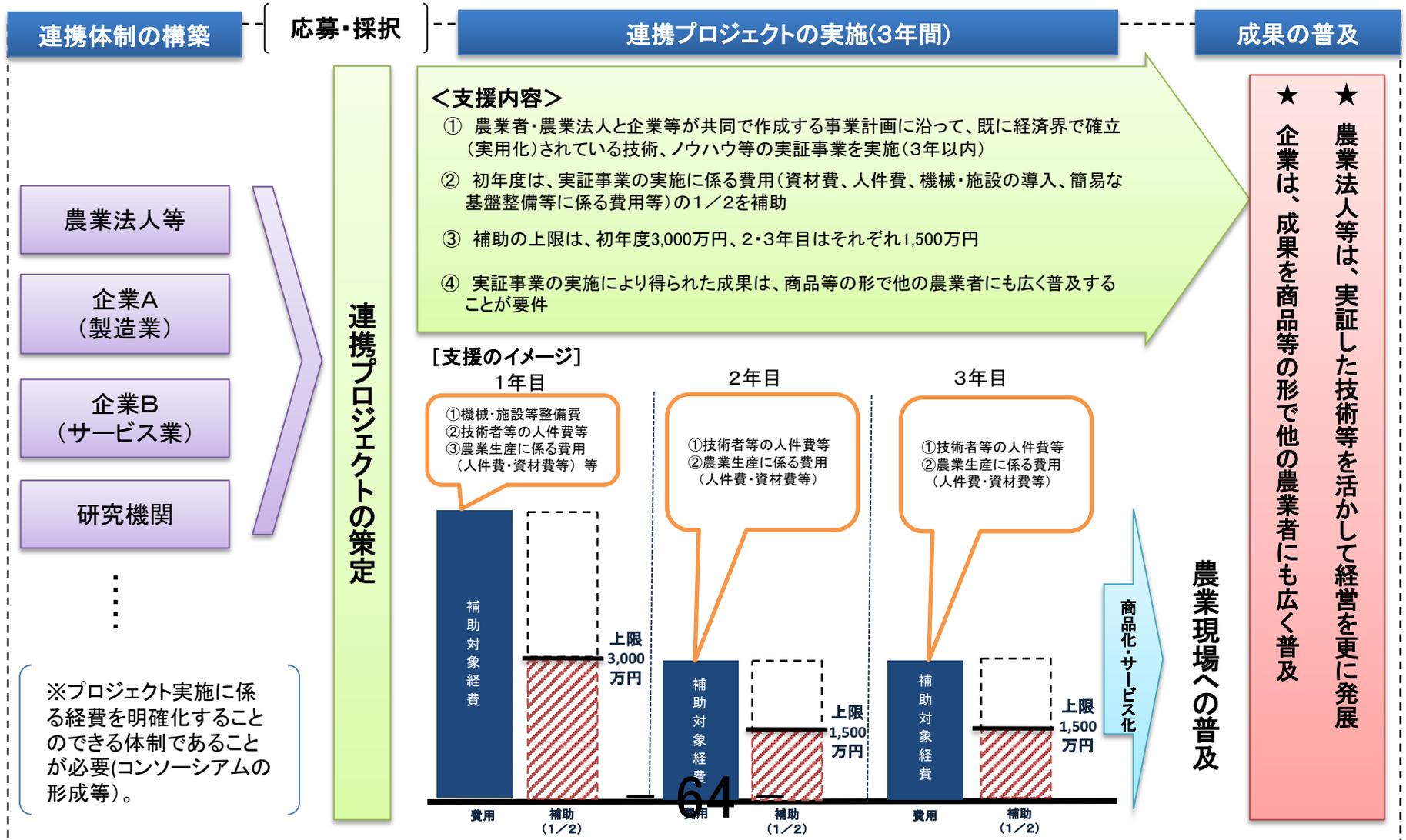
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1/2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1/2等  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

# 「農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人等と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



## オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業

【99（79）百万円】

### 対策のポイント

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・欧米や中国・韓国では、近年、有機食品の市場が急速に拡大しており、欧米で約3～4兆円に達しているのに対し、我が国は欧米より一桁小さい市場規模にとどまっています。
- ・我が国では、有機農業は気象要因から安定的な生産が難しく、「生産が点在、小口流通が中心」等の特徴から需要サイドは効率的・安定的な農産物の確保が難しいこと、環境保全型農業はコストや労力に見合う付加価値が付かない等の課題があります。
- ・一方、新規就農者の約3割が有機農業での就農を希望しており、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では「持続可能で環境に優しい食料の使用」が目標となるなど、オーガニック・エコ農業への注目が高まっています。
- ・こうした状況を踏まえ、我が国のオーガニック・エコ農産物の生産・市場拡大に向けて、生産と実需の結び付けによるビジネス展開の推進や、新規就農・転換者の定着・拡大を図ることにより、オーガニック・エコ農産物の安定供給体制の構築を進めていく必要があります。

### 政策目標

- 市町村における有機農業の推進体制の整備率：50%（平成30年度）
- エコファーマー累積新規認定件数：32万件（平成31年度）

### <主な内容>

#### 1. 全国推進事業

- (1) オーガニック・エコ農産物の生産・需要情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）を結び付けるポータルサイトを構築するとともに、ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置を支援します。
- (2) 有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会やシンポジウムの開催など、実需者や消費者向けのオーガニック・エコ農産物に関する理解増進のための活動を支援します。
- (3) オーガニック・エコ農業への就農・転換を促すための先進事例の調査・分析、研修会の開催など参入・定着の取組を支援します。
- (4) オーガニック・エコ農産物の流通拡大の阻害要因となっている物流に係る課題の解決を図るため、生産・流通・実需等の幅広い関係者が連携して実施するモデル実証プロジェクトの取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 地区推進事業

- (1) オーガニック・エコ農産物の生産供給拠点を構築に向け、地域におけるオーガニック・エコ農業に関する安定供給力、産地販売力及び産地育成力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：協議会

- (2) 環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品の産地販売力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-0499）]

# オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（拡充）

平成29年度概算決定額 99（79）百万円

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し、円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

## 1. 全国推進事業

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

### (1) 生産・実需情報の共有基盤の構築・活用

○生産・実需情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者を結び付けるポータルサイトの構築

○ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置

等



### (2) 生産・実需・消費の連携による価値共創・理解増進

○生産者と実需者が実際に顔を合わせ、信頼の向上を図りつつマッチングを行うフェアの実施

○生産者と消費者の交流会やシンポジウムの開催

○実需者向けの有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催

等



### (3) 新規就農・転換者の拡大

○オーガニック・エコ農業へ就農・転換を促すための先進事例の調査・分析や研修会の開催

等



### (4) 流通上の課題解決に向けたモデル実証プロジェクト

○生産・流通・実需等の幅広い関係者がプロジェクトチームを形成し、オーガニック・エコ農産物の流通拡大の阻害要因となっている物流に係る課題の解決を図るためのモデル実証プロジェクトを実施



## 2. 地区推進事業

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

### (1) 生産供給拠点の構築

- ①安定供給力強化  
栽培技術の実証、栽培技術講習会の開催
- ②産地販売力強化  
オーガニック・エコ農産物のブランド化の取組、消費者・実需者等との現地交流会の開催
- ③産地育成力強化  
オーガニック・エコ農業への就農・転換希望者の現地説明会、有機JAS取得のための講習会開催

等



### (2) 環境保全型農業による農産物等の産地販売力の強化 【環境保全型農業連動型】

環境保全型農業直接支払交付金の取組を行う農業者団体等が行う上記②の取組

環境保全型農業直接支払交付金の取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組



堆肥の施用、有機農業等

※(2)の事業実施主体は、環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等に限る。

## G A P体制強化・供給拡大事業

【60（56）百万円】

### 対策のポイント

ガイドラインG A Pの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインG A Pの取組を認証する体制の整備を支援します。

### <背景／課題>

- ・農林水産省の「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」は、国内農業の持続可能性の向上を主な目的として、我が国における食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を俯瞰し、農業生産活動において実践を奨励すべき取組を網羅的に明確化したものです。本ガイドラインに則したG A P（以下「ガイドラインG A P」という。）に取組む産地の割合は未だ2割程度と少ないことから、**ガイドラインG A Pの取組を広く普及させることが必要**です。
- ・また、食の安全、環境保全等への関心の高まりを受けて、近年、国内の実需者、飲料メーカー等から、G A Pの取組の信頼性を向上させることが求められるようになってきています。このため、**第三者がG A Pの取組を認証する体制を整備する必要**があります。
- ・2020年オリパラ東京大会では、「持続可能で環境にやさしい食料を使用する」とともに「持続可能性のレガシーを残す」という方針が示されています。この方針に適切に対応するためにも、上記の取組を通じて我が国におけるG A Pの水準を高めおく必要があります。

### 政策目標

ガイドラインG A P導入産地割合の増大  
(23%（平成25年度）→70%（平成30年度）)

### <主な内容>

#### 1. ガイドラインG A Pの普及推進

国内におけるG A Pの取組レベルの底上げに向けて、ガイドラインG A Pの取組を広く普及させるため、**生産者向け研修会の開催、産地における推進活動等に係る取組を支援**します。

補助率：1／2  
事業実施主体：農業協同組合、協議会等

#### 2. 認証体制整備支援

G A Pの取組に対する信頼性向上に向けて、生産者及び取引先以外の第三者がG A Pの取組を認証する仕組みを導入するため、**検討会の開催、人材育成に向けた研修会、第三者による確認・認証体制の実証等に係る取組を支援**します。

補助率：定額、1／2  
事業実施主体：都道府県、農業協同組合等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-7188）]

## GAP体制強化・供給拡大事業

ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援します。

### 1 ガイドラインGAPの普及推進

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
- ・ 生産者向け研修会の開催や実践マニュアルの作成
  - ・ 団体での取組に必要な内部監査員等の管理者養成研修会の開催
  - ・ GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会 等



### 2 認証体制整備支援

信頼性の向上に向け、第三者がGAPの取組を認証する体制を整備するための取組を支援します。

- 【事業内容、補助率】
- ・ 認証体制導入検討会の開催（定額）
  - ・ 審査員養成研修会の開催（定額）
  - ・ 基準書の作成（定額）
  - ・ 認証体制の実証及び検証（1/2）

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等



経営の改善や日本産農産物に対する信頼性の向上

## 産地パワーアップ事業

【57,000百万円】

### 対策のポイント

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

### <背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、平場、中山間地域など、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があります。

### 政策目標

担い手への集約やコスト低減技術の導入、集出荷施設等の再編合理化により、生産・出荷コストを10%以上低減  
品質向上や高付加価値化等により、販売額を10%以上向上 等

### <主な内容>

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

また、生産性や品質の飛躍的向上をもたらすICTやロボット技術等の先端技術の導入、農産物輸出に向けた体制整備、中山間地域の体制整備について、優先枠を設けて積極的に支援します。

#### 〔支援例〕

- ・園芸団地育成を図るためのハウスの導入
- ・果樹の競争力のある品種（りんご「ふじ」等）の改植
- ・輸出に向けた産地づくりを図るための自動ラック式CA貯蔵庫の整備
- ・ICTを活用した高効率な水田・畑作営農を実現するためのGPS活用型農業機械の導入 等

補助率：基金管理団体へは定額

支援対象者へは、施設整備は事業費の1/2以内、農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等

基金管理団体：民間団体

支援対象者：地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）]

# 産地パワーアップ事業

【平成28年度補正予算額：57,000百万円】

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

## 事業内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

## 支援内容

### (1) 支援の対象となる取組

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等の取組の効果を増進するための取組（計画策定や技術実証に要する経費）

### (2) 支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

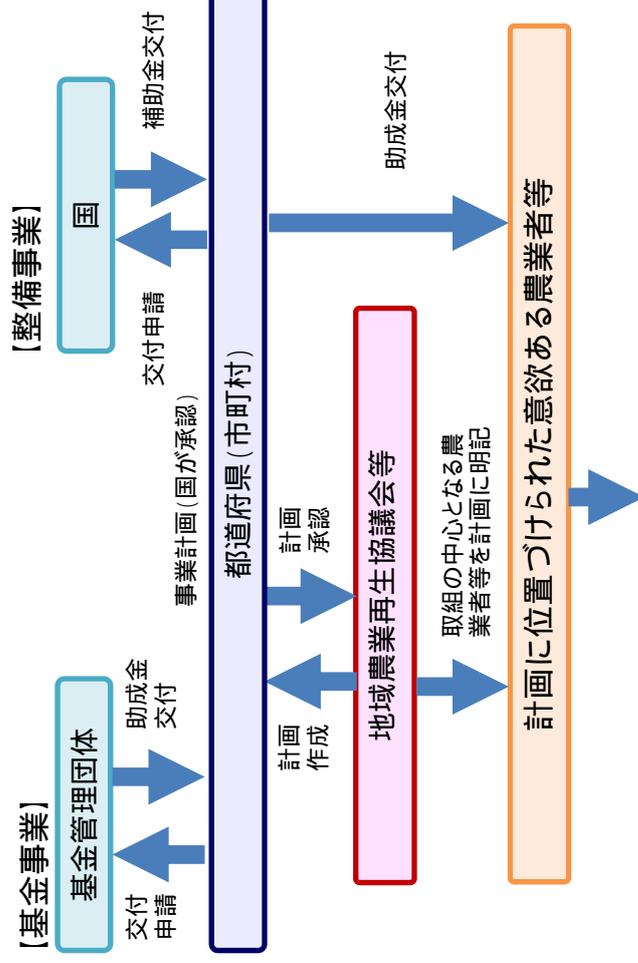
### (3) 補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内 等

## 交付先

基金事業は、基金管理団体へ一括して交付します。  
整備事業は、都道府県へ交付します。

## 事業の流れ



**効率的・高収益な生産出荷体制を実現！**

## 優先枠の設定

下記の取組については、優先枠を設けて積極的に支援します。

- （基金事業）
  - ・ICTやロボット等の先端技術導入（20億円）
- （整備事業）
  - ・農産物輸出に向けた体制整備（25億円）
  - ・中山間地域の体制整備（50億円）

## 「野菜王国・ぐんま」総合対策

【金額 147,000千円】

### 対策のポイント

重点8品目、地域推進品目及び加工・業務用野菜を対象に、担い手が規模拡大を図るための施設・機械整備や営農組織への野菜生産拡大等の支援により、産地の生産基盤の強化を図ります。また、施設果菜類の単位面積あたり収量を向上させる取組を支援します。

### 〈背景／課題〉

- ・野菜は本県農業算出額の約4割を占め、首都圏を中心に高い競争力を有する分野です。
- ・平成26年2月の大雪により野菜産地が甚大な被害を受けましたが、施設の再建が完了し、産地の復興が図られています。
- ・平成28年度から平成31年度までは、「野菜王国・ぐんま」推進計画に基づき、担い手が育つ「儲かる野菜経営と活力ある野菜産地」の実現を目指すこととしています。

### 政策目標

(平成31年度目標)

- ・野菜作付面積 19,400ヘクタール
- ・重点8品目作付面積 10,000ヘクタール
- ・重点8品目出荷量 414,000トン

### 〈主な内容〉

1. 大規模野菜経営体育成支援（補助率3分の1以内）  
認定農業者が企業的経営へとステップアップするために必要な施設整備や機械導入を支援します。
2. ぐんまの野菜産地育成支援（補助率10分の3以内、2分の1以内）  
担い手の育成や組織的に野菜生産の拡大に取り組む産地の施設整備や機械導入を支援します。また、野菜産地の販路拡大や品質向上等の積極的な取組を支援します。
3. 目指せ日本一！チャレンジ支援（補助率3分の1以内）  
きゅうり等施設果菜類の生産性向上のため、二酸化炭素施用装置等の高度な環境制御装置の導入を支援します。

[お問い合わせ先：農政部蚕糸園芸課野菜係 027-226-3124（直通）]

## 1 新しい野菜産地づくり支援事業

【2, 552 (1, 080) 百万円】

### 対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、水田地帯において水稻から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成を支援するとともに、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良等の取組や、流通業者、実需者との連携による新たな流通システムの導入実証等を支援します。

### <背景／課題>

- ・野菜については、食の外部化や簡便化の進展に伴い、加工・業務用を中心として国産需要が高まっていますが、小売店、外食・中食など実需者の多様なニーズに十分にこたえ切れておらず、輸入品にシェアが奪われている状況です。
- ・こうした中で、野菜の生産拡大を図るためには、まとまった規模で野菜の大ロット生産・供給が可能な水田地帯において、水田から野菜に転換する際の技術面や販売面の課題を解決しつつ、実需者等の関係者と連携した新しい野菜産地を育成していくことが重要です。
- ・また、野菜の供給には、実需者等と安定取引できる体制づくりが不可欠であり、出荷の大ロット化や流通システムの効率化・低コスト化を図るとともに、収量・品質の安定化、生産コストの低減など、国産野菜の生産流通構造を改革していくことが必要です。

### 政策目標

野菜の生産数量の増加

(1, 195万トン (平成25年度) →1, 395万トン (平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 野菜生産転換促進事業

水田地帯において、契約取引先となる実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、新たにまとまった規模の野菜産地を育成するのに必要な取組を一体的に支援をします。

補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）

#### 2. 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術の導入に必要な経費を支援します。

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン、えだまめ

補助率：定額  
交付先：(独) 農畜産業振興機構  
事業実施主体：農業者団体等

#### 3. 青果物流通システム高度化事業

生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への切替え等によって流通の合理化・効率化を図る際に必要な技術実証や、新たな技術を活用した低温輸送システムの構築等を支援します。

補助率：定額、1／3以内  
事業実施主体：生産者・物流事業者・実需者等からなるコンソーシアム、民間団体

お問い合わせ先：  
生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 (03-3502-5958)

## 野菜生産転換促進事業

- 実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成**を支援。

### ①産地内の合意形成

- 水稲から野菜への転換に向けて、
- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
  - ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討



コンソーシアムによる会議

### ②品目の選定や出荷先の確保

- 新たに野菜に取り組むに当たり、
- ・ 地域の気象・土壌条件に適した品目の検討を行うとともに、
  - ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験



実需者と計画的に協議

### ③排水対策や栽培技術の確立

- 水田地帯で野菜生産に転換可能か検証するため、
- ・ FOEAS（地下水制御システム）等の排水対策の実証や、
  - ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



FOEAS (地下水制御システム)



栽培研修

### ④機械化一貫体系の導入

- まとまった面積でより高い収益を確保できよう、
- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入を図るとともに、
  - ・ 導入する機械に対応する栽培技術の研修会等を実施。



【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】

立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

## 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- **加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する際に必要な経費**を支援。

支援対象：土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、  
病害虫防除資材の導入 等

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、  
レタス、スイートコーン、えだまめ

### 【作柄安定に係る技術】



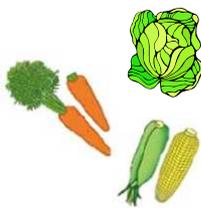
かん水 (保水対策)



土壌消毒



土壌改良資材



## 青果物流通システム高度化事業

- **新たな技術を導入したモーターシフト等の流通合理化、高品質保持技術の導入によるバリューチェーンの構築等に係る実証**を支援。

支援対象：新規格の鉄コンテナによる鉄道、船舶輸送や、電源コンテナ等  
新たな技術を活用したパーフェクトコールドチェーンの実証 等

### 【流通の合理化に係る技術】



導入車両イメージ

電源コンテナ

JR電源コンテナ



高鮮度保持コンテナ

## 28 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 17, 235 (17, 082) 百万円】

### 対策のポイント

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

### <背景/課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜について、消費者への安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策を円滑に推進していくことが重要です。

### 政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制  
(変動係数 1.8% (平成17年度) →1.4%以下 (平成37年度))

### <主な内容>

#### 野菜価格安定対策の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

補助率：定額、65/100、60/100、50/100  
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構

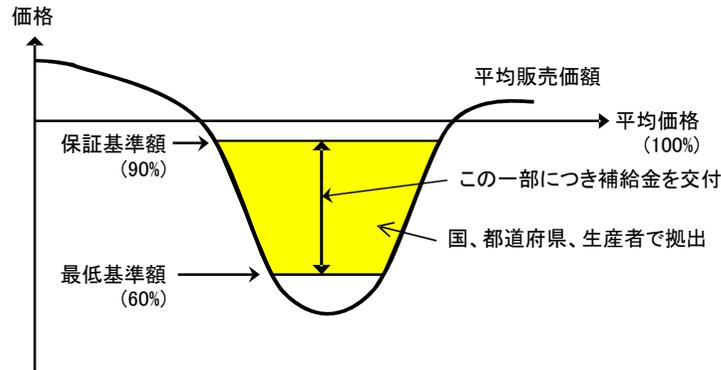
[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

# 野菜価格安定対策事業

平成29年度予算概算決定額 (所要額) 17,235 (17,082) 百万円

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施。

## 基本の仕組み



**指定野菜 (14品目)**  
 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、  
 トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、  
 ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、  
 ほうれんそう

**特定野菜 (35品目)**  
 アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、  
 カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、  
 こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、  
 しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、  
 そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、  
 ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、  
 やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、  
 らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 国民消費生活や地域農業振興の観点から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha (露地野菜)	5ha
	出荷割合	2/3	2/3
抛割割合 (国：都道府県：生産者)		3：1：1	1：1：1 (※)
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%
対象者		出荷団体、生産者 (個人・法人)	出荷団体、生産者 (個人・法人)

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあたっては、国：2、都道府県：1、生産者：1

## 7 施設園芸等燃油価格高騰対策（事業期限延長）

### 対策のポイント

燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、省エネルギー化等に取り組む産地に対し、セーフティネットの構築を支援します。

### <背景／課題>

- ・施設園芸及び茶業（以下「施設園芸等」という。）は、経営費に占める燃料費の割合が非常に高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種です。
- ・また、燃油価格は、為替や国際的な商品市況の影響により、乱高下を繰り返しており、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材です。
- ・このため、施設園芸等の産地において、省エネルギー化等の取り組みを促し、燃油価格高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要があります。
- ・このような産地に対し、省エネ等の取り組みだけではカバーできない燃油価格高騰の影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図ることが必要です。

### 政策目標

燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換  
(主要な施設園芸等の産地におけるA重油使用量を15%削減 等)

### <主な内容>

これまでの対策で燃油使用量の15%以上の削減に取り組んできた施設園芸等の産地を含め、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を更に進める観点から、発動基準価格、発動要件及び加入要件を見直した上で、セーフティネット構築事業を実施します。

#### (1) 発動基準価格

平成24年度以降、固定してきた発動基準価格を直近年のデータを用いて更新します。

#### (2) 発動要件

燃油価格が急騰した場合、施設園芸農家は、営農計画の変更を余儀なくされ、野菜の安定供給に影響を及ぼす恐れがあることから、当該月の燃油価格が前年の加温期間平均価格より、20%以上高騰した場合に発動する急騰特例措置を設けます。

#### (3) 加入要件

- ① 新たに本対策に加入する産地：10a当たり燃油使用量を15%以上削減
- ② 既に本対策で省エネ化に取り組んできた産地：次のいずれかに取組
  - 10a当たり燃油使用量をさらに15%以上削減
  - 生産物1トン当たりの燃油使用量を15%以上削減
  - 民間の金融商品等を利用して燃油価格や使用量を抑制

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：  
施設園芸 生産局園芸作物課 (03-3593-6496)  
茶 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

# 施設園芸等燃油価格高騰対策

- 施設園芸等の経営費に占める燃料費の割合は極めて高く、また、燃油価格は、為替や国際的な商品市況の影響により、乱高下を繰り返しており、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。
- そのため、これまで省エネルギー化に取り組んできた施設園芸等産地においても、より燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要。
- 経営の転換に取り組み産地に対しては、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援。

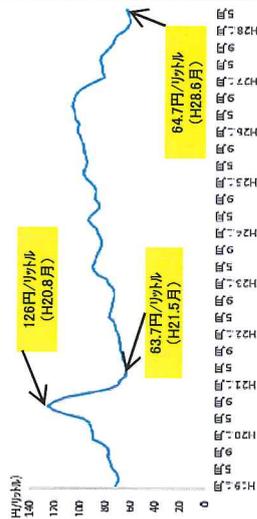
## 施設園芸等における燃油価格高騰の影響

- 経営費に占める燃料費の割合は極めて高い。(漁業と同等に3割程度)
- 今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。

### 農業経営費に占める燃料費の割合

農業	ピーマン	29%
	ばら	33%
	マンゴー	44%
漁業	茶(加工)	27%
他産業	いか釣(沿岸)	33%
	タクシー	8%
	トラック	5%

### 農業用A重油の価格推移

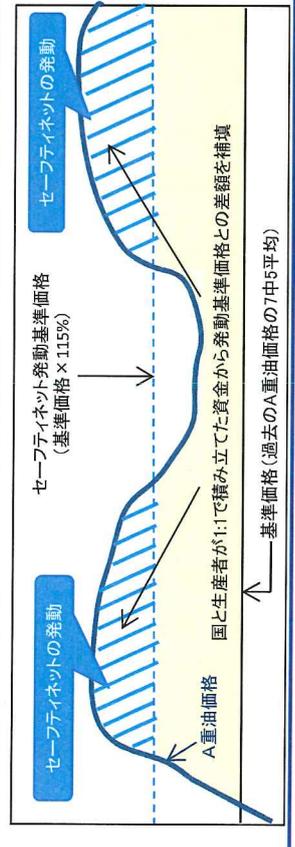


## 【燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換】

### 燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換

- 省エネルギー推進計画を策定し、燃油使用量の15%以上削減に取り組み施設園芸等産地に対して、省エネの取り組みだけではカバーできない燃油価格高騰の影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る。

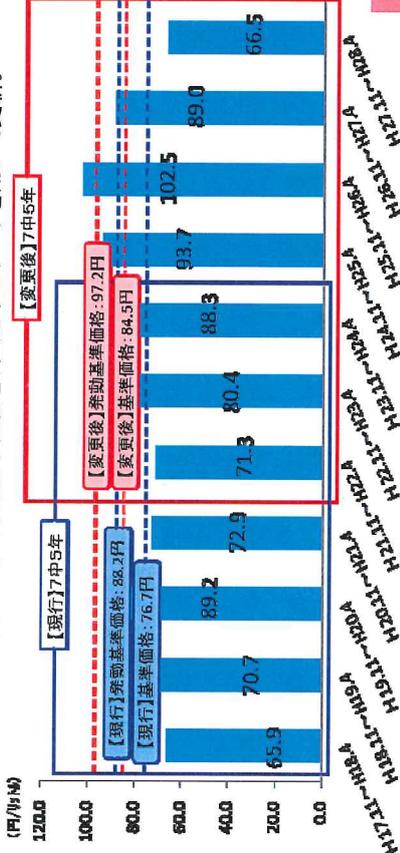
## セーフティネット構築を支援(補助率: 1/2)



## 【見直しのポイント】

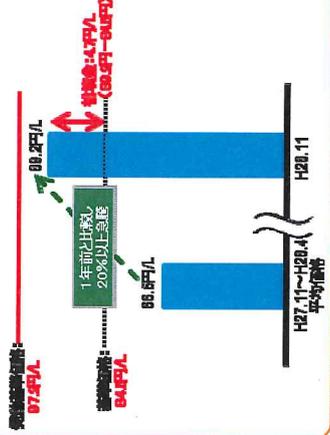
### 【変更1】セーフティネット発動基準価格

平成24年度以降、固定してきた発動基準価格を、直近年のデータを用いて更新。



### 【変更2】急騰特例措置の新設

当該月の燃油価格が対前年加温期間平均価格より20%以上高騰した場合、その差額分を補てん。



### 【変更3】加入要件

【新たに】対策に取り組み施設園芸等産地】

- 「省エネ設備の導入等による10a当たりの燃油使用量を15%以上削減」

様々な角度から経営の転換を深掘り

【引き続き】対策に取り組み施設園芸等産地】

(以下のいずれか一つ)

- 「省エネ設備の導入等による10a当たりの燃油使用量をさらに15%以上削減」
- 「栽培技術等の改善により、生産物1トン当たりの燃油使用量を15%以上削減」
- 「民間の金融商品等を利用して燃油価格や使用量を抑制」

## 燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換

## 経営所得安定対策

【349,208(350,611)百万円】

### 対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象とし、幅広い担い手が参加できるように規模要件を課さずに実施します。

### <背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティネットが必要です。

### 政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

### <主な内容>

#### 1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）194,991(194,764)百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

##### （1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

##### （2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

##### （3）交付単価（29年産～31年産まで適用）

###### ① 数量払

交付単価の水準は、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分として算定されており、品質区分に応じた単価設定がされています。

[平成29年度予算の概要]

<小麦の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,990	8,490	8,340	8,280	7,830	7,330	7,180	7,120
パン・中華麺用品種以外	6,690	6,190	6,040	5,980	5,530	5,030	4,880	4,820

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,520	5,100	4,980	4,930	4,660	4,240	4,110	4,060
六条大麦 (50kg)	6,000	5,580	5,450	5,400	4,970	4,550	4,430	4,380
はだか麦 (60kg)	8,610	8,110	7,960	7,870	7,040	6,540	6,390	6,310

<大豆の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	9,940	9,250	8,570
特定加工用大豆	7,890		

特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,180	▲62

<でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	11,610	▲64

<そばの品質区分と交付単価>

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	17,470	15,360

<なたねの品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,940	9,200

<参考：平均交付単価>

小麦	6,890円/60kg	てん菜	7,180円/t
二条大麦	5,460円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/t
六条大麦	5,690円/50kg	そば	16,840円/45kg
はだか麦	8,190円/60kg	なたね	9,920円/60kg
大豆	9,040円/60kg		

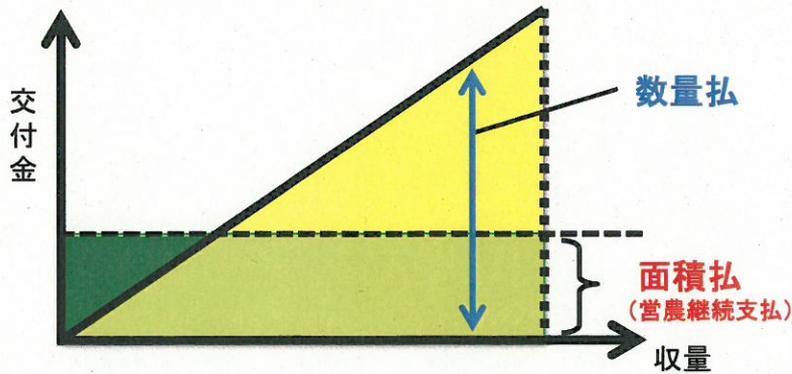
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価 : 20,000円 / 10a (そばについては、13,000円 / 10a)

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

（所要額）74,554（75,261）百万円

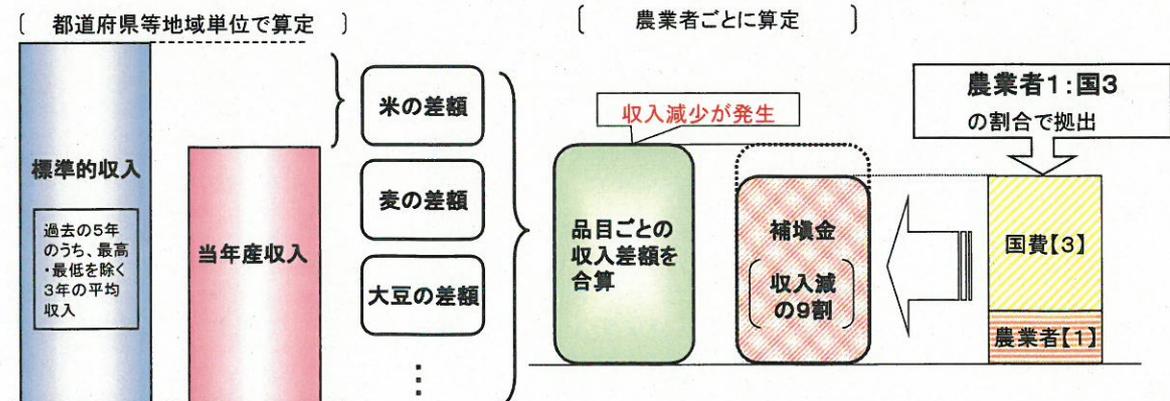
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの28年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



[平成29年度予算の概要]

3. 米の直接支払交付金 71,378(72,303)百万円  
(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施。(30年産から廃止))

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価 : 7,500円 / 10a
---------------------

4. 経営所得安定対策等推進事業等 8,286(8,282)百万円  
システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

[お問い合わせ先：総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室

(03-3502-5601)]

# ○ 経営所得安定対策等の概要(平成29年度予算)

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【1,950(1,948)億円】  
【水田・畑地共通】

- ◇ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付【数量払】

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【交付単価は29年度～31年度まで適用】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,890円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,460円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,690円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	8,190円/60kg
大豆【水田・畑地】	9,040円/60kg

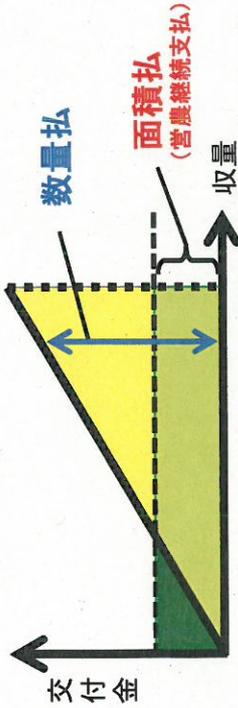
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180円/t
でん粉原料おんじよ	11,610円/t
そば【水田・畑地】	16,840円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,920円/60kg

## 面積払(営農継続支払)

【当年産の作付面積に基づき交付】

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



## 水田活用の直接支払交付金

【3,150(3,078)億円】

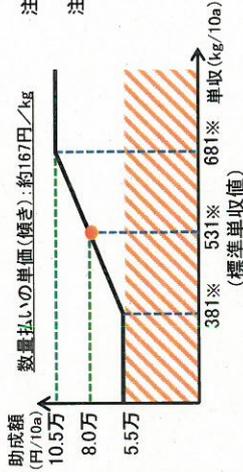
- ◇ 水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

<飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ>



注1: 数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2: ※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

## 【産地交付金】

- ◇ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

## 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)

【746(753)億円】

- ◇ 担い手経営安定法に基づき、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度
- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

## 米の直接支払交付金

【714(723)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

- ◇ 激変緩和のための経過措置として、29年度までの時限措置として実施(30年度から廃止)

## 経営所得安定対策等推進事業等

【83(83)億円】

- ◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

## 水田活用の直接支払交付金

【315,000(307,765)百万円】

### 対策のポイント

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

### <背景/課題>

- ・国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、我が国の農業を特徴づける生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要です。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付けを拡大していく等の取組を進めていく必要があります。

### 政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減（平成37年度）
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

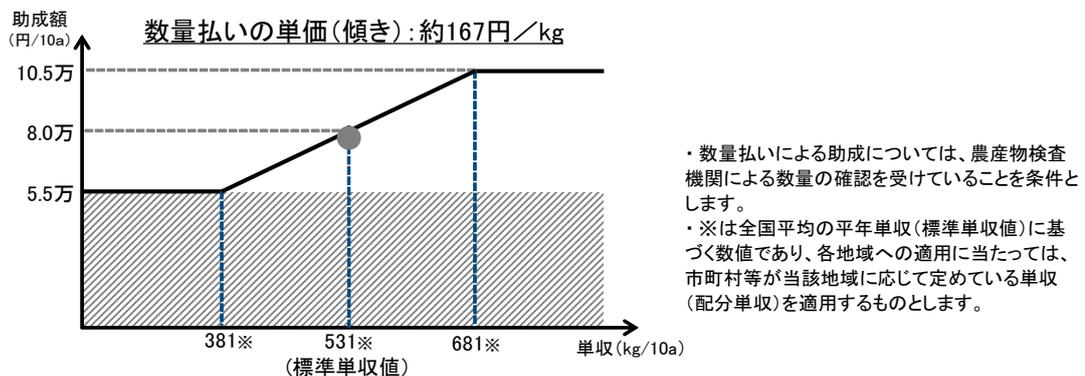
### <主な内容>

水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

#### (1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

#### ○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



(2) 産地交付金 101,572(80,555)百万円

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組 ※継続分のみ。	12,000円/10a
備蓄米	平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	7,500円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	20,000円/10a

このほか、都道府県段階において主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対し、下記のとおり配分します。

① 配分単価

5,000円/10a

② 交付対象面積

都道府県単位で生産数量目標の面積換算値※から主食用米作付面積を控除して算定

※ 都道府県間調整を行った場合は、当該都道府県間調整後の生産数量目標の面積換算値を適用

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

# 水田活用の直接支払交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額： 315,000(307,765)百万円】

- 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

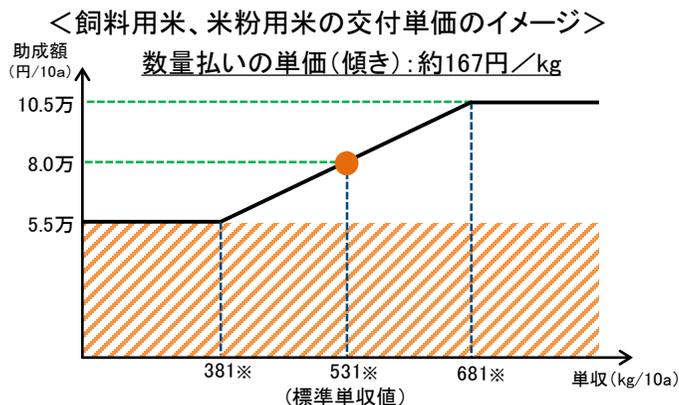
## 【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

## 【支援内容】

### (1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a



- 注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件  
 注2：※は全国平均の単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

### (2) 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
備蓄米	平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

- このほか、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して0.5万円/10aを配分

**85** ※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

## 12 米穀周年供給・需要拡大支援事業

【5,033(5,033)百万円】

### 対策のポイント

民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

#### <背景/課題>

- ・平成25年秋に決定された米政策の見直しを推進するためには、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備する必要があります。
- ・このため、米流通の約3割を占める業務用等のニーズに応じた安定取引の推進に加え、気象の影響等により必要が生じた場合に、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが求められています。

### 政策目標

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいた、需要に応じた米の生産・販売の実現

#### <主な内容>

1. 業務用等の取引に関するマッチングの取組を支援します。
2. 産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。
  - (1) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組  
主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約や複数年契約の場合は追加的に支援）
  - (2) 輸出用向けの販売促進等の取組  
主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
  - (3) 業務用向け等の販売促進等の取組  
主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
  - (4) 非主食用への販売の取組  
主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

（補助率：定額、1/2以内）  
（事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：政策統括官付農産企画課 (03-6738-8964)]

# 米穀周年供給・需要拡大支援事業

- 業務用等の取引に関するマッチングの取組を支援。
- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、産地の取組を実施する場合に国も一定の支援。

## 全国事業

業務用等の取引に関するマッチングの取組を支援(定額)

民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援。

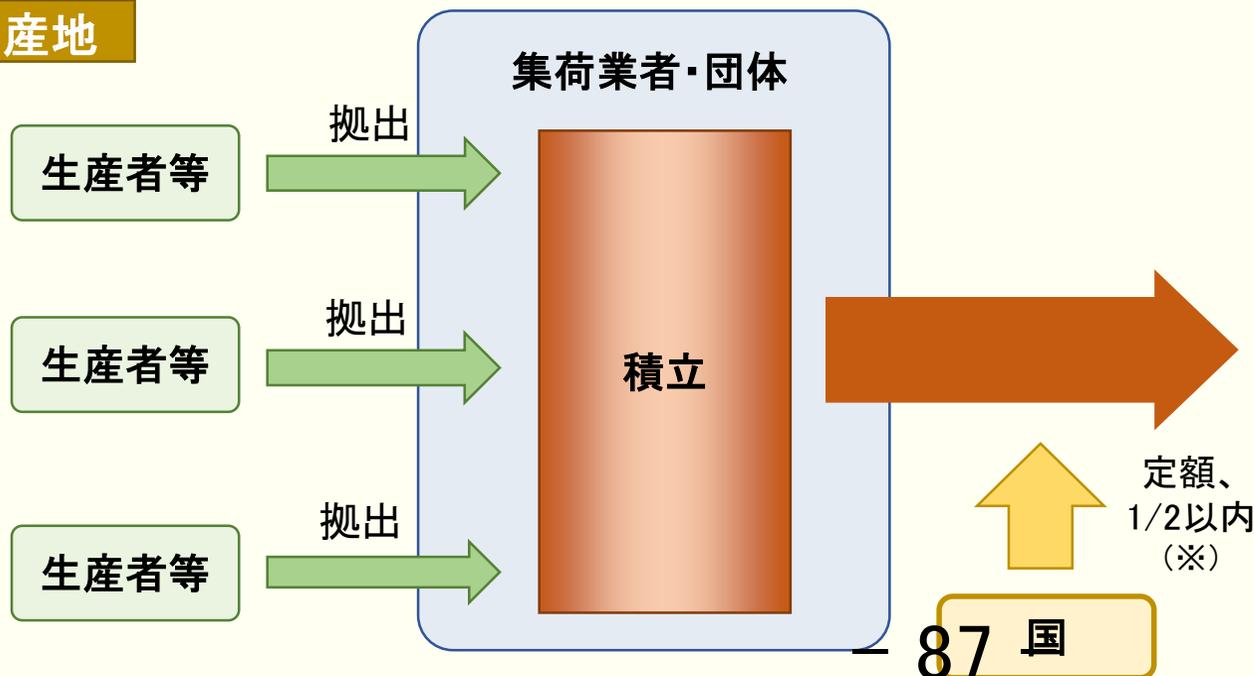
→ 生産者と実需者の連携(マッチング)促進による安定供給の拡大

〔業務用米取引セミナー〕

〔展示商談会〕



## 産地



## 産地自らの自主的な取組

主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
- ② 輸出用向けの販売促進等
- ③ 業務用向け等の販売促進等
- ④ 非主食用への販売

(※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援。

# 世界で戦えるこんにゃく総合対策事業

【金額 13,796千円】

## 対策のポイント

こんにゃく経営の規模拡大による低コスト化や、高付加価値化を図るための支援を実施するとともに、海外も視野に含めた消費拡大対策を行い、“世界で戦える”ぐんまのこんにゃくを総合的に支援します。

## 〈背景／課題〉

- ・ LDC諸国(後発開発途上国)から無税無枠措置による安値なこんにゃくいもの輸入が増加傾向にあります。
- ・ また、F T A等の多国間貿易交渉が進展した場合には、将来的に更なる輸入原料の増加が懸念されます。
- ・ このため、安価な外国産の芋の輸入に対して、生産農家の経営安定を図るため、低コスト化や高付加価値化に取り組むための機械の導入等について支援を行っていく必要があります。
- ・ また、国内の家庭におけるこんにゃく消費量が減少している中、海外も含めた消費拡大を図る必要があります。

## 政策目標

平成31年度までに

○みやままさり作付面積( ha )	1,150ha
○こんにゃく栽培面積5ha以上の農家数	300戸
○こんにゃく栽培面積に占める出荷面積の割合	59%
○加工食品の輸出額	4億円

## 〈主な内容〉

- 1 低コスト競争力強化整備支援 12,000千円  
機械作付け可能な品種の導入や「生芋こんにゃく」の生産に取り組む場合、機械設備の導入経費を支援。
  - ・ 事業主体：人・農地プランにおいて「中心経営体」に位置づけられている認定農業者農業者の組織する団体等（農事組合法人、農業生産法人、農業戸数3戸以上の組織）、農業協同組合等
  - ・ 補助率：1/3以内
- 2 こんにゃく海外販路開拓 831千円  
海外バイヤーと商談可能な国内見本市への出展等。
  - ・ 実施主体：県
- 3 消費拡大推進 450千円  
こんにゃく関係団体が行うこんにゃくの消費拡大の取組に対し助成。
  - ・ 事業主体：群馬県蒟蒻生産協会、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合、群馬県蒟蒻協同組合
  - ・ 補助率：1/2以内
- 4 生産流通安定対策【委託事業】 515千円  
県産こんにゃくの流通安定対策に資するため、作況調査および流通動向調査を委託
  - ・ 委託先：群馬県蒟蒻生産協会、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合

[お問い合わせ先：蚕糸園芸課特産果樹係 027-226-3136 (直通)]

### 3 果樹農業好循環形成総合対策事業

【5,660(5,600)百万円】

#### 対策のポイント

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進します。

#### <背景/課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や農地荒廃の加速化、資材価格の上昇等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積や次世代への継承など果実の供給力の維持・強化が大きな課題となっています。
- ・さらに、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に依存しており、国産果実加工品等の需要拡大を図るため、高品質な国産果実加工品等の魅力を発信することが重要となっています。

#### 政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加  
(5% (平成25年度) → 17% (平成37年度))

#### <主な内容>

##### 1. 果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化

優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、次の取組を推進します。

##### (1) 農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約の推進

機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します(加算額: 2万円/10a)。

また、機構を通じた改植に当たり、複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入します(例: かんきつ25万円/10a(加算後)のうち、伐採・抜根経費等(15万円/10a)を初年度に、苗木の定植経費等(10万円/10a)を後年度に支払)。

##### (2) 果樹経営の次世代への円滑な承継

園地や担い手、樹体情報を集約し、供給力維持に向けた検討、就農希望者を呼び込むための「産地キャリアプラン(仮称)」の策定、プランを策定した産地に対する研修の実施を支援します。

##### 2. 加工流通対策の推進

産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、サプライチェーンの構築や需要拡大に向けた取組等を支援します。

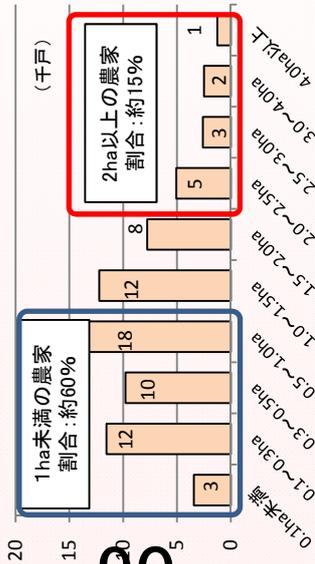
〔補助率: 定額、定額(1/2相当)、6/10、1/2、1/3〕  
事業実施主体: (公財)中央果実協会、民間団体

[お問い合わせ先: 生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進。

**果実の供給力の維持・強化**  
【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化等に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図れる産地体制の整備を図り、次世代に円滑に承継していく必要。

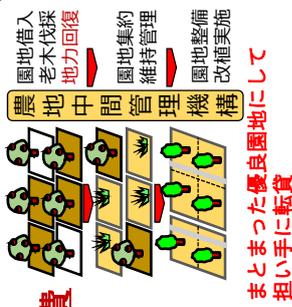
**加工流通対策の推進**

- ・ストリート果汁や機能性表示の利用など、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

**農地中間管理機構による面的な改植、園地集約の推進** 【拡充】

- ・機構を通じた改植において、**ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費**を要する場合には、**改植単価を加算**。

【改植】	23万円/10a	(みかん等のかんきつ類)
	17万円/10a	(りんご等の主要落葉果樹等)
	33万円/10a	(りんごわい栽培等)
<b>機構改植の加算額: 2万円/10a</b>		
【未収益】	22万円/10a	(5.5万円 × 4年分)



- ・**機構を通じた改植に当たり、複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入**。

(例: かんきつ25万円/10a (加算後)のうち、伐採・抜根経費等(15万円/10a)を初年度に、苗木の定植経費等(10万円/10a)を後年度に支払)。

**果樹経営の次世代への円滑な承継に向けた検討の支援** 【新規】

- ・**耕作者や園地、樹齢等の詳細な産地情報を集約**し、果実の供給力維持に向けた検討を支援。  
[補助率: 定額]
- ・新規就農者を呼び込む「**産地キャリアプラン**」の**策定**、プラン策定産地に対する**研修の実施**を支援。 [補助率: 定額、1/2]

- ・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、サブライチエーションの構築や需要拡大に向けた取組等を支援。 [補助率: 定額、1/2、1/3]
- [機能性表示を訴求している果実加工品の例]
- Op-クリプトキサンチン高含有「POM アシタノカラダみかんジュース」  
(農研機構果樹研究所・備えひめ飲料)



# ぐんまの果樹新時代対応推進事業

【金額 720千円】

## 対策のポイント

産地強化を図るため、作業の省力化や高品質な果実生産に取り組みやすい新技術導入に対して支援します。また、ぐんまの果樹の消費拡大とPRを図る取り組みに対して支援します。

## 〈背景／課題〉

- ・果樹産地の強化には、新たな担い手が取組やすい省力化技術や高品質生産技術の導入が必要となっています。
- ・観光と連携した産地振興をすすめるため、産地や振興品種のPR、新たな需要創出のための調査等を支援します。

## 政策目標

平成31年度までに

○果樹改植面積( ha )	20ha
○観光果樹品目収量( t )	16,120t

## 〈主な内容〉

### 1 新技術導入整備

#### (1) 事業内容

作業の効率化や果実の高品質栽培等を行うために必要な苗木、資材に要する助成

#### (2) 事業主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

#### (3) 補助率

1 / 3 以内

### 2 果樹定着化推進

#### (1) 事業内容

- ①消費拡大対策 共同PR資材の作成
- ②新需要創出対策 市場調査、新規需要開拓
- ③産地育成対策 出荷販売体制整備、産地育成のための講演会

#### (2) 事業主体

群馬県共計生梅運営委員会、全国農業協同組合連合会群馬県本部、農業協同組合、群馬県園芸協会、農業者の組織する団体等

#### (3) 補助率

1 / 2 以内

[お問い合わせ先：蚕糸園芸課特産果樹係 027-226-3136 (直通)]

## 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【530(467)百万円】

### 対策のポイント

薬用作物等の産地形成加速化のため、栽培実証ほ場の設置や事前相談窓口の設置等による支援のほか、優良種苗の安定供給に向けた取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの推進、栽培実証ほ場の設置や農業機械の改良、事前相談窓口体制の構築などの支援を通じ、薬用作物等の産地化を推進してきました。
- ・このような中、産地の継続的な発展を促進させるためには、優良種苗を安定的に供給する産地の体制整備が求められています。

### 政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を2倍に拡大(900トン(平成22年度)→1,800トン(平成30年度))

### <主な内容>

#### 1. 産地支援体制整備

新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、事前相談・マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立に向けた支援体制の整備を支援します。

#### 2. 新産地等確立支援

- (1) 地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
- (2) 安定生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
- (3) 優良種苗の安定供給に資する産地体制を確立するための実証ほ場の設置
- (4) 低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等を支援します。

補助率：定額、1/2以内  
(事業実施主体：民間団体等)

### <各省との連携>

- 厚生労働省
  - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
  - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

### (関連対策)

#### 1. 薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発(委託プロジェクト研究)

72(80)百万円

カンゾウ、トウキ等の需要が多い品目について、他作物の研究者・研究機関が蓄積している知見や技術も幅広く活用しつつ、低コストで安定生産が可能となる技術の実用化を推進します。

委託費  
(委託先：民間団体等)

#### 2. 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業

22(26)百万円

薬用作物等の地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施及びIPM(多様な防除技術を組み合わせた病害虫防除体系)を活用した標準的な病害虫防除体系の確立に対して支援します。

補助率：定額  
(事業実施主体：民間団体等)

お問い合わせ先：	生産局地域対策官	(03-6744-2117)
	関連対策1の事業 技術会議事務局研究統括官(生産技術)	(03-3502-2549)
	2の事業 消費・安全局植物防疫課	(03-3502-3382)

# 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【平成29年度予算概算決定の概要530(467)百万円】

- 薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれる作物として関心が高く、中山間地域の活性化につながる作物として生産拡大への期待が大きい。
- 地域における栽培実証や農業機械の改良、栽培技術研修の開催や事前相談等の常設窓口による支援に加え、優良種苗の供給体制を整備することにより、更なる産地化を後押し。

## 現状

- ・薬用作物の8割以上は中国からの輸入品
- ・中国の輸出規制等による輸入価格の上昇
- ・国産原料の安定的な確保へのニーズの拡大
- ・国内漢方製剤等の市場ニーズの拡大

## 課題

- ・何を栽培したらよいかわからない
- ・栽培技術が確立していない
- ・専用の農業機械がない
- ・優良種苗が不足している
- ・地域に栽培指導者がいない
- ・漢方薬メーカーと契約栽培を行いたい
- ・薬用作物を利用して地域を活性化したい
- ・安定的な収入源を確保したい



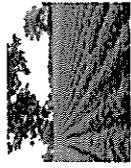
## 支援策

事業内容 (※補助率:定額、1/2以内)

- 新産地等確立支援により
  - ・地域に適した品種の選定、実証ほ場設置
  - ・栽培マニュアルの作成
  - ・農業機械の開発・改良
  - ・優良種苗の安定供給のための実証(拡充)

- 産地支援体制整備により
  - ・産地からの相談に対する支援
    - 事前相談窓口の設置
    - 地域相談会の開催 (マッチング支援)
  - ・栽培指導体制の整備
    - 栽培技術研修会の開催

産地化の推進      マッチングの成立



今後の  
展開方向

厚生労働省や関係団体と連携強化  
+  
新産地等への支援体制を構築  
➔  
産地形成の加速化を推進

# 平成29年度 蚕糸業継承対策

【金額 68,793千円】

## 対策のポイント

持続可能な蚕糸業の実現を目指して、引き続き県産繭確保対策を実施するとともに、多様な養蚕担い手の育成を強化します。また、碓氷製糸の経営基盤強化のため、組織変更に伴う出資及び多角的な経営に向けて支援します。

## 〈背景／課題〉

- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に伴い絹産業再生への機運が高まる中、平成26年度から繭代確保対策として繭1kgあたり300円を支援し、平成27年度からは、将来にわたり繭生産を続け、増産に取り組む養蚕農家組織の活動に対して新たな支援を行い、合計で繭1kgあたり1,200円を支援しています。また、観光蚕糸業の推進、多様な養蚕担い手の育成など総合的な施策を講じて参りました。
- ・その結果、平成27年の繭生産量は32年ぶりに前年を上回り、平成28年は、9月の天候不順が大きく影響して減産したものの、飼育量自体は増加していることから、農家の生産意欲の高さは維持されています。また、若者や企業等の養蚕参入や休止養蚕農家が復活するなどの施策効果がみられています。
- ・この施策効果を確かなものとし、持続可能な蚕糸業の実現を目指して、引き続き県産繭確保対策（1,200円の支援）を実施するとともに、多様な養蚕担い手の育成を強化します。また、碓氷製糸の経営基盤強化のため、組織変更に伴う出資及び多角的な経営に向けて支援します。

## 政策目標

平成31年度までに

- 1戸あたりの繭生産量を拡大し、高品質繭を確保します。
- 高価格で取引される群馬オリジナル蚕品種の普及率を65%に向上します。
- 新たな養蚕経営体を育成・確保します。

## 〈主な内容〉

1. 県産繭確保対策 (58,167千円)
  - ①製糸経営対策：養蚕農家の確保や純国産生糸の販売対策等として、碓氷製糸が収納する県産繭1kg当たり300円を支援
  - ②養蚕農家対策：将来的に繭生産を担う農家組織が行う一定の繭生産量の確保や高品質繭の増産などの活動に対して、繭1kg当たり900円を支援
2. 多様な養蚕担い手の育成強化 (4,076千円)
  - ①養蚕参入初期経費の支援（蚕室・養蚕資材・桑園造成等の経費支援）
  - ②養蚕経営体育成コーディネータによる現場指導（蚕糸技術者を配置）
  - ③【新規】ぐんま養蚕学校を実施（養蚕農家実践研修における受入協力農家の謝金）
3. 【新規】碓氷製糸経営基盤強化 (6,550千円)
  - ①株式会社化への出資（大日本蚕糸会、関係自治体と連携して出資）
  - ②碓氷製糸オリジナル絹製品販売促進（商品パッケージデザイン化を支援）
  - ③開かれた製糸工場対策（体験繰糸できる環境整備を支援）

[お問い合わせ先：農政部蚕糸園芸課蚕糸係 027-226-3092（直通）]

# 「蚕糸業継承対策」の検証と次期対策

## 施策効果

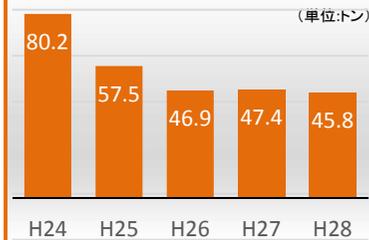
(事業期間 H26~28)



### 繭生産意欲の向上

- 農家相互の仲間意識
- 若手農家が規模拡大
- 市町村も協調支援

### 繭生産量の推移



### 一定の繭生産量を確保

- 32年ぶりの増産(H27)
- H28も前年並の繭生産を確保



### 新たな養蚕参加者が出現

- 養蚕を開始した農業者等 9人(H26~28)
- 参加希望者 16人

※「ぐんま養蚕学校」を開校

施策効果を確認かなものにするため

## 次期対策

(事業期間 H29~)

### 県産繭確保対策

58,167千円

- ①製糸経営対策 支援額:300円/kg・繭
- ②養蚕農家対策 支援額:900円/kg・繭

### 多様な養蚕担い手の育成

4,076千円

- ①養蚕参加初期経費の支援
- ②養蚕経営体育成コーディネータによる現場指導
- ③ぐんま養蚕学校

### 碓氷製糸経営基盤強化【新規】

6,550千円

- ①株式会社化への出資
  - ・大日本蚕糸会や関連自治体が出資
- ②碓氷製糸オリジナル絹製品販売促進
  - ・世界に通用する商品パッケージデザイン化を支援
- ③開かれた製糸工場対策
  - ・繰糸機を修繕し、「体験繰糸」ができる環境整備を支援



オリジナル絹製品



繰糸機

## 6次産業化ネットワーク活動交付金

【1,909(2,033)百万円】

### 対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、地域の創意工夫を生かしながら、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を支援します。
- ・また、市町村が、農林漁業、商工、金融等の幅広い関係者が参画した推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

### 政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大  
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大  
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

### <主な内容>

1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 898(1,223)百万円
  - (1) 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定(更新)や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。
  - (2) 都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・製造、販路開拓等の取組を支援します。
  - (3) また、市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)に沿って、市町村等が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発(学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等を含む。)、販路開拓(学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等を含む。)等の取組を支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額  
(事業実施主体へは定額、1/3以内)  
[市町村戦略に基づく取組へは1/2以内]  
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

### 2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金 1,011(811)百万円

- (1) 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。
- (2) また、市町村戦略に沿って、市町村等(六次産業化・地産地消法に位置付けられた促進事業者を含む。)が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要となる加工機械等の整備に対して支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額  
(事業実施主体へは(1)は3/10以内、  
(1)のうち中山間地域(農業)に  
ついては1/2以内、  
(2)は1/2以内)  
(交付金上限額：(1)は1億円、(2)は30百万円)  
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課(03-6744-2063)]

# 6次産業化ネットワーク活動交付金

【平成29年度予算概算決定額 1,909(2,033)百万円】

## 地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、**都道府県**及び**市町村**段階に、**行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関**で構成する**6次産業化・地産地消推進協議会**を設置し、**6次産業化等に関する戦略を策定（更新）**する取組に対して、講師謝金、講師旅費、資料印刷費、戦略に関する交流会開催費等を支援します。

〔 交付率:定額 〕



(戦略会議の開催)

### 市町村の推進体制

#### 市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注)構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。



#### 市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後(5年後程度)の売上等の目標等を定めるものです。

## 6次産業化に取り組む人材育成

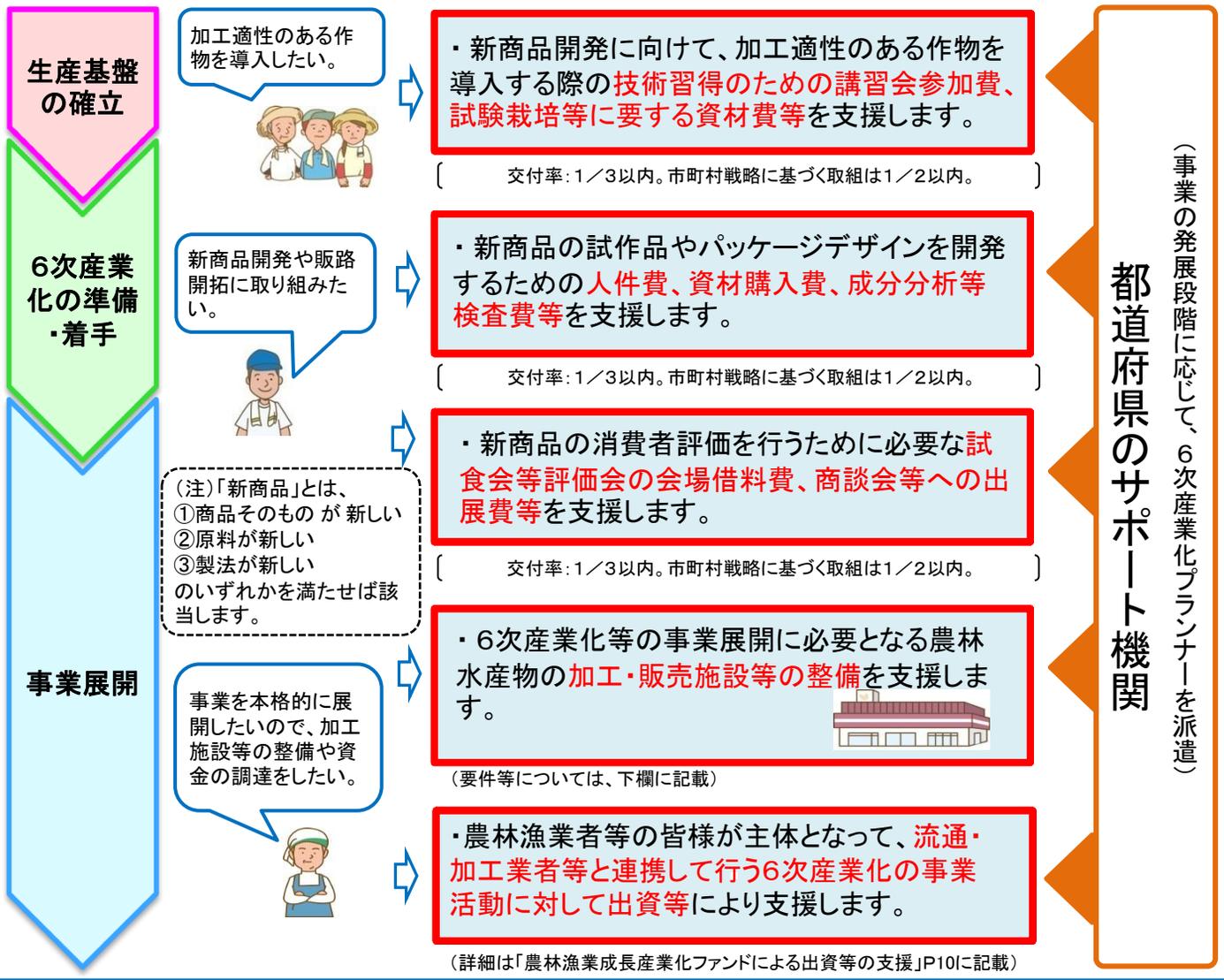
都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、**経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修及び6次産業化事業体等へのインターンシップ研修**といった、実践的な研修を実施する取組に対して、講義実施費(会場費、テキスト作成費、講師謝金、講師旅費等)、インターンシップ研修費(受入事業者謝金、研修生保険料等)を支援します。

— 97 — 〔 交付率:定額 〕



# <事業者タイプ>

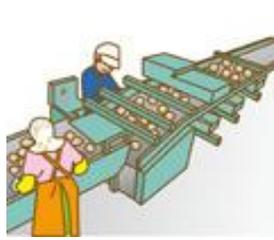
農林漁業者等の皆様が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備等を支援します。



## 事業者タイプにおける加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象です。(六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法の内容については、P14に記載)

### 支援対象施設等の例



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

### 交付金の算定方法

交付率: 3/10以内(中山間地域(農業)は1/2以内)  
 交付金上限額: 1億円  
 ※交付金額については以下①~③の一番高い額の範囲内とします。  
 ①事業費×交付率  
 ②融資額  
 ③事業費-融資額-  
 地方公共団体等による助成額  
 「算定例: 交付率3/10以内の場合」  
 1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、  
 ①が3,000万円(1億円(事業費)×3/10)  
 ②が5,000万円(融資額)  
 ③が4,000万円(1億円(事業費)-5,000万円(融資額)-1,000万円(助成額))  
 となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。

※6次産業化の取組に必要な生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

## <地域タイプ>

市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

加工品が競合しているので、新しい商品を作ってブランド化し、大きな事業を展開したい…。でも、自分だけでやるのは難しい…。



地域資源が豊富なので、6次産業化で地域おこしをしたい…。でも、小規模な農林漁業経営が多く、地域でまとまって取り組んでもらいたい…。

学校給食や病院、福祉施設で地場食材の利用を拡大をしたい。



直売所におけるインバウンド等需要をターゲットとした新商品の開発や販売を拡大したい。



スマイルケア食(新しい介護食品)の商品開発や導入実証、普及をしたい。



・市町村等が、**地域ぐるみで新商品開発等**を行う場合、**材料費、成分分析等検査費等**を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

・また、市町村等(六次産業化・地産地消に位置付けられた促進事業者を含む。)が**地域ぐるみで新商品を開発するための加工機械等の整備**を支援します。〔 交付率:1/2以内、交付金上限額:30百万円 〕



(地域特産の高糖度トマトを活用したトマトソースの試作品開発のための機械)

・市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において、**学校給食関係者、病院・福祉施設等の関係者が参画**し、学校給食等における地場食材の利用拡大の取組方針や目標等を策定した上で、その目標達成に向けて行う、

- ① 地場食材の**生産量や需要量等の調査、研修会**の開催
- ② **メニュー・加工品開発**
- ③ 学校給食における**新メニューの導入実証**などの取組を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(メニュー・加工品開発)

・市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において、**直売所関係者や観光事業者等が参画**し、直売所の売上げ向上に向けた取組方針や目標等を策定した上で、その目標達成に向けて行う、

- ① 直売所の**運営体制強化**に向けた検討会の開催
- ② **インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催**
- ③ 直売所と観光事業者等との**ツアー等の企画**などの取組を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(新商品開発)

・市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において、**地域の食品事業者や大学・介護施設等の関係者が参画**し、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等の取組方針や目標等を策定した上で、その目標達成に向けて行う、

- ① **スマイルケア食の開発**
- ② **配食サービス等の実証**
- ③ スマイルケア食普及のための**セミナー開催**などの取組を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(スマイルケア食開発)

※ 新商品開発に向けた加工適性のある作物導入について、地域ぐるみで実施する場合も、技術習得のための講習会参加費、試験栽培等に要する資材費等を支援します。(交付率:1/2以内)

## 6次産業化サポート事業

【379（369）百万円】

### 対策のポイント

6次産業化の取組拡大に向け、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等を支援します。

### <背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を全国的に推進することが必要です。
- ・このため、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等をきめ細かくサポートできる人材の選定・派遣、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等を行う取組の支援等を行います。

### 政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大  
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大  
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

### <主な内容>

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、以下の取組を実施します。

1. 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援 159（159）百万円  
広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。
2. 商談会等開催支援 49（49）百万円  
6次産業化事業者の販路拡大のため、広域の商談会等の開催を支援します。
3. 6次産業化情報提供支援 8（8）百万円  
各地の6次産業化の取組等を調査し、6次産業化の関係者に対し、定期的に紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援します。
4. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進 18（18）百万円  
地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実践モデルの作成等を支援します。

5. 6次産業化・新産業の創出促進 50(60)百万円  
 農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。
6. スマイルケア食の普及推進 14(34)百万円  
 スマイルケア食(新しい介護食品)の商品開発・普及をより一層推進するため、スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等を支援します。
7. 外食・中食等における国産食材活用促進 80(一)百万円  
 外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進等に資する取組を支援します。

補助率：定額  
 事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1～4の事業	食料産業局産業連携課	(03-6744-2063)
5の事業	知的財産課	(03-6738-6442)
6の事業	食品製造課	(03-6744-2249)
7の事業	食文化・市場開拓課	(03-6744-7177)

# 6次産業化サポート事業

【平成29年度予算概算決定額 379(369)百万円】

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、6次産業化プランナーによる個別相談、農林漁業者等と流通業者等との商談会、優良事例の収集、情報提供等を支援します。

マーケティングや品質管理など、専門性の高い分野について、アドバイスを受けたいなあ...

6次産業化の取組で開発した新商品の販売先を見つけたいなあ...

6次産業化の取組を更に進めるため、参考となる事例がほしいなあ...

農林漁業者



6次産業化プランナー



このような方々のために、以下の支援メニューを用意しています。

## 1. 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する個別相談支援

都道府県域を超えるなど広域で事業を展開される方や、専門分野に関するアドバイスが必要な方に対して、「6次産業化中央サポートセンター」から6次産業化プランナーを個別に派遣します。

(個別相談例)

- ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の策定のアドバイスや取組のフォローアップを行います。
- ・販路開拓やブランディング等の専門分野に関するアドバイスを行います。



## 2. 農林漁業者等と流通業者等との商談会の開催

商談会を複数の地域で開催し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者等とのマッチングの機会を作ります。

(参考)平成28年度の開催場所・時期

札幌市(2/2)、仙台市(2/1)、立川市(11/30)、金沢市(10/25)、名古屋市(10/26)、大阪市(9/28)、岡山市(9/27)、熊本市(11/29)



## 3. 6次産業化情報提供支援

6次産業化に関する施策やその効果の普及啓発のため、情報誌(6チャンネル)、ホームページ、メールマガジンにより取組などを紹介します。

## 4. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進

多様な事業者が参画した先進的な取組を全国的に展開していくため、

- ① 6次産業化の関係機関を対象とした情報交換会の開催
- ② 実践モデルの作成やこれを活用した農林漁業者向けの啓発セミナーの開催
- ③ 優良事例の収集・分析、優良事例発表会等の開催等を行います。

【平成27年度表彰事例】

果実の特徴を生かしたジャムを年間150種類以上揃え、島という条件不利地域であるにもかかわらず、年間10万本の販売実績がある。



## 5. 事業化可能性調査

農林漁業者等と異業種の連携により開発される新商品や新たなサービスについて**市場調査等を実施し、事業化可能性の整理・分析**を支援します。

研究



支援

事業化

研究段階を終えた後の事業化の前段階を支援

## 6. スマイルケア食の普及推進

スマイルケア食(新しい介護食品)の商品開発・普及をより一層推進するため、**スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等**を支援します。

## 7. 外食・中食事業者等における国産食材の活用促進

外食・中食事業者等が、付加価値向上等に向け、地域の食文化を背景とした地場産食材の活用を促進できるよう、**外食・中食事業者等と生産者等とが、互いに必要な情報を共有できる体制の整備や、新たな商流の構築につながる場を設ける取組**を支援します。

- ・外食・中食事業者のニーズや地場産食材に関する情報の収集・発信
- ・外食・中食事業者による産地視察や生産者等とのマッチング



# 群馬県 6 次産業化チャレンジ支援事業

## 対策のポイント

6 次産業化にチャレンジしようとする県内農業者に対して、事業スタート時の取組を支援し、早期の事業化を支援するとともに、その成果を地域に波及させて、今後の取組の参考とする。

## 〈背景／課題〉

- ・農家所得の向上や雇用の確保、農村地域の活性化を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した 6 次産業化、農商工連携等の取組を面的に拡大していくことが必要です。

## 政策目標

県内の 6 次産業化への意欲喚起を促し、6 次産業化の取組の拡大を図る。

## 〈主な内容〉

農業者が取り組む 6 次産業化の事業計画について、コンペを行い、優秀な企画を選定し、施設整備等に対する補助等により、優秀企画の事業化を支援します。

### 1 支援対象者

次のいずれかに該当する方であって、自ら生産する農産物を加工・販売すること等により、新しいビジネスにチャレンジしようとする方。ただし、過去 3 年間税金の滞納がないこと。

- (1) 群馬県内に在住し、かつ、群馬県内において農業を営む個人または法人
- (2) (1) に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ

### 2 対象事業

次の条件をすべて満たす事業

- ・補助金の交付決定日（7 月末頃予定）から平成 30 年 3 月中旬までに実施する事業
- ・申請者がこれまでに開発、生産を行ったことがない事業

### 3 支援内容

応募のあった事業プランのうち、審査選考された 1 件を対象とします。

- (1) 補助金額：ソフト事業・ハード事業を合わせて 200 万円を限度に補助。

- (2) 補助率： 1 / 2 以内

※補助限度額（200 万円）または、補助対象事業費の 1 / 2 のうち、低い金額。

- (3) 補助対象経費：採択された事業の実施に必要な以下の取組。

○ソフト事業：会議の開催、調査・検討、新商品開発・販路開拓、その他に県が必要であると認める経費

○ハード事業：採択された事業の実施に必要な機械・施設の整備（機械の更新等は対象外）

[お問い合わせ先：ぐんまブランド推進課食品流通係 027-226-3133（直通）]

## 農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援（財投資金）

### 対策のポイント

農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動や、農業資材業者及び農畜産物加工販売業者が事業再編等を通じて行う農業の競争力強化の取組に対し、出資等による支援を実施します。

### <背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を推進することが必要です。
- ・また、農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。
- ・このため、(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じて、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動や、農業資材業者及び農畜産物加工販売業者が事業再編等を通じて行う農業の競争力強化の取組に対し、出資等による支援を実施します。

### 政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大  
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大  
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

### <主な内容>

#### 出融資枠267億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じ、農林漁業者等の6次産業化の取組に対して、資本の提供等を行うとともに、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）への出資を行います。

また、上記に加え、農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援のための資本の提供等を行います。

事業実施主体：株式会社農林漁業成長産業化支援機構

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課（03-6744-2076）]



# ファンドを活用した6次産業化事業の例

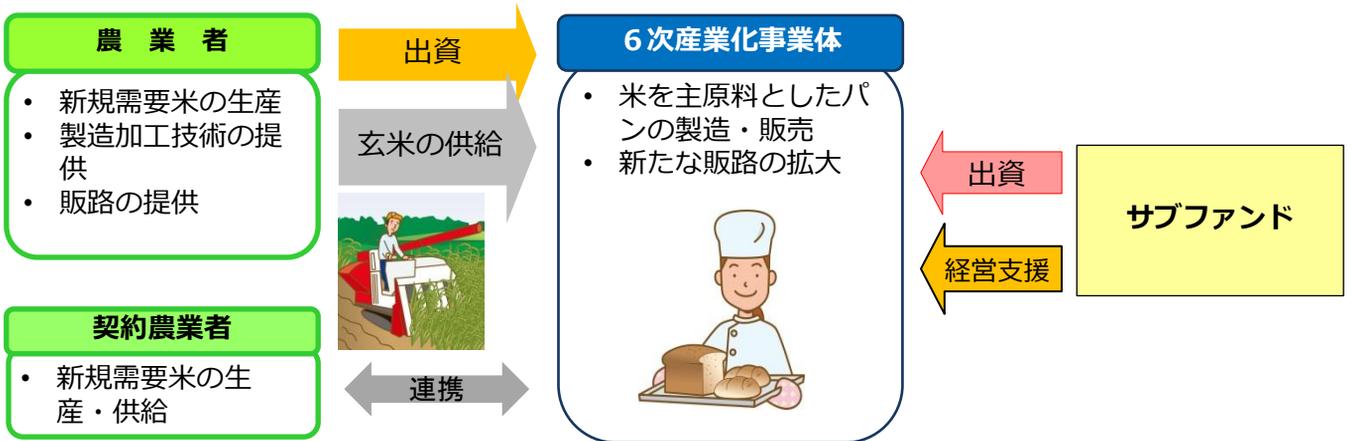
## ●ワインの醸造・販売事業

ぶどう生産者がワインメーカーと連携し、ファンド出資を受けた新会社において、パートナー企業の販路を活用したホテル・百貨店等の高単価マーケットへの販売を通じ、高品質ワインのブランド構築を目指す事業を展開。



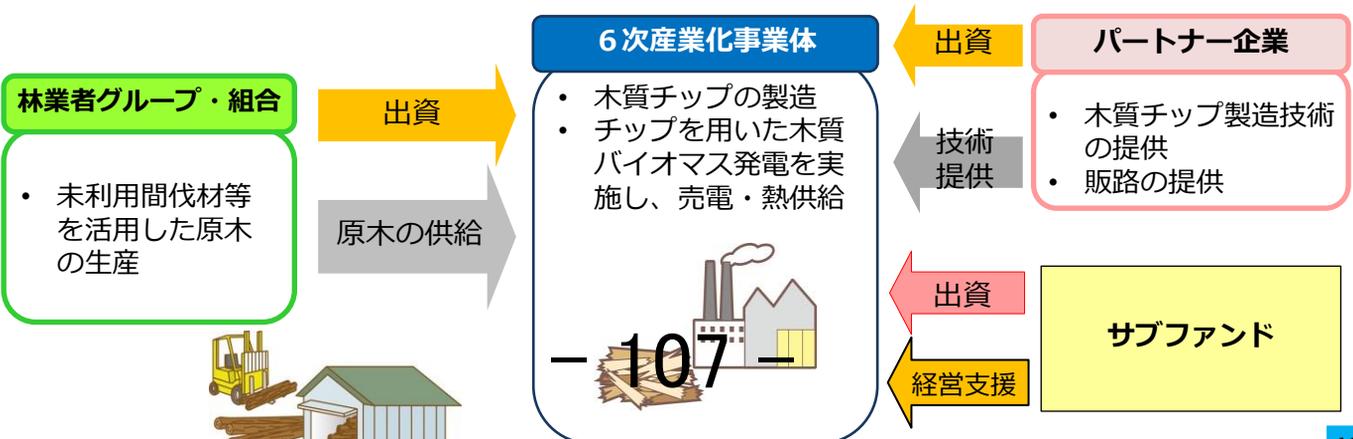
## ●新規需要米を主原料としたパンの製造販売事業

既に加工技術等のノウハウを持つ農業者が、ファンド出資を受けた新会社において、パンの製造加工施設を整備し、地域の他の農業者とも連携して、米を主原料に製造したパンの新たな販路開拓を目指す事業を展開。



## ●木質バイオマス発電事業

林業者グループが木質チップ製造事業者と連携し、ファンド出資を受けた新会社において、未利用間伐材から製造する木質チップを活用したバイオマス発電所を設置し、売電・熱供給を行う事業を展開。



## 食品産業グローバル展開推進事業

【188（104）百万円】

### 対策のポイント

海外展開をする食品関連事業者に対し、事業検討段階から現地法人立ち上げ後までの一貫した支援を行い、海外進出の推進・現地事業の定着を図ります。

### <背景／課題>

- ・今後、成長が期待される世界の食市場を我が国の食品関連産業が獲得することにより、成長戦略が目指すGNI（国民総所得）の拡大を行う必要があります。
- ・このため、平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、「日本の食文化・食産業」の海外展開の取組を促進します。

### 政策目標

平成32年の世界における我が国食品産業の現地法人数（平成27年1071法人）を1320法人に拡大する。また、海外展開の支援事業を通じて得た知識・人脈等がその後の企業活動に活かされたと評価される割合（事業で支援を行った各社への事後アンケートの結果「活かされた」と評価された割合）を90%以上とする。

### <主な内容>

- 1. 食品産業海外投資・進出推進のための情報収集** 100（0）百万円  
輸出力強化戦略に基づく重点国への海外進出及び現地展開の検討に際し、消費者の特徴（ライフスタイル、食習慣、消費意識等）を把握し、現地で求められるサービス・商品の具体像やターゲット像から進出指標となる想定市場規模等を明らかにするとともに、重点国の食品等の規格基準及び関連する法律等について調査します。また、収集・整理された情報の一元化を図り、公表により情報の共有化を図ります。  
委託費  
委託先：民間団体等
- 2. 海外進出・現地展開のための人材育成・活用支援** 28（34）百万円  
国内研修会を開催し、海外で食品ビジネスを実行する人材の育成を推進します。また、豊富な専門知識や経験を持つ人材の派遣による進出計画策定への指導や、模倣品対策・環境対策・経営問題・現地販売員の育成及び調理技術等の指導を通じ、海外展開時に障壁となる諸問題の解決を図ります。  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等
- 3. 海外進出・現地展開のための国内外の連携先開拓支援** 32（11）百万円  
単独での海外進出・現地展開が困難な食品関連事業者に対し、連携先開拓を目的とした国内外の展示会・商談会等を通じて、国内外の同業種あるいは製造・流通・外食等関連業種の連携先開拓を支援します。  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等
- 4. 現地における進出支援** 8（0）百万円  
海外進出の検討段階及び現地展開中の食品関連事業者等に対して、現地のビジネス環境・情勢の理解を深めること及び具体的な進出に向けた関連情報の収集・提供等を目的とした現地セミナー等の開催、現地事務所等の設立を支援します。  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

5. 栄養改善ビジネスの国際展開支援 20(0)百万円

海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内食品事業者等の**栄養改善ビジネスの国際展開を推進**するため、**現地調査**、**企業セミナー・パートナー発掘**・**優良事例紹介**等の実施、**企業へのアンケート調査**、WEBページによる**情報提供**を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：  
1～4の事業 食料産業局輸出促進課 (03-6744-1502)  
5の事業 食料産業局企画課 (03-3502-5742)

# 食品産業グローバル展開推進事業

【平成29年度予算概算決定額:188(104)百万円】

## 【 背景 ・ 課題 】

- 人口減少・少子高齢化により日本国内の食市場は減少傾向  
 <食品産業の国内生産額【出所:総務省統計局】>  
 94兆円(H10) → 81兆円(H25)
  - 一方、世界の食市場は拡大すると予測  
 <世界の食市場推計【出所:ATカーニー社推計データから農水省が算出】>  
 340兆円(H21) → 680兆円(H32予測)
- 成長が期待される世界の食市場を我が国の食品関連事業者が獲得し、国民総所得の拡大を行うことが必要

- 日本企業の海外展開における成功要因 上位3項目 (N=117)
    - 1, 優秀な現地人材を登用できた(60.7%)
    - 2, 日本からの出向人材が良く機能した(48.7%)
    - 3, 本社・地域統括拠点から必要なタイミングでサポートが受けられた(43.6%)
  - 日本企業の海外展開における失敗要因 上位3項目 (N=76)
    - 1, 販路を十分に開拓できなかった(52.6%)
    - 2, 現地ニーズに合わせた商品・サービスを提供できなかった(48.7%)
    - 3, 優秀な現地人材を登用できなかった(39.5%)

【出所:H25年 野村総合研究所現地進出企業アンケート】
- グローバルで事業展開できる環境整備が必要

## 【対策ポイント】

海外展開をする食品関連事業者に対し、事業検討段階から現地法人の立ち上げ後までの一貫した支援に加え、本事業での支援事例・成果等をより多くの事業者に活用してもらうための支援体制の充実を図る

### 海外展開を(これから)検討する事業者向け

- ◆ 海外事業戦略立案等の支援  
 →現地消費者の特徴(ライフスタイル・食習慣・消費意識等)を把握し、求められるサービス・商品の具体像、ターゲット像から進出指標となる想定市場規模等の情報を整備し、報告書をWEB上で公表
- ◆ 資材調達・商品開発等の支援  
 →各国の食品等の規格基準等を調査・データベース化し、WEB上で公表及びセミナー等で共有化

### 海外展開を具体的に検討中の事業者向け

- ◆ 海外で食品ビジネスを実行する人材の育成支援  
 →各国の関係法規・食関連市場等についての国内研修会の開催
- ◆ 連携先の開拓および現地進出支援  
 →展示会や商談会等を通じた国内外の連携先を開拓
- ◆ 現地訪問による市場理解支援  
 →現地ビジネス環境・情勢の理解を深めること及び具体的な進出に向けた関連情報の収集・提供等を目的とした現地セミナー等の開催、現地事務所等の設立支援

### 海外展開準備時・進出中の事業者向け

- ◆ 専門家指導による課題解決支援  
 →海外展開時に障壁となる諸問題の解決のため、模倣品対策・環境対策・経営問題・現地販売員の育成・日本製品の良さを引き出す食べ方及び調理技術等について指導

海外展開の推進、現地定着の実現

◆ 途上国貧困層の栄養改善に向けた官民連携による取組のアピール

◆ 本事業の支援事例・成果共有  
 →WEB等で公開

## 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

【68,481百万円】

### 対策のポイント

平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を進めることにより、我が国の畜産・酪農の収益力強化を進めます。

### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の体質強化を図るためには、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要となっています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

### 政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））
- 鶏卵の生産量（252万t（平成25年度）→241万t（平成37年度））

### <主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、1～3の事業を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ①「総合的なTPP関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けて、キャトルステーションの整備等、効果的な肉用繁殖雌牛・乳用雌牛の増頭・増産の取組を行う協議会に対し、1～3の事業を一体的に支援する「肉用牛・酪農重点化枠」
- ②中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定します。

#### 1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

#### 2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

#### 3. 調査・実証・推進事業

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額

支援対象者へは、1、2の事業は1/2以内、3の事業は定額

基金管理団体：民間団体

支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

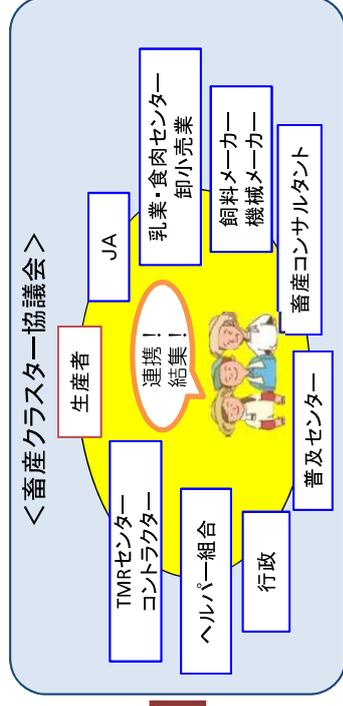
## H28補正 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

### 畜産・酪農の中長期的な成長のための生産基盤の構築

○ 畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進め、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。

○ 特に、重点的に進めべき課題に対応するため、

- ① TPP政策大綱に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③ 我が国の高品質の畜産物の輸出入拡大につながる取組を支援する「輸出入拡大優先枠」を設定。



#### 《肉用牛・酪農重点化枠》（100億円）

○ 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点に推進すべき取組（重点化メニュー）に取り組む場合、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援

○ 併せて、効果の早期発見、普及を図るため、支援を拡充

#### 【重点化メニュー】

（肉用牛）

- ・地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築
- ・受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育）
- ・ICTの活用推進
- ・繁殖肥育一貫体制の構築（酪農）
- ・性判別精液等を活用した乳用後継牛の確保・育成の推進
- ・分業体制の構築・省力化の推進

#### 【支援の拡充】

- ・施設整備と一体的な家畜導入について「貸付方式」に加えて「購入方式」も可能に
- ・重点化メニューの取組を地域を越えて広く普及するために必要な研修施設等の整備への支援を追加

#### 《中山間地域優先枠》（50億円）

○ 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

○ 中山間地域特有の地形的制約を踏まえ、「地域の規模拡大率以上に規模拡大する場合」へ規模拡大の要件を緩和。

#### 《輸出入拡大優先枠》（25億円）

- 協議会の構成員に輸出入拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出入拡大に係る具体的な計画を有している取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

## 畜産・酪農生産力強化対策事業

【1,600百万円】

### 対策のポイント

畜産・酪農の生産力強化を図るため、性判別技術を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大、畜産経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、養豚における優良な純粋種豚等の導入による豚の生産能力の向上等の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用種後継雌牛の確保及び和子牛の生産拡大を通じた酪農経営の収入増と、和牛繁殖経営の繁殖性の向上を推進していくことが必要です。
- ・また、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図る必要があります。

### 政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))

### <主な内容>

畜産・酪農の生産力の強化を図るため、以下の事業を支援します。

また、基金方式により複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

#### 1. 酪農経営改善対策

酪農経営における優良な乳用種後継雌牛の確保や和子牛の生産拡大等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の経営改善に向けた計画的な取組
- (2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- (3) 性判別精液生産機器等の導入
- (4) 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

#### 2. 繁殖性等向上対策

乳用種後継牛及び和牛繁殖雌牛を効率的に生産するため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 和牛繁殖経営におけるICT等の新技術（情報通信技術も利用した発情発見装置等）を活用した繁殖性の向上等を図るための取組
- (2) 子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、監視装置等による分娩事故の防止等）への支援

#### 3. 養豚競争力強化対策

養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援します。

- (1) 優良な純粋種豚・精液等の導入
- (2) 飼料利用性を測定するための機器導入
- (3) 肉質を測定するための機器導入
- (4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

#### 4. 家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額、1/2以内）  
基金管理団体：民間団体  
支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

## (1) 酪農経営改善対策

### 対策のポイント

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大の取組を進め、畜産新技術に立脚した力強い酪農経営を確立します。

### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用種後継雌牛を確保した上で、和子牛の生産拡大を図り、酪農経営の収入増を推進していく必要があります。

### 政策目標

生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))  
牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 酪農経営改善のための支援

性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の効率的な確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、和子牛育成施設の補改修、育成牛の外部預託の推進等の経営改善に向けた計画的な取組を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

##### (2) 性判別精液生産機器の導入

優良な乳用種後継雌牛を効率的に確保するため、性判別精液の生産に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

##### (3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備

和牛受精卵等の生産拠点の能力強化に必要な機器の整備を支援します。

【補助率：1／2以内】

##### (4) 受精卵移植技術の実技研修会等の開催

受精卵移植技術の受胎成績等の高位安定化を図るため、実技研修会等の開催を支援します。

【補助率：1／2以内】

#### 2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

## (2) 繁殖性等向上対策

### 対策のポイント

畜産経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した繁殖性の向上、子牛の損耗防止等の取組を進め、畜産新技術に立脚した力強い畜産経営を確立します。

### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産の生産力を強化するためには、畜産経営の繁殖性の向上により肉用子牛の生産拡大を図り、肥育経営のコスト削減による経営改善を推進していくことが必要です。

### 政策目標

生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））  
牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））

### <主な内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築

和牛繁殖経営における繁殖性の向上を図るため、繁殖雌牛の行動や体温等から人工授精の適期等を判断するための機器の導入や繁殖関連情報の蓄積を通じて、飼養管理の改善・指導等に活用する取組を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

##### (2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

肉用牛の繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するための発育・栄養状態や発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証を推進します。

【補助率：定額】

##### (3) 飼養管理技術高度化推進

肉用牛及び乳用牛における子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、分娩事故を防止するためのICTを活用した簡易畜舎等）を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

#### 2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

### (3) 養豚競争力強化対策

#### 対策のポイント

豚の生産性・肉質等を向上するため、種豚生産経営における原種豚の生産能力向上等の取組を進め、国産豚肉の競争力強化を図ります。

#### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図る必要があります。

#### 政策目標

豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

#### <主な内容>

##### 1. 事業内容

##### (1) 優良な純粋種豚・精液の導入

純粋種豚の繁殖能力等の向上を図るため、優良な形質を持つ純粋種豚や人工授精用精液、及びデータ収集のための一代雑種雌豚（両親ともに種豚登録されている場合に限る）の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

##### (2) 飼料利用性を測定するための機器導入

飼料利用性の良い種豚を作出するため、飼料摂取量など飼料利用性の測定に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

##### (3) 肉質を測定するための機器導入

我が国の消費者等に求められる肉質を持つ種豚を作出するため、ロースの大きさなど肉質の測定に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

##### (4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

純粋種豚における子豚の事故率や伝染性疾病のまん延防止のため、より高度な飼養衛生管理を実施するために必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

##### 2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-3591-3656）]

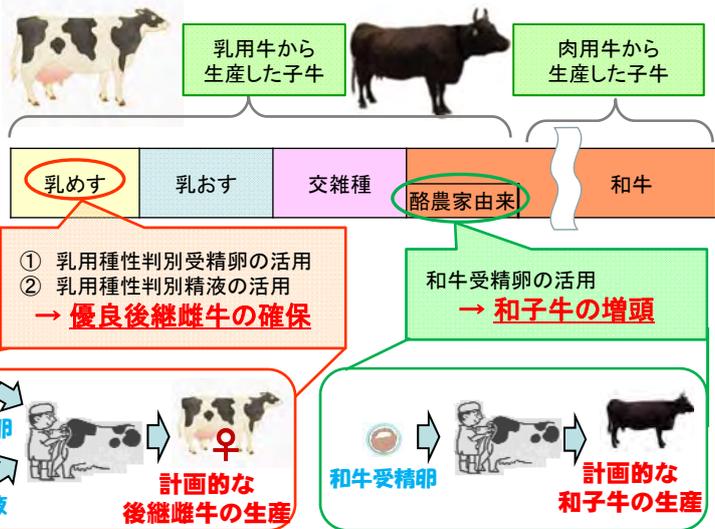
# 畜産・酪農生産力強化対策事業(基金)

【平成28年度補正予算額：1,600百万円】

- 酪農経営においては、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少しており、和牛繁殖経営においても、高齢化の進展や繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少
- このため、性判別技術を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大を図る取組等を推進
- 国産豚肉の競争力を強化するため、種豚の生産性向上等を図る取組を推進

## ■ 優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大

- 性判別受精卵・精液を活用した優良後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛の生産拡大、等の経営改善に向けた計画的な取組

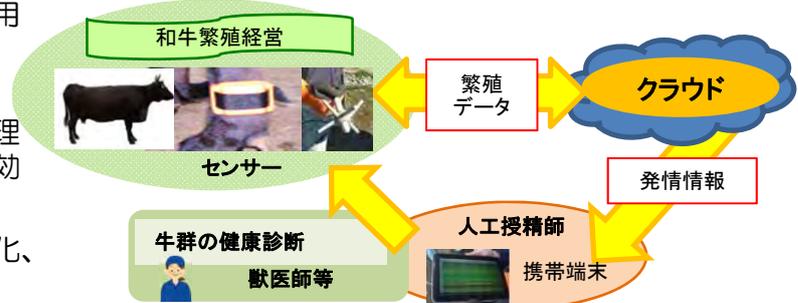


補助率1/2以内。ただし、  
 ・乳用牛性判別受精卵：1頭当たり上限 100,000円  
 ・乳用牛性判別精液：1頭当たり上限 6,000円  
 ・和牛受精卵：1頭当たり上限 70,000円

- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性判別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

## ■ ICT等を活用した繁殖性の向上等(拡充)

- 情報通信技術（ICT）等を活用した繁殖性の向上等を図るための機器の導入
- 農家の生産・経営情報の一元管理によるデータに基づく飼養管理の効率化・高度化
- 地域の畜産技術者等の技術力強化、子牛の損耗防止など地域における技術的な課題の解決



## ■ 養豚業の基礎となる種豚の生産性の向上等

- 優良な純粋種豚・精液等の導入
- 飼料利用性を測定するための機器導入
- 肉質を測定するための機器導入
- 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入



肉質の測定



畜舎消毒洗浄ロボット

## ■ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等

- 生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催

〔支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等〕

## 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 176, 272 (169, 836) 百万円】

### 対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

### <背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

### 政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)に生クリーム等の液状乳製品向け生乳を追加した上で、これら加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 36, 991 (30, 564) 百万円  
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続  
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内  
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

#### (関連対策)

#### 飼料生産型酪農経営支援事業

6, 960 (6, 800) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

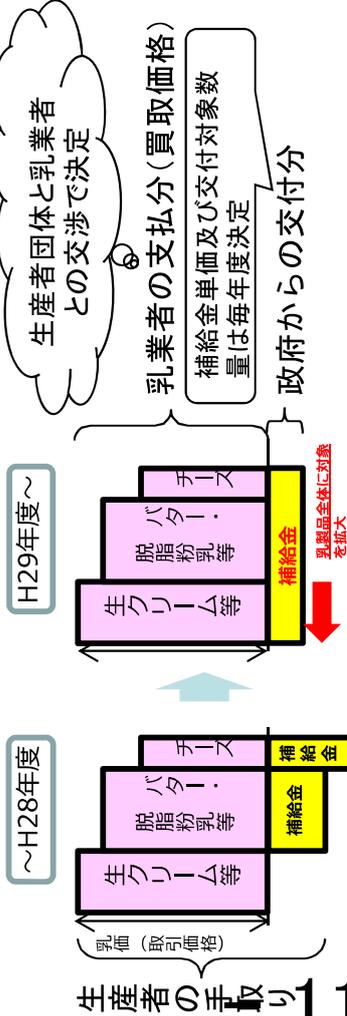
補助率: 定額  
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

# 酪農の経営安定対策について

## 加工原料乳生産者補給金制度

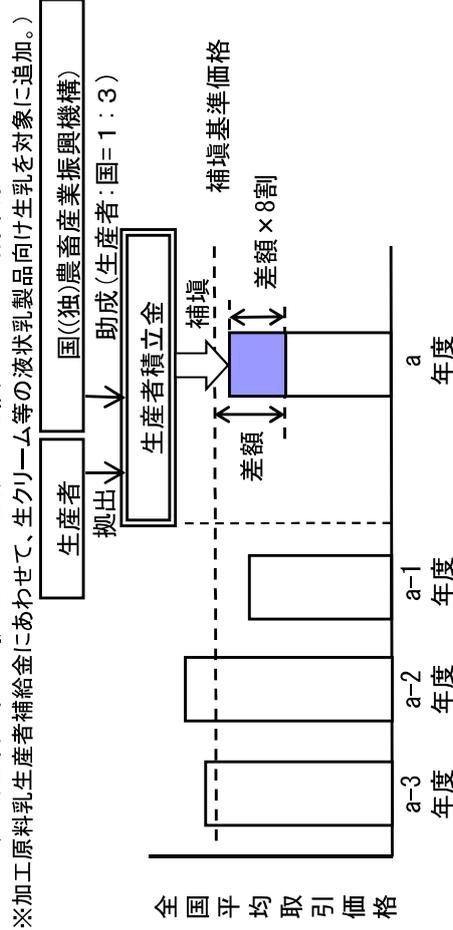
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

29年度加工原料乳生産者補給金単価10.56円/kg、交付対象数量350万トン



## 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。  
(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



## 飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

- 対象者の要件
  - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
  - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- 交付金単価
  - ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
  - ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

## 酪農経営体生産性向上緊急対策事業 [新規]

【6,000(一)百万円】

### 対策のポイント

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援するとともに、搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・酪農家は、毎日の朝夕に欠かすことができない搾乳や給餌、深夜対応も求められる分娩監視等の通常の作業に加え、粗飼料の生産・調製作業の負担が重複して生ずるなどにより労働負担が大きいことが、高齢化に伴う離農の原因や後継者による継承が進まない一因となっています。
- ・このため、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援し、労働条件を改善する必要があります。

### 政策目標

労働負担軽減・省力化の推進により、酪農家の労働時間を短縮

### <主な内容>

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を推進するため、地域の労働負担軽減計画を作成し、当該計画を実現するための

- ① 労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入
  - ② モデル的に搾乳作業などを外部化する集合搾乳施設の設置
- を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕  
〔事業実施主体：民間団体〕

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

# 酪農経営体生産性向上緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額：6,000(一)百万円】

- 酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援
- 搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援

『地域楽酪  
応援計画』  
の策定



早朝・夜における搾乳や集送乳などの作業は、高齢になるほど負担が大きい。生乳生産の効率化につながるよう、飼養管理の省力化や高度化につながる機械・装置を導入しましょう。

## 飼養管理の省力化・高度化に資する機械・装置の導入支援

搾乳ロボット



労働時間の約5割を占める搾乳作業を自動化

搾乳ユニット搬送レール



搾乳作業の負担軽減と時間短縮

地域の実情を踏まえ、

- ① 酪農家に対する機械・装置の導入
- ② これらの省力化・高度化に資する機械・装置を備えた集合搾乳施設の設置

を支援

自動給餌機



労働時間の約2割を占め、人力での運搬が重労働である給餌作業を自動化

ほ乳ロボット



家族経営では女性や高齢者が担当する場合が多い子牛のほ乳作業を自動化

発情発見装置



発情した牛は通常より歩数が増えることから、行動観察を行わなくても的確に発情を発見

## 酪農経営支援総合対策事業（拡充）

### 1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、後継牛不足も深刻化するなど生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や乳用後継牛を確保していくとともに、経営の多角化・高度化を推し進めることにより、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 乳用後継牛の緊急的な確保

後継牛の育成等のための簡易畜舎整備、機器導入、育成牛の事故率低減（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎防止、48ヶ月以上1千円/頭）、後継者への経営基盤強化（初妊牛導入5万円/頭）、暑熱ストレスの軽減、乳用牛の地域内継承・育成牛の地域内流通促進（奨励金3万2千円/頭）等を支援する。

#### (2) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体が行う「生乳流通合理化計画」、緊急時の「搾乳継続計画」の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、非常用電源・乳温記録システムの整備、貯乳施設の減容化・補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

#### (3) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、乳和食等の新たな利用場面の普及や牛乳乳製品の価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

#### (4) 酪農ヘルパーの利用拡大（※事業実施期間：平成29～31年度）

学生インターンシップの受入や酪農ヘルパーの研修、資格取得等の人材確保・育成、傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び広域利用調整や経営改善等のヘルパー利用組合強化の取組を支援する。

#### (5) 女性・リタイア世代等の就農・定着等の推進

酪農家の労働負荷軽減や新たな担い手確保のため、省力化機械等の利用実態調査、女性・リタイア世代等の受入体制構築や就農促進等の取組を支援する。

#### (6) 乳用牛能力向上の推進

牛群検定組合等が行う遺伝情報（SNP）データの収集等の取組や、牛群検定に加入する都府県の酪農家が優良な乳用牛を導入する取組（遺伝情報（SNP）有等：5万円/頭、遺伝情報（SNP）無：4万円/頭）を支援する。

### 3 事業実施主体 生産者団体等

### 4 所要額（補助率） 4,069百万円（定額、2/3、1/2、1/3以内）

担当課	代表03-3502-8111		
(1)、(2)、(3)の事業	生産局畜産部牛乳乳製品課	内線4932	担当者：金澤、信戸
(4)、(5)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：古庄、菅原、松井
(6)の事業	生産局畜産部畜産振興課	内線4913	担当者：松本、阿南

## 肉用牛経営安定対策補完事業

### 1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、繁殖雌牛の増頭を取組や交雑種雌牛を活用した和子牛生産（一産取り肥育）の普及・定着、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 肉用牛生産基盤強化対策

- ① 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成を支援する。  
増頭奨励金は、8万円/頭と10万円/頭（能力の高い牛）。
- ② 地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を支援する。  
優良繁殖雌牛の導入奨励金は、4万円/頭と5万円/頭（能力の高い牛）。
- ③ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備に対して支援を行う。
- ④ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
- ⑤ 多様な担い手の育成を支援する。
- ⑥ 特定地域における肉用牛の処理を支援する。
- ⑦ 一産取り肥育の普及・定着に向けて、飼養管理マニュアル作成、一産取り肥育の事例調査・現地研修の取組を支援する。

#### (2) 地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策

- ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用の拡大、飼養頭数の増頭等を推進するための取組を支援する。
- ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

#### (3) 肉用子牛流通等対策

- ① 肉用牛流通促進対策  
家畜商組合等が行う肉用子牛等の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援する。
- ② 肉用牛導入支援  
家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達等を支援する。

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 所要額（補助率） 3, 441百万円（定額、1／2以内等）

担当課 代表03-3502-8111

- |                       |             |        |               |
|-----------------------|-------------|--------|---------------|
| (1) の①、③、④、⑤及び⑦の事業    | 生産局畜産部畜産企画課 | 内線4890 | 担当者：川本、黒柳     |
| (1) の②及び(2) の①事業      | 生産局畜産部畜産振興課 | 内線4923 | 担当者：太竹、佐久間、浦田 |
| (1) の⑥の事業             | 生産局畜産部畜産振興課 | 内線4853 | 担当者：菅野、原田     |
| (2) の②並びに(3) の①及び②の事業 | 生産局畜産部食肉鶏卵課 | 内線4941 | 担当者：西端、前野、塩田  |

## 養豚経営安定対策補完事業

### 1 事業の目的

我が国の養豚経営においては、生産効率を高める観点から、約 8 割が 3 品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の交雑により生産された肉豚が用いられている。

近年の配合飼料価格の高騰や国際競争の激化に我が国の養豚が対応していくためには、3 品種の原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上とその効率的利用が重要な課題となっている。

また、養豚経営の安定を図るためには、人工授精の普及や肉豚等の飼養管理技術の向上などにより、更なる生産性の向上及び生産コスト削減を図っていく必要がある。

このため、地域における種豚等の能力向上に必要な純粋種豚等の導入、飼養管理技術の向上など生産性向上や生産コスト削減の取組を推進し、養豚経営の体質強化を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 地域肉豚能力向上支援

地域の生産者集団等において、産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚等の導入を支援する。

〔 純粋種豚導入は 10 万円/頭、精液導入は 1 万円/本を上限。  
F 1 母豚導入は 2 万円/頭を上限（一経営体当たり 30 頭を上限）。ただし、  
両方の親が種豚登録されている場合に限る。 〕

#### (2) 生産性向上支援

肉豚等の生産性向上や生産コストの削減の観点から、飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催や、先進的な経営改善の取組の普及活動に対して支援する。

### 3 事業実施主体 民間団体等

### 4 所要額（補助率） 200 百万円（定額、1 / 2 以内）

〔 担当課：生産局畜産部畜産振興課  
代表 03-3502-8111 内線 4910  
担当者：今崎、服部 〕

## 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【900百万円】

### 対策のポイント

自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、①難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。また、飼料生産基盤を有効活用するため、②国産粗飼料の広域流通体制の構築、③公共牧場の活用拡大と機能強化、④我が国に適した放牧（日本型放牧）の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、自給飼料の一層の生産拡大を図り、畜産・酪農の競争力強化を強力に進めることが喫緊の課題です。
- ・こうした中、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化を図るため、
  - ① 従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除、
  - ② 土地条件の制約等から自給飼料生産が困難な地域に対する国産粗飼料の広域流通体制の構築、
  - ③ 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用できていない公共牧場の活用拡大と機能強化、
  - ④ 大幅な生産コストの削減につながる我が国に適した放牧（日本型放牧）の推進を進める必要があります。

### 政策目標

#### ○飼料作物の生産量

(350万TDNトン（平成25年度） → 501万TDNトン（平成37年度）)

#### ○飼料自給率の向上（26%（平成25年度） → 40%（平成37年度）)

#### ○飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） → 108万ha（平成37年度）)

### <主な内容>

自給飼料の一層の生産拡大に加え、飼料生産基盤の更なる利活用の取組を緊急的に進め、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進します。

#### 1. 草地難防除雑草駆除対策事業

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う高位生産草地への転換（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工）や駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕  
事業実施主体：民間団体

## 2. 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- (1) 広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会の開催等を支援します。
- (2) 国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するために必要な施設・機械の整備を支援します。

補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：飼料生産組織、農業者集団等

## 3. 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

- (1) 地域における肉用牛・酪農の生産基盤の強化に資するため、計画に基づき行う夏期預託から周年預託への転換、公共牧場自ら行う肉用子牛の生産や乳用後継牛の供給の取組等を支援します。
- (2) コントラクターや生産組合が利用率の低下した公共牧場等を有効活用するために、行う草地の生産性改善や機械導入等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：地方公共団体、農業者集団等

## 4. 日本型放牧モデル普及推進事業

- (1) 肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧の普及のため、モデル実施に係る計画作成、放牧地確保のための調整会議の開催、疾病予防対策の実施等の取組及びモデル実施のための条件整備を支援します。
- (2) 日本型放牧の全国的な普及を推進するため、優良事例の収集・分析、事例集の作成、専門家による現地指導、地域指導者の育成、地域での放牧技術普及等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：農業者集団等、民間団体

[お問い合わせ先：生産局飼料課 (03-6744-2399)]

# 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【平成28年度補正予算】 予算額 900百万円

## ◆ 草地難防除雑草駆除対策事業

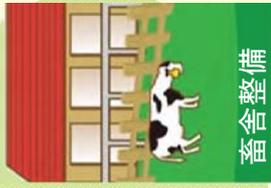
- 1 計画の策定等  
難防除雑草駆除計画の策定や調査分析に支援します。
- 2 草地改良  
計画に基づき行う高位生産性草地への転換(除草剤散布、耕起、碎土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工)の取組を支援します。
- 3 対策の活用・普及等に必要なたデータ収集、研修会等に支援します。



## ◆ 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

地域の「生産基盤強化計画」を策定し、計画に基づく以下の取組を実施する際に必要な施設、機械、家畜の導入等に支援します。

- ① 夏期預託から周年預託への転換
- ② 地域を越えた広域的な預託
- ③ 預託月齢の早期化による預託期間の延長
- ④ 公共牧場自らの肉用子牛生産や乳用後継牛の供給 等



## ◆ 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- 1 広域供給利用協定の締結  
広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会等に支援します。
- 2 広域供給・利用のための整備  
国産粗飼料の広域流通の拡大を図るため、農協、コントラクター、TMRセンター、農業集団(3戸以上)等の供給側、需要側それぞれに必要な施設・機械の整備等に支援します。

【供給側】



広域流通



肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧に係る条件整備等に支援します。

- 1 放牧利用推進  
計画の策定、放牧地確保に係る調整会議の開催、疾病予防対策の実施等に支援します。
- 2 モデル実施に係る条件整備  
肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧のモデル実施に係る放牧地整備、牧柵や飲水施設等設置、草地管理機械の整備、放牧牛導入等に支援します。



- 3 日本型放牧モデルの全国普及  
専門家による現地指導、地域指導者の育成、優良事例の収集・分析等に支援します。

## 飼料生産型酪農経営支援事業

【6,960(6,800)百万円】

### 対策のポイント

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家を支援します。

#### <背景/課題>

- ・輸入飼料価格が高水準で推移し、為替や国際需給の影響を受けて変動することを踏まえて、輸入飼料から国産飼料への転換を進め、酪農経営の安定を図る必要があります。
- ・特に、土地条件の制約等から国産粗飼料の生産・利用の拡大が進んでおらず、粗飼料生産の拡大に係る費用負担の軽減を図ることが重要になっています。

### 政策目標

酪農経営における飼料作付面積の拡大

#### <主な内容>

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付します。

#### (1) 対象者の要件

- ・飼料作付面積が北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・環境負荷軽減に取り組んでいること（8メニューから2つ選択）

#### (2) 交付金単価

- ① 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ② 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha（追加交付）  
（飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合）

（補助率：定額）  
（事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者）

（お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-0874））

# 飼料生産型酪農経営支援事業の概要

- ・ 自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)が将来にわたり安定して経営を継続できるよう支援。
- ・ 輸入粗飼料から国産粗飼料への転換を図るための取組を強力に支援。
- ・ さらに、29年度から、乳用後継牛の増頭のための自給飼料生産を強力的支援に追加。

## 支援対象者

- ◆ 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上
- ◆ 環境負荷軽減(8メニューから2つ選択)に取り組んでいること
- ◆ その他の要件(年間を通じた生乳出荷、事業実施状況の確認への協力等)を満たすこと

## 支援の水準

- ◆ 全飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ◆ うち作付拡大面積
  - 輸入粗飼料からの切替 (1.5万円/1ha) + 3.0万円/1ha 【追加交付】

## 平成29年度 事業内容拡充のポイント

- 環境メニュー「放牧の実施」の取組対象に都府県における乳用後継牛の放牧を追加。
- 飼料作付の拡大面積に対し、交付金(1.5万円/1ha)に加えて追加交付する交付金(3万円/1ha)を受け取るための要件について、「輸入粗飼料からの切替」に加え、「乳用後継牛の増頭」を追加。



## 交付金

NEW!  
「放牧の実施」の対象に乳用後継牛を追加

単価：3万円/1ha  
(追加交付)

単価：1.5万円/1ha

## 飼料作付面積付

現在の作付面積



## 飼料増産総合対策事業

【1, 011 (1, 011) 百万円】

### 草地生産性向上対策

【277 (290) 百万円】

#### 対策のポイント

生産性の低下した草地の土壌分析等による草地改良や優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査、飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援します。

#### <背景/課題>

##### (飼料自給率の向上)

- ・ 畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割となっており、飼料価格の上昇は、畜産経営に大きく影響します。このため、飼料作物作付面積の拡大と単収向上を図り、飼料自給率を向上させることが必要です。
- ・ 飼料作物の生産拡大のためには、草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進やその効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用、飼料生産技術者の資質向上等を推進することが必要です。

#### 政策目標

飼料自給率の向上 (26% (平成25年度) →40% (平成37年度))  
飼料作付面積の拡大 (89万ha (平成25年度) →108万ha (平成37年度))

#### <主な内容>

##### 1 事業内容

##### (1) 生産性向上のための草地改良

土壌分析に基づく施肥や地域に適合した牧草等の優良品種の導入による草地改良の取組を支援します。

【補助率：1/2以内、1/3以内】

##### (2) 優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、新品種等の優良飼料作物種子の活用、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

##### (3) 飼料作物種子の調整保管

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

##### (4) 自給飼料生産技術向上 (拡充)

飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料 (イアコーン等) の国内生産・給与技術 (スマートフィーディング) の実証、公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組を支援します。

【補助率：定額、1/2以内】

##### 2 事業実施主体

農業者集団 ((1) の事業)

民間団体 ((1) 以外の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 (03-6744-2399)]

## 国産粗飼料増産対策

【564（551）百万円】

**対策のポイント**  
コントラクター等の機能高度化による国産粗飼料の生産・利用拡大、放牧を活用した飼養管理の省力化・低コスト化の取組等を支援します。

### <背景/課題>

#### （飼料生産組織の機能高度化）

- ・ 国産粗飼料の生産・利用の拡大を図るためには、飼料生産組織（コントラクター等）が、従来の「畜産農家から飼料生産作業を受託する組織」の枠を越え、作業の集積による飼料生産機能の強化など、地域の飼料生産を担える機能を備えた組織に生まれ変わることが必要です。

#### （高栄養粗飼料の増産）

- ・ 輸入穀物等の価格高騰による畜産経営への影響を軽減するためには、栄養価の高い良質な粗飼料（青刈りとうもろこしやアルファルファ等）の生産拡大により、配合飼料の利用削減を促進することが重要です。
- ・ 栄養価の高い良質な粗飼料の作付・収穫・調製にかかるコストや労働負荷の軽減を図るためには、コントラクターやTMRセンターによる効率的な生産・供給体制を構築することが必要です。

#### （肉用繁殖牛・乳用牛の放牧の推進）

- ・ 草地や中山間地域等の不作付地等の土地資源を有効に活用し、酪農・肉用牛繁殖経営の省力化、低コスト化を図るためには、地域が一体となって放牧の取組を推進することが重要です。

### 政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成25年度） →40%（平成37年度））  
飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） →108万ha（平成37年度））

### <主な内容>

#### 1 事業内容

##### （1）飼料生産組織機能高度化

飼料生産組織（コントラクター等）が、地域の飼料生産の担い手としての機能を発揮するため、国が示したガイドラインの方向に即し、作業の集積による飼料生産機能、自給飼料生産が困難な地域への供給機能、草地コンサルタント機能等を高度化する取組に対して支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

##### （2）高栄養粗飼料増産対策

コントラクターやTMRセンターによる栄養価の高い良質な粗飼料の生産・利用拡大による配合飼料の軽減を図るため、青刈りとうもろこし等の高エネルギーな飼料作物の前年からの拡大やアルファルファ等の高タンパク質なマメ科牧草の追播面積に応じて支援します。

【補助率：定額】

##### （3）地域づくり放牧推進事業

省力化・低コスト化を図るため、レンタカウを活用した肉用繁殖雌牛の放牧の取組や地域一体となった放牧酪農技術の向上の取組に対して支援します。

【補助率：定額、1／2以内、1／3以内】

#### 2 事業実施主体

農業者集団、民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課（03-3502-5993）]

## エコフィード増産対策

【170（170）百万円】

**対策のポイント**  
未だ活用されずに廃棄処分されている食品残さ等の飼料利用を推進します。

### <背景／課題>

- ・ 食品残さ等を活用した飼料（エコフィード）の生産・利用は、食品リサイクルにおける資源の有効利用や飼料自給率を向上する手段としてだけでなく、近年の輸入飼料原料価格が不安定な情勢において、畜産経営コストの多くを占める飼料費を削減する手段としても、重要性が高まっています。
- ・ 今後、更なるエコフィードの生産・利用の拡大を図るためには、小売・外食産業等における食品残さ等の分別や、エコフィード利用畜産物の販売・流通を介し、小売・外食事業者等と飼料化事業者、畜産農家等が連携した食品残さ等の分別、生産、流通・販売の事業モデルの確立・普及により、エコフィードの生産・利用の推進を図る必要があります。

### 政策目標

飼料自給率の向上 （26%（平成25年度）→40%（平成37年度））

### <主な内容>

#### 1 事業内容

- (1) エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進  
エコフィード利用畜産物の差別化のための生産技術、流通・販売に係る実証調査・普及を支援します。  
【補助率：定額】
- (2) 食品残さ等の飼料利用体制の構築  
関係者の連携により食品残さ等の飼料利用体制を構築する取組を支援します。  
【補助率：定額】
- (3) エコフィードの生産拡大  
活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援します。  
【補助率：定額、1／2以内】

#### 2 事業実施主体

農業者集団、民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 （03-6744-7193）]

- 輸入飼料原料への依存体質から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営を実現するため、国産飼料の生産・利用を拡大
- 飼料作物の増産に向けて、作付拡大、生産性向上及び生産体制の強化等を推進

## 草地生産性向上対策 (277百万円)

- 生産性向上のための草地改良
- 優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上
- 飼料作物種子・飼料用稲種子の調整保管
- 自給飼料生産技術向上の支援（イアコーン等の技術実証等、公共牧場の新たな活用方法の検討等）

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）

注：イアコーンとは、子実、芯、穂皮からなる雌穂(しすい)



高位生産草地



飼料生産技術者の技術向上



種子の調整保管



濃厚飼料原料（イアコーン等）の技術実証等

## 国産粗飼料増産対策 (564百万円)

- コントラクター等が飼料生産の担い手としての役割を発揮するための生産機能を高度化する取組への支援
- 飼料生産組織による栄養価の高い良質な粗飼料（とうもろこし等）の生産・利用を拡大する取組への支援
- 省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組への支援

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）



コントラクターの高度化



乳用牛の集約放牧



肉用繁殖牛の放牧

## エコフィード増産対策 (170百万円)

- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進
- 地域の関係者の連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築
- 活用が進んでいない食品残さ等によるエコフィードの増産

（補助率：定額、1/2以内）



エコフィードの品質向上



エコフィード利用畜産物の差別化



## 粗飼料生産基盤対策

【金額 4,000千円】

### 対策のポイント

県産飼料の一層の生産と利用を拡大するため、飼料作物の収穫調製作業等を請け負う畜産コントラクターの育成・強化を図り、資源循環型の飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

### 〈背景／課題〉

- ・県内における飼料作物の作付面積は、平成22年度には7,690haであったが、平成23年度から始まった経営所得安定対策（旧戸別所得補償）交付金により、新規需要米（飼料イネ、飼料用米）の生産が拡大し、畜産農家の利用に対する意欲も高まったことから、平成28年度の飼料作物の作付面積は、9,180haまで増加した。
- ・一方、飼料作物の収穫調製作業を請け負う畜産コントラクターは十分な状況とはいえないことから、育成・強化が急務となっている。

### 政策目標

- ・平成29年度飼料作物作付面積（目標）9,260ha

### 〈主な内容〉

#### 1. 畜産コントラクター支援

##### （1）整備事業（予算額：4,000千円）

畜産コントラクターによる飼料生産に必要な機械導入に対して経費の一部を助成。

標準事業費：12,000千円×1/3

支援対象：ロールベアラー、ラッピングマシン、ベールクラブなど

【補助率：1/3以内】

[お問い合わせ先：畜産課飼料牧野係 027-226-3109（直通）]

## 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 176,272(169,836)百万円】

### 対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

### <背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

### 政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)に生クリーム等の液状乳製品向け生乳を追加した上で、これら加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 36,991(30,564)百万円  
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続  
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内  
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

#### (関連対策)

#### 飼料生産型酪農経営支援事業

6,960(6,800)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額  
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

## 2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額)	19,941	(20,280)	百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額)	17,570	(16,894)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体				

## 3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	(所要額)	86,942	(86,942)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者				

(関連対策)

### 肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 331(331)百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、実質無担保・無保証人化を措置します。

補助率：定額
事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

## 4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	(所要額)	9,966	(9,966)	百万円
補助率：定額、1/2以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、肉豚生産者				

## 5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業	4,862	(5,189)	百万円
補助率：定額、3/4以内、1/4以内			
事業実施主体：民間団体等			

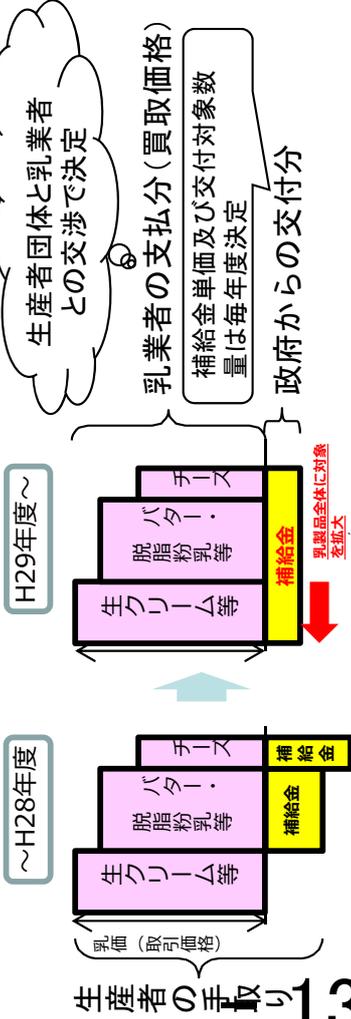
お問い合わせ先：	
1の事業	生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業(関連対策を含む)	生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

# 酪農の経営安定対策について

## 加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

29年度加工原料乳生産者補給金単価10.56円/kg、交付対象数量350万トン



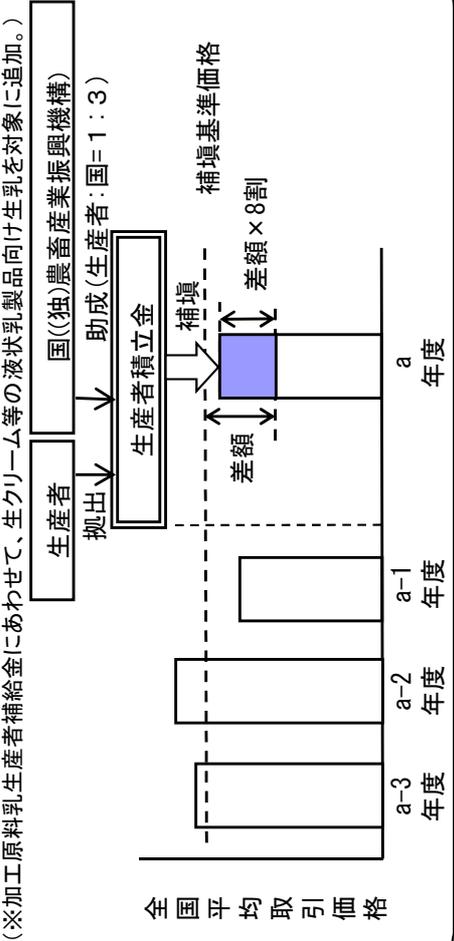
生産者団体と乳業者との交渉で決定

乳業者の支払分(買取価格)  
補給金単価及び交付対象数量は毎年度決定

政府からの交付分

## 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。  
(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



## 飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

- 対象者の要件
  - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
  - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- 交付金単価
  - ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
  - ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

# 肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

## 肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

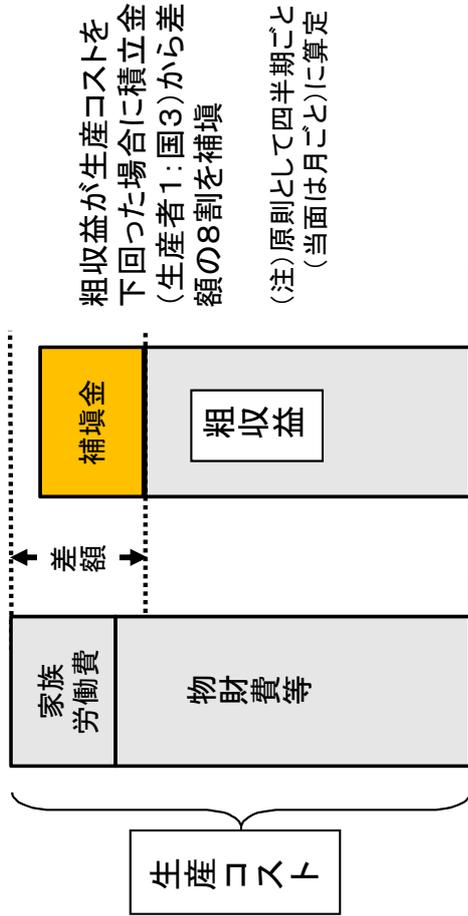
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

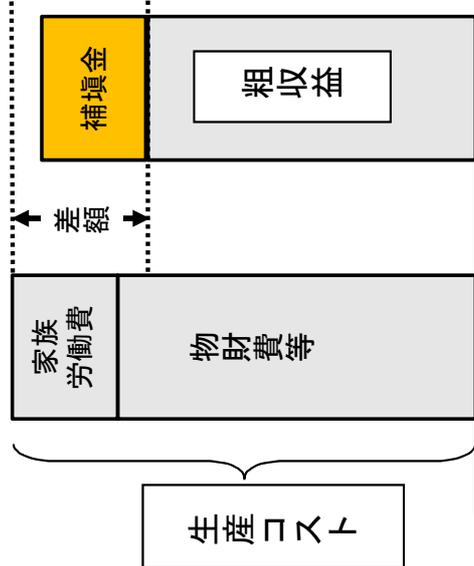
肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

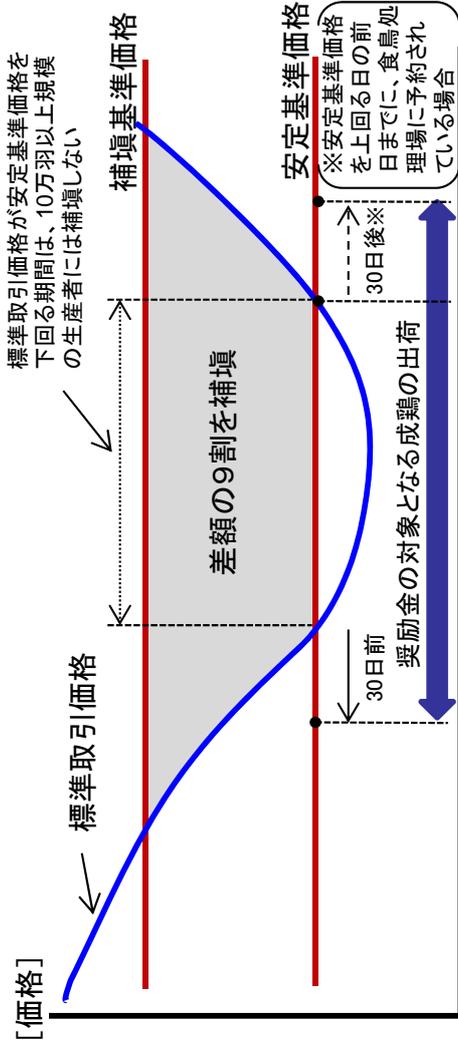
## 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)



## 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



## 鶏卵生産者経営安定対策事業



## 畜産経営体質強化資金対策事業

【1, 700百万円】

### 対策のポイント

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しする長期・低利の一括借換資金を融通するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入・育成資金の借入れに係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除します。

### <背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産クラスター計画の策定が進んでいく中で、同計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていく意欲ある畜産経営が多く出てくることが想定されます。
- ・そのような場合に、既往負債の償還負担を軽減し、新たな償還計画を策定しようとする経営体に対して、資金融通の円滑化のための支援が必要となります。
- ・また、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のため、家畜の購入・育成資金の融通の円滑化のための支援が必要となります。

### 政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

### <主な内容>

#### 1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者を対象に、既往負債の一括借換を行う長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

また、資金の円滑な融通が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

#### 2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

（補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額）  
基金管理団体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

## 畜産経営体質強化資金対策事業の概要

### 1. 畜産経営体質強化支援金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を融通。

#### ○ 貸付対象者

畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

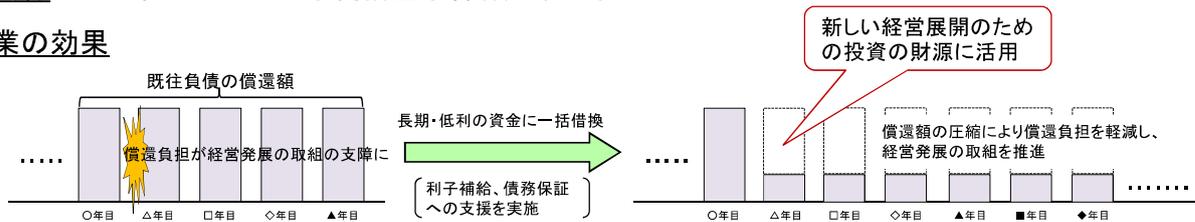
#### ○ 貸付条件

- ・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内(うち据置期間5年以内)・養豚15年以内(うち据置期間5年以内)
- ・ 貸付利率 : 0.15%以内(貸付当初5年間は無利子)
- ・ 利子補給率: 1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH28.8.19現在

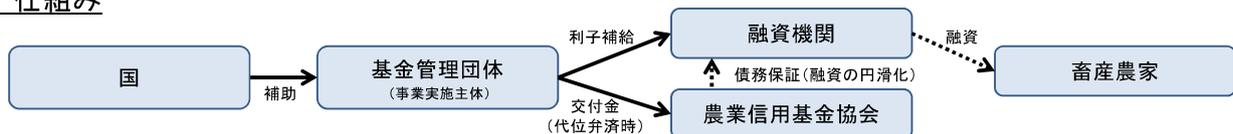
#### ○ 融資機関 農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

#### ○ 融資枠 60億円(平成28年度補正予算額 1,565百万円)

#### ○ 事業の効果



#### ○ 仕組み



### 2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を支援するため、家畜の購入・育成資金の借入りに係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除。

#### ○ 支援対象者

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

#### ○ 支援内容

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除

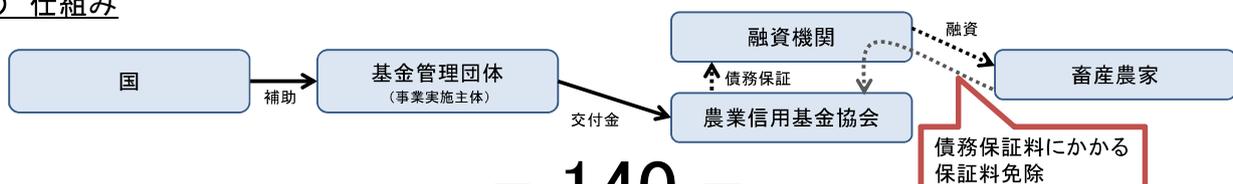
#### ○ 対象資金 民間金融機関が融資する家畜の購入・育成資金

#### ○ 平成28年度補正予算額 135百万円

#### ○ 事業の効果

畜産農家の保証料負担の軽減により家畜の購入・育成資金の借入れが円滑化され、乳用牛や繁殖牛の増頭が図られることにより生産基盤が強化

#### ○ 仕組み



# 畜産経営環境周辺整備支援事業（県単）

平成29年2月9日  
畜産課 畜産環境係

## 1 趣旨

県内の畜産経営は規模拡大や集中化が進み、悪臭や水質汚濁が原因で地域住民からの苦情が発生しています。健全な畜産経営を維持発展させるためには、畜産農家自ら経営周辺環境を整備することが急務となっています。

そこで、畜産業に起因する悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な脱臭装置等の整備、水質汚濁防止法および県条例の排水基準を遵守と地域の水質環境保全を図るための排水の高度処理装置等の整備を支援します。

## 2 事業概要

### (1) 事業内容

#### 臭気対策

- 堆肥化処理施設への脱臭装置の導入費を補助します。
- 臭気の捕集に要する付帯工事も補助対象とします。  
（堆肥化処理施設を密閉する費用は対象外）
- 脱臭装置の新設と共に既存施設の改修も対象とします。
- 臭気緩和効果のある常緑樹（サザンカ、サンゴジュ等）を対象とします。
- 臭気対策耐久資材（防臭シート等）を対象とします。

#### 排水対策

- 排水の高度処理装置等の設置を対象とします。

### (2) 事業実施主体

- 市町村、農業協同組合、農業法人、任意組織、畜産農家（認定農業者）

### (3) 補助率

#### 臭気対策

- 集団補助：集団（畜産農家3戸以上）に補助します。  
補助率 1 / 2以内
- 個別補助：畜産農家（認定農業者）の方に補助します。  
補助率 1 / 3以内
- 補助上限：脱臭装置：5,000千円 / 基  
常緑樹、臭気対策耐久資材等：1,000千円 / 戸

#### 排水対策

- 補助率：補助率 1 / 3以内
- 補助上限：排水の高度処理装置等：3,500千円 / 基

### (4) 実施予定数

- 臭気対策：1 集団を予定

〇〇地区畜産農家集団	
A畜産農家	脱臭装置（軽石脱臭装置）
B畜産農家	常緑樹生垣（130m程度）
C畜産農家	防臭シート（100m程度）

- 排水対策：2 基を予定（簡易高度処理装置等）

## 3 平成29年度当初予算額

6,469千円

# 畜産経営環境周辺整備支援

「水質汚濁防止法」暫定基準改正(窒素・燐、硝酸性窒素等)により規制強化

排水対策

畜産環境の課題

畜産施設の大規模化・混住化の進展

臭気対策

## ○畜産経営に起因する苦情発生状況の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数(件)	124	99	92	64	72	74
うち悪臭(件)	90	59	66	44	44	39
割合(%)	73%	60%	72%	69%	61%	53%

(注)「畜産経営に起因する苦情発生状況調査」より



微生物による有機性汚濁物質の除去

暫定基準値改正→将来的には一般基準へ移行  
※現行では約3割の養豚農家が基準を遵守できない

許容限度超過

放流

【平成25年度～】

高度処理装置等を補助



硝酸性窒素等や窒素・燐の除去

放流

一般基準の遵守・水環境の保全

【平成22年度】

脱臭装置・・・堆肥化処理施設の脱臭



【平成23～24年度】(拡充)

脱臭装置に加えて

常緑樹・・・畜舎、堆肥舎等の脱臭遮蔽



防臭シート等・・・畜舎、堆肥舎等の脱臭、遮蔽



【平成25年度～】(拡充)

脱臭装置・常緑樹・防臭シート等に加えて



排水の高度処理装置等を補助



◎脱臭装置等導入費補助

- ・ 集団への支援：1 / 2 = 3戸以上の集団 = 臭気対策の集団化を誘導
- ・ 個別補助：1 / 3以内

◎排水の高度処理装置導入費補助

- ・ 1 / 3以内

## 農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【57,999（50,020）百万円】

### 対策のポイント

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の整備等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入等を推進します。また、農業水利施設の長寿命化や水路のパイプライン化等の整備など水利用の効率化・水管理の省力化を図ります。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・また、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入などの政策課題に応じた整備を行うとともに、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化することが必要です。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））

### <主な内容>

1. 農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進（拡充）  
担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地・農業水利施設の整備を実施します。
2. きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進  
畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施します。
3. 水利施設の保全整備・合理化整備等の推進  
老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施します。  
また、農地の集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業水利施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備します。
4. 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（新規）  
高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備に併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を実施します。（詳細は別紙参照。）
5. 低コストな農地整備の実証（新規）  
情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、実施に当たった課題等を分析・整理し、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

農業競争力強化基盤整備事業のうち  
農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進（拡充）  
〔農業競争力強化基盤整備事業（公共）〕

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<主な内容>（下線部は拡充内容）

担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

1. 農地整備

【主な工種】

- ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積：20ha以上（中山間地域は10ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型））
- ・担い手への農地集積率50%以上（中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上とし、高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上）等

【主な附帯事業】

- ・農業経営高度化促進事業（促進費）  
都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ・中山間担い手育成支援事業  
中山間傾斜農地型の実施地区において、中心経営体に対し、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益農地分）の最大7.5%を交付

2. 草地畜産基盤整備

【主な工種】

- ・草地の区画整理、暗渠排水等

【主な採択要件】

- ・受益面積：200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等

3. 水利施設整備

【主な工種】

- ・農業用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積：200ha以上 等

補助率：1／2等  
事業実施主体：都道府県等

お問い合わせ先  
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)  
2の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)  
3の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

### 1. 事業内容

#### ①調査計画

工 種：計画策定 等  
 （農地整備計画の助成期間：2年）  
 補助率：1/2

#### ②整備事業

工 種：農地整備事業  
 草地畜産基盤整備事業  
 水利施設整備事業  
 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業  
 （限度額：事業費の12.5%）  
 中山間担い手育成支援事業  
 （中山間傾斜農地型）  
 等  
 補助率：1/2等

#### 農地整備事業（中山間傾斜農地型）

○中山間地域のうち、一定の傾斜がある水田地帯において、農地集積を進めることによるコストダウンに加え、高収益作物の導入を進めるための基盤整備を実施  
 [採択期間：平成33年度まで]

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0% (計12.5%)	2.2%	+1.0% (計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0% (計10.5%)	1.9%	+0.8% (計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0% (計8.5%)	1.7%	+0.5% (計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0% (計6.5%)	1.4%	+0.3% (計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



大区画化のイメージ

### 2. 実施要件

- ①農地整備：受益面積20ha以上（中山間地域においては10ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型））  
 担い手への農地集積率50%以上（中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上、かつ、高収益作物の面積割合が一定以上増加） 等
- ②草地畜産基盤整備：受益面積200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等
- ③水利施設整備：受益面積200ha以上 等

### 3. 実施主体

- ・都道府県 等

事業の概要

- 一定の傾斜がある水田地帯において、**高収益作物の導入を条件に、高収益作物の事業要件を50%以上から30%以上に変更。**
- 高収益作物の導入に当たって土づくりや設備投資等の負担が生じることを考慮し、地域の農業を牽引する中心経営体を育成するための**中山間担い手育成支援事業を追加。**

1. 事業実施要件等

- 中山間地域で主傾斜1/100以上の農用地が50%以上
- **農地集積率30%以上**等
- 高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上
- 受益面積：10ha以上 ○補助率：55%等
- 事業主体：都道府県
- 採択期間：平成29年度～平成33年度まで

2. 主な事業内容

- 農業生産基盤整備
  - ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等
  - ・**除礫、農用地造成、農地保全（追加）**
- **農業経営高度化促進事業**  
下記参照

農業経営高度化促進事業の交付

【現行事業（中山間地域型等）】

○ 地区の全受益地：①により支援

① 中心経営体農地集積促進事業

農地集積率に応じた事業費の最大12.5%を交付（現行事業と同じ）

中心経営体集積率	助成割合	
	基本	集約化加算 計
85%～	8.5%	+4% 12.5%
75～85%	7.5%	+3% 10.5%
65～75%	6.5%	+2% 8.5%
55～65%	5.5%	+1% 6.5%

※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに依れば7.5%

【中山間傾斜農地型】

○ 中心経営体の受益地：①又は②の大きい方により支援

○ 上記以外の受益地：①により支援

② 中山間担い手育成支援事業（新規）

高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益地分）の最大7.5%を交付

中心経営体の受益面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合	助成割合
+20%以上	7.5%
+15%以上+20%未満	6.0%
+10%以上+15%未満	4.5%
+5%以上+10%未満	3.0%

※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに依れば7.5%

※ 高収益作物の作付は、麦・大豆等の戦路作物から優先して転換すること

## 農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

### 対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

### <主な内容>（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。  
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。  
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等  
森林分野：予防治山、路網整備等  
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 農地整備事業（通作条件整備）  
過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策を計画的に推進できるよう、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。
4. 地域用水環境整備事業（小水力発電）  
効率性・経済性を高めるための実施要件を追加し、引き続き発電が維持できるよう部分改修を追加します。

国費率：1／2等  
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2200）]

# 農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

## 交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

### 農業農村基盤整備

### 森林基盤整備

+

### 水産基盤整備

+

### 海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択  
(都道府県が各地区に予算を配分)  
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能  
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表  
(客観性・透明性の確保)

## 地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

### 交付金を活用した事業の実施例

#### 【農業農村基盤整備】



#### 【水産基盤整備】



#### 【森林基盤整備】



#### 【海岸保全施設整備】



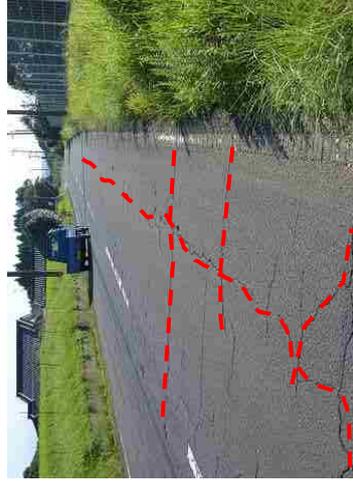
## 農山漁村地域整備交付金 農地整備事業(通作条件整備)(拡充)

- 近年、過疎地域等の条件不利地域において受益面積要件30haで整備してきた農道が劣化し、耐用年数を迎えるものが増加してきている。
- 農道の点検・診断や機能保全対策等を実施する「保全対策型」について、条件不利地域においても、農道の保全対策の計画的な整備が促進できるよう、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとする。

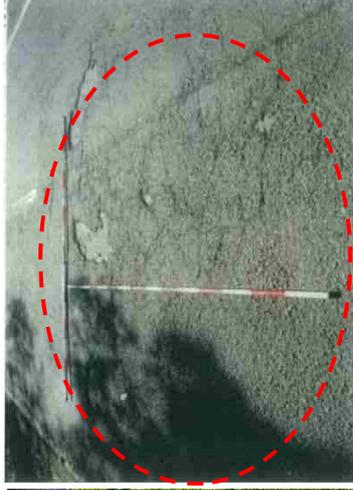
### 受益面積要件(現行)

	一般型(新設・改良)	保全対策型
条件不利地域※	30ha以上	合計50ha以上
一般地域	50ha以上	合計50ha以上

供用開始後、農業用機械や車両が繰り返し通行することにより、農道の劣化が進行



舗装の亀裂



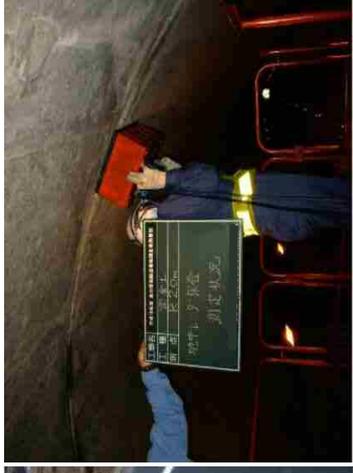
舗装の剥離

### 受益面積要件(実施要件の見直し)

	一般型(新設・改良)	保全対策型
条件不利地域※	30ha以上	合計30ha以上
一般地域	50ha以上	合計50ha以上



再舗装の実施

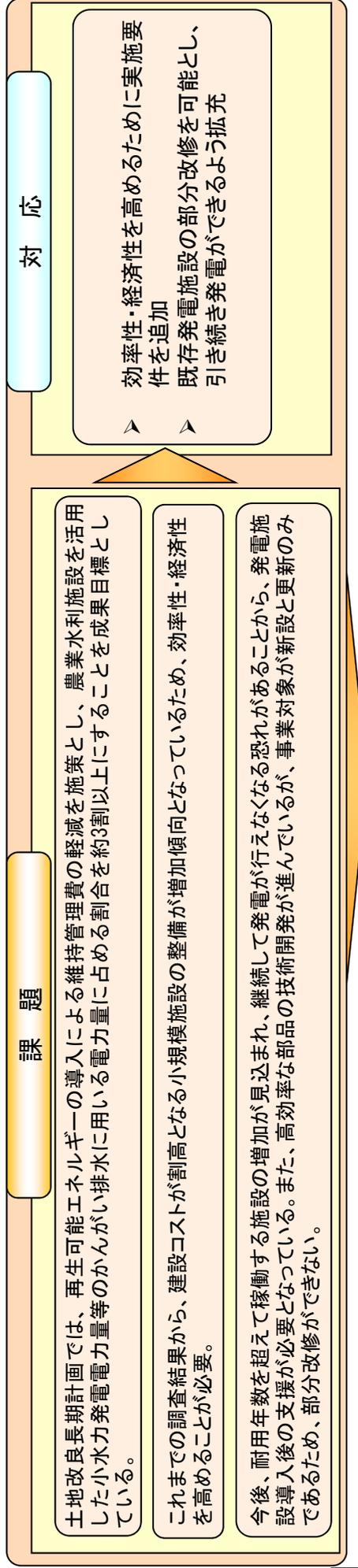


トンネルの点検・診断

※山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は半島振興法に基づき指定された地域

# 農山漁村地域整備交付金 地域用水環境整備事業（小水力発電整備）（拡充）

○ 農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電施設の整備を促進します。



小水力発電導入により土地改良施設の維持管理費の軽減を図る。

## 農山漁村振興交付金

【10,060(8,000)百万円】

### 対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

### <背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

### 政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

### <主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円  
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。  
また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。
2. 山村活性化対策 780(750)百万円  
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農泊推進対策 5,000(-)百万円  
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。
4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円  
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

交付率：定額、1/2等  
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

### お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること  
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)  
地域活性化対策に関すること  
農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)  
山村活性化対策に関すること  
農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)  
農山漁村活性化整備対策に関すること  
農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

# 農山漁村振興交付金

【平成29年度予算概算決定額：10,060（8,000）百万円】

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

## 農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

### 農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・Wi-Fi環境の構築
- ・多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

### 農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1 / 2 等

## 農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理工加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1 / 2 等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

## 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画） 等
- 実施期間：都市農村共生・対流対策：上限2年  
地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1 / 2



高齢者のいきがい農園の整備



活動計画づくり



障害者による玉ねぎ収穫

## 山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

## 主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 農福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

農業競争力強化基盤整備事業のうち  
きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進  
[ 農業基盤整備促進事業（公共） ]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施します。

<主な内容>

1. きめ細かな基盤整備

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- (1) 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- (2) 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- (3) 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等

2. 農業者の自力施工を活用した農地の簡易な整備

農業者の自力施工を活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置等の簡易な整備を実施

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大
- (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）
- (3) 湧水処理
- (4) 末端の畑地かんがい施設整備
- (5) 客土（層厚10cm以上）
- (6) 除礫（深度30cm以上）

補助率：定額、1／2等  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。**
- このため、**農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。**

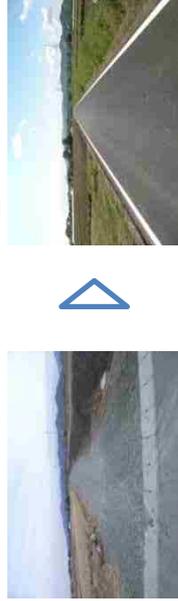
## 1. 事業内容

### ①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全）
- ・調査調整（権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整）
- ・指導（指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等）
- ・補助率：50％等



老朽化した水路の整備



農作業道の整備

## 2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

### ②整備済み農地の簡易な整備（定額助成） ※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	○は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ 掘削同時埋設	10万円/10a 7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	○は樹園地の場合
	客土	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算

## 3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

## 農地耕作条件改善事業

【23,562(12,274)百万円】

### 対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

### <背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

#### 2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

#### ※ 事業の特徴

(1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域

(2) 事業実施年度に入ってからからの採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能

(3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援

(4) 農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

補助率：定額、1/2等  
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

# 農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。**
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。**

## 1. 事業内容

### 《地域内農地集積型》最大5年(ハードは最大3年)

#### ○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等(※1)
- ・ 1地区あたり上限300万円(年基準額)の条件改善促進支援(調査・調整、先進的省力化技術導入支援等) 等

(※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

#### ○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援
- ・ 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等



自動給水栓



カバープランツ・小段



畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良

### 《高収益作物転換型》①②③で最大5年(ハードは最大3年)

#### ① 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

##### ○定額助成(※2)

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

#### ② 農地耕作条件改善(最大5年(ハードは最大3年))

##### 《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入(タマネギの収穫)

#### ③ 高収益作物導入支援(最大5年)

##### ○定額助成(※2)

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

##### ○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

(※2) プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円~500万円(年基準額)を支援

#### 【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上(土地所有者含む)が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

## 2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域(これらを受益とする施設も対象)
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

## 3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら思い通りの農業ができるわ!

# 《 主な事業実施例 》

# 群馬県小規模農村整備事業



用排水施設整備(排水路の整備)



農作業道整備(農作業道の改良)



区画整理(水田の区画整理)



農地防災整備(農地保全整備)



集落道路整備(農村集落の生活用道路の改良)



地域用水整備(親水施設の整備)



生態系保全整備(魚道の改修)



鳥獣被害施設整備(鳥獣被害防止柵の整備)



## 〈 お問い合わせ先 〉

中部農業事務所農村整備課  
前橋市上細井町2142-1 TEL:027-233-0501

中部農業事務所渋川農村整備センター  
渋川市金井731-2 TEL:0279-22-4040

西部農業事務所農村整備課  
高崎市4-3 TEL:027-322-5697

吾妻農業事務所農村整備課  
吾妻群中之条町大字中之条町664 TEL:0279-75-7006

利根沼田農業事務所農村整備課  
沼田市薄根町4412 TEL:0278-23-0377

東部農業事務所農村整備課  
太田市西本町60-27 TEL:0276-31-8384

東部農業事務所館林農村整備センター  
館林市仲町11-10 TEL:0276-72-2855

群馬県庁農政部農村整備課  
前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-3154



### 群馬県農政部農村整備課

## ○小規模農村整備事業とは

市町村等が実施する、「働きやすい農地等生産基盤の整備」や「暮らしやすい農村づくりのための生活環境整備」、「鳥獣害防止施設の整備」など、農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を支援する県単独補助事業であり、国庫補助事業の実施要件に満たないが地域要望の強い小規模な整備を支援します。

## ○事業の種類及び内容



### 農業生産基盤保全整備

ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図ります。

工種例) 用排水施設整備、区画整理、農作業道整備、暗渠排水、農地防災整備等



### 農村地域保全整備

農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図ります。

工種例) 集落排水整備、集落道路整備、集落環境整備、地域用水整備、生態系保全整備、災害復旧、活性化施設整備、環境保全対策調査等



### 特別対策

鳥獣被害防止施設等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決を図ります。

工種例) 鳥獣被害防止施設等



鳥獣被害防止施設整備(県民参加型)

※実施事例は、背表紙にもあります。

## ○事業種類と県補助率

事業の種類	県補助率 <sup>1)</sup>	特別地域 <sup>2)</sup>	事業の実施要件		
一般型：市町村、土地改良区等が行う事業					
農業生産基盤保全整備 <sup>3)</sup>	農業生産基盤整備	40%(35%)	+5%	受益戸数2戸以上であること。 受益面積の合計が5ha未満であること。ただし、国庫補助事業での採択が困難な地区はこの限りではない。	
	農業生産基盤整備 (農地集積促進)	50%(45%)	+5%	上記のほか、事業完了3年後までに、担い手等 <sup>4)</sup> への農地利用集積率が10%以上増加することが確実と見込まれること。	
農村地域保全整備	農村地域保全整備 (下記を除く)	1/3(30%)	+5%	受益戸数2戸以上であること。	
	災害復旧	農地	50%	—	暫定法に基づく異常な気象による災害復旧事業の対象とならないもの。
		農業用施設	65%	—	
環境保全対策調査	50%	—	農業・農村の多面的機能の発揮・向上が必要な地域であること。		
特別対策	40%(35%)	+5%	受益戸数2戸以上であること。		

県民参加型：県民が行う事業であって、市町村長が補助する事業

一般型の各事業	50%	—	県民参加による直営施工を実施するもの。
---------	-----	---	---------------------

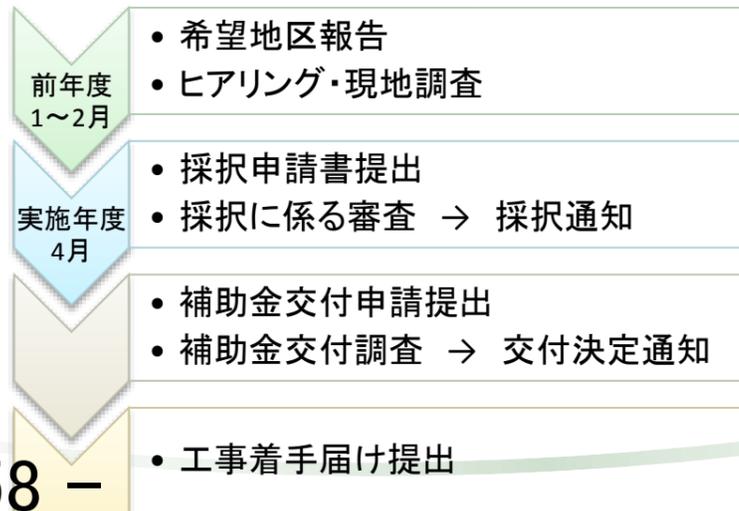
- 1) 県補助率の( )は、事業主体が市町村で、財政力使数が0.75以上(各年度別途提示)の場合に適用する。ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査及び県民参加型は対象外とする。
- 2) 特別地域は補助率5%上乗せとする。ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型は対象外とする。  
※特別地域・・・①豪雪地帯、特別豪雪地帯、過疎地域、振興山村、特定農山村地域  
②関係農業集落の林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね1/100以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域
- 3) 農業生産基盤保全整備の実施区域については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき定められた農用地区域とする。ただし、農用地区域外を含めて一体的に整備する必要があるときは、農用地区域外を含めて事業の実施区域とすることができる。
- 4) 担い手等・・・①認定農業者(基盤強化法第23条第4項に定める特定農業法人を含む) ②集落営農経営(基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体または組織の規約を定め共同販売経理を行っている集落営農組織) ③人・農地プランに位置づけられた中心経営体 ④特別地域において、中山間地域等直接支払制度における協定に基づき、農業生産活動を継続する農業者等 ④特別地域にあっては、中山間地域等直接支払制度における協定に基づき、農業生産活動を継続する農業者等(農業者、第3セクター、農業協同組合、生産組織) ⑤その他市町村長が認めるもの(基本構想水準到達者、認定新規就農者(法人を含む)等の認定農業者を目指す方等)

## ○事業費について

事業費	事業主体		特記事項
	市町村	市町村以外	
上限	30,000千円以下/地区		・災害復旧事業は400千円未満/箇所
下限	2,000千円以上/地区	500千円以上/地区	・災害復旧事業は130千円以上/箇所 ・県民参加型、環境保全対策調査は下限を設けない

➤ 事業費の上限または下限は、複数年の工期を採用する地区については各年度毎の事業費とする。

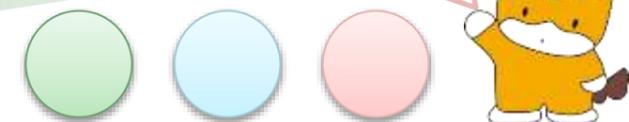
## ○事業実施への手続き



## ○事業実施期間について

事業の実施期間は、原則として単年度とします。ただし、やむを得ない理由がある地区については3ヶ年まで、換地処分を伴う事業については5ヶ年までとすることができます。

事業内容のお問い合わせご相談は、お近くの各農業事務所農村整備課・農村整備センターまで。



# 日本型直接支払の概要

【平成29年度予算概算決定額 76,960(76,960)百万円】

## 農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

## 制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

#### 支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

#### 支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,300(26,300)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援



中山間地域  
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,410(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カバークロップ

# 多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

**多面的機能支払交付金**  
46,751 (46,751) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

## ○ 農地維持支払

**【対象者】**

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

**【対象活動】**

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

## ○ 資源向上支払

**【対象者】**

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

**【対象活動】**

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

## ◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

〔平成29年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外で分けていた経理区分を一本化することも可能〕

【多面的機能支払推進交付金】 1,500 (1,500) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

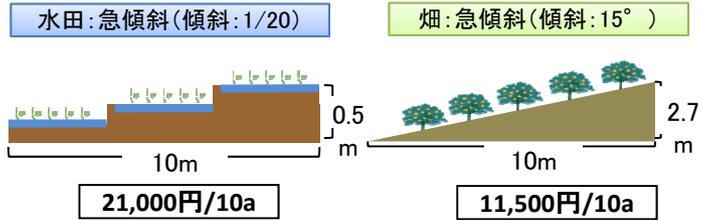
【平成29年度予算概算決定額 26,300 (26,300) 百万円】

**中山間地域等直接支払交付金**  
25,800 (26,000) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

- 【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域  
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等  
 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

## 【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
  - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

## 【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

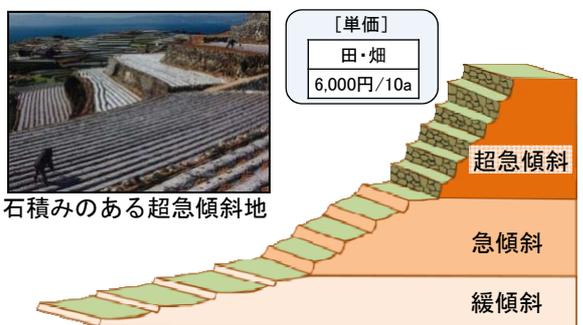
### 【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援  
 複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援  
 [単価]  
 地目にかかわらず  
 3,000円/10a



### 【超急傾斜農地保管理加算】

- 超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援  
 ※ 平成29年度より、【集落協定に基づく活動】の①及び②を①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援  
 協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援  
 [単価]  
 田 畑  
 4,500円/10a 1,800円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】(新規) 200 ( ) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業(新規)」に係る活動の推進を支援  
 地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引して「161」の確保、育成等を推進

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 2,410(2,410)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金  
2,310(2,310)百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い  
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

カバークロップ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い  
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



【化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組】

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

◆地域特認取組

交付単価:3,000~8,000円/10a  
(取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。)

【地域特認取組の例】

- ・IPM(※1)を実践する取組
- ・冬期湛水管理(※2)等

※1:総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2:冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援 100(100)百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援<H29新設メニュー>

- ・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99(79)百万円の内数
- ・新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)のうち環境保全型農業連動型

# 群馬県中山間地域等総合振興対策事業 (グリーン・ツーリズム推進)

【金額 1,152千円】

## 対策のポイント

農業・農村振興等地域の活性化に効果のあるグリーン・ツーリズムを推進することにより、農業所得の増加、雇用の拡大、交流・定住人口の増加を図る。

## 〈背景／課題〉

- ・農業・農村地域には、食料の供給だけでなく、国土の保全や良好な景観の形成、伝統文化の継承等の重要な役割があるものの、人口の減少、高齢化等により農業・農村地域の活力が低下している。
- ・一方、消費者・都市住民・外国人旅行者等においては、農業・農村生活体験等の付加価値の高い観光に対するニーズが増大し、グリーン・ツーリズムへの期待は大きくなっている。
- ・グリーン・ツーリズムによる地域活性化を図るためには、農村における受入体制の整備と消費者・都市住民・外国人旅行者等への情報提供の強化による誘客促進が重要である。

## 政策目標

- ・グリーン・ツーリズムの普及、定着化の推進
- ・都市農村交流人口の拡大

## 〈主な内容〉

### 1 グリーン・ツーリズム・キャラバン支援

(100千円)

首都圏等からの誘客を促進するため、事業主体が首都圏等で実施するグリーン・ツーリズムの普及等を目的に行う取組を支援します。

#### (1) 事業主体

市町村、農業協同組合、地域協議会、特定非営利活動法人等

#### (2) 補助率

当該事業に要する経費の3分の2以内

(事業主体が市町村の場合は2分の1以内)

### 2 地域連携システム整備

(1,052千円)

グリーン・ツーリズムを目的とした都市住民等を地域全体で受け入れるため、体験プログラムの開発や体験交流施設の受入体制整備を行う取組を支援します。

#### (1) 事業主体

市町村、農業協同組合、地域協議会、特定非営利活動法人等

#### (2) 補助率

当該事業に要する経費の2分の1以内

[お問い合わせ先：農政部農村整備課中山間振興係 027-226-3152 (直通)]

## グリーン・ツーリズム 首都圏キャラバン

# ～ぐんまちゃん家で 地域の魅力をPRしませんか～



### 1 首都圏キャラバンとは？

グリーン・ツーリズムの誘客や地域の特産品の宣伝のため、主に「ぐんまちゃん家」（銀座）で実施するイベントです。

### 2 何をするの？

地域の方が首都圏に出向き、手工芸品づくり等の体験や、野菜・特産品の試食・販売、パンフレット配布など、地域の魅力が伝わるイベントを行います。

### 3 どうすればできるの？

農業事務所農業振興課にご相談ください。期日や実施内容について、打ち合わせを行います。当日は職員を派遣して運営のお手伝いを行います。

### 4 補助等

実施形態・内容によって異なります。（10万円～15万円）

# 群馬県地域興しマイスターについて

◆ 地域興しマイスターは、農業農村等の地域活性化に関わる分野から幅広く選定された専門家で、グリーン・ツーリズムの推進など、農業農村や中山間地域等の地域興しを支援するのに必要な知識・技術・経験を有しています。地域の要請に基づいてマイスターを派遣し、必要な支援や助言を行います。  
地域興しに人材を求めている方、指導・助言等を必要としている方は、群馬県農業会議までお問い合わせください。

◆ 派遣申請申込先

一般社団法人群馬県農業会議 前橋市大手町1-10-7  
TEL: 027-280-6171 FAX: 027-255-6461  
HPアドレス: <http://www.gnkaigi.jp/>

## 平成27・28年度群馬県地域興しマイスター名簿 (50音順)

NO	氏名	所属・職名	専門分野・支援活動
1	あおき しげはる 青木 茂治	東日本調理師専門学校教務部長	○調理加工品の開発
2	あべ すみこ 安倍 澄子	日本女子大学家政学部 家政経済学科 客員教授	○家政経済論 ○生活経営論
3	さった こうすけ 颯田 耕介	公益財団法人東京都公園協会	○環境教育 ○自然体験活動指導
4	しみず かずのり 清水 一徳	地域再生プランナー	○販路開拓 ○地域再生
5	たかぎ きょうせい 高木 響正	事業戦略構築研究所AX 代表	○新規事業の戦略構築及び実施計画構築
6	たむら よしお 田村 善男	シニア野菜ソムリエ	○青果物の流通・販売
7	つだ やすのり 津田 康則	群馬調理師専門学校	○接客技術
8	なかじま たくじ 中嶋 琢司	元JR高崎支社営業開発部長	○企画(新製品開発) ○販売 ○社員教育
9	なかむら ふみひこ 中村 文彦	NPO法人わくわく体験群馬サポートセンター 理事長	○グリーン・ツーリズム ○地域活性化支援
10	ふるたち ひとし 古館 均司	農業経営者(地域開発クリエイター)	○地域ネットワークづくり
11	ふるや ゆみこ 古屋 由美子	有限会社アイエヌアールコンサルティング 代表取締役	○マーケティング支援 ○企業支援 ○商品開発、販売支援
12	ほしの えみこ 星野 恵美子	旅館業(農家民宿)	○グリーン・ツーリズム
13	まつもと たつお 松本 龍夫	森産業(株) 食品部顧問	○食品の加工技術
14	よしおか ひろみち 吉岡 博道	地域計画・景観計画・建築設計(株)LAU公 共施設研究所 取締役	○グリーンツーリズム ○景観 ○地域計画

※平成29年度からのマイスターは未定です。

## 57 都市農業機能発揮対策事業

【160（191）百万円】

### 対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

### <背景／課題>

- ・都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- ・基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していくことが必要です。

### 政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大  
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

### <主な内容>

#### 1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費  
委託先：地方公共団体等

#### 2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額  
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

#### 4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

# 都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算決定額 160（191）百万円】

## 都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

### 〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する  
新たな施策の方向性

## 都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

### 〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農作業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

## 都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、  
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先: 地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

## 都市農業の機能発揮

### 都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 民間団体等)



住民を対象とした啓発事業

### 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 市町村、J A、N P O法人等)



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

### 都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率: 定額)  
(事業実施主体: 地域協議会、民間団体、N P O法人等)



農業飛散防止施設(防葉ネット)

# 農業経営基盤強化準備金制度とは？

平成28年度版

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みを支援

## (特例措置の内容)

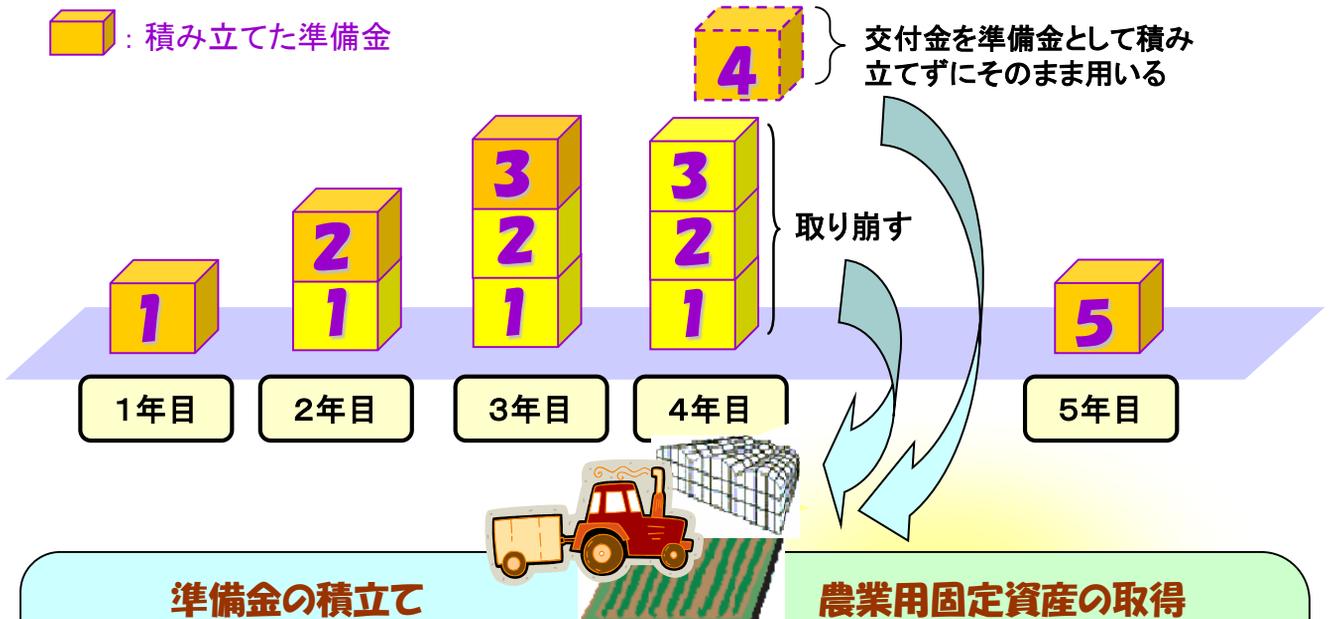
- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金<sup>(注)</sup>を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、**圧縮記帳**※1ができます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



## 準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積立てない交付金は、課税対象)

## 農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

交付金を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年(度)内に対象固定資産を取得すれば、必要経費(損金)に算入できます。(H22年に積み立てた準備金は、H28年に5年を経過し、H23年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、H28年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地・農業用機械等を取得する必要があります。)

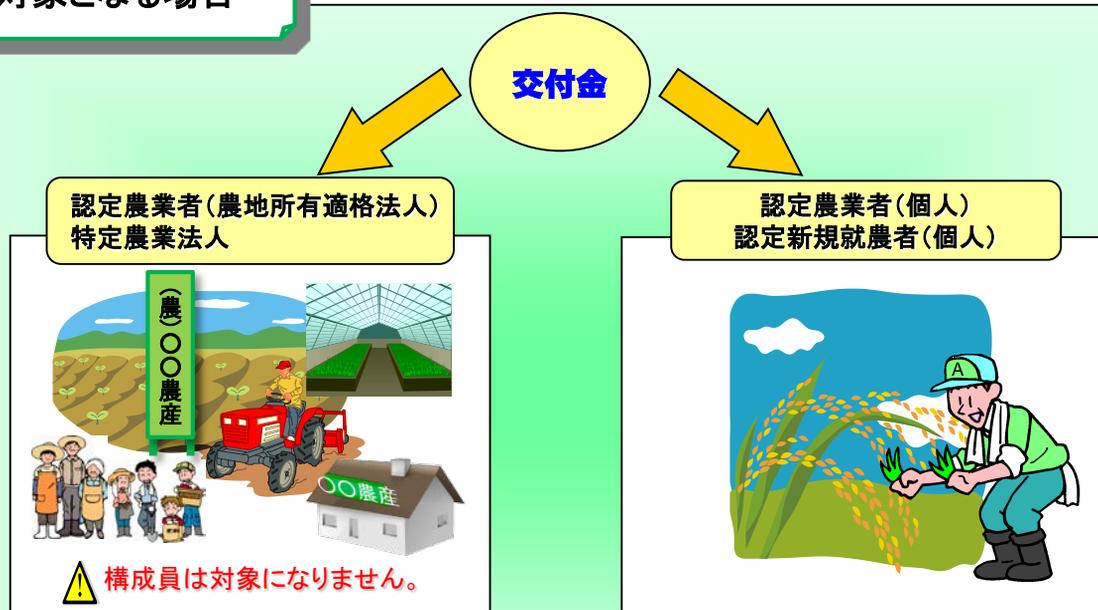
# 特例の対象となる農業者・計画

- 認定農業者(個人・農地所有適格法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 認定新規就農者(個人) ⇔ 青年等就農計画
- 特定農業法人(認定農業者を除く) ⇔ 農業経営改善計画と同様の計画



交付金の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う農業者が対象です。

## 対象となる場合



注) それぞれの農業者が作成する**農業経営改善計画等**に、この特例を活用して**取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件**となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、**事前に計画への記載・承認が必要**となります。)

## 対象となる 交付金

(平成28年度予算)

### ○経営所得安定対策の交付金

- ・畑作物の直接支払交付金
- ・水田・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金
- ・米の直接支払交付金

### ○水田活用直接支払交付金

## 対象となる 資産

### 注意

トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。  
中古品も対象となりません。

### ○農用地

農地、採草放牧地  
[基盤法第4条第1項第1号]

### ○農業用の建物・機械等

- ・農業用の建物(建物附属設備)※農振法の農業用施設用地に限ります。
- ・農業用の構築物
- ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗渠、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

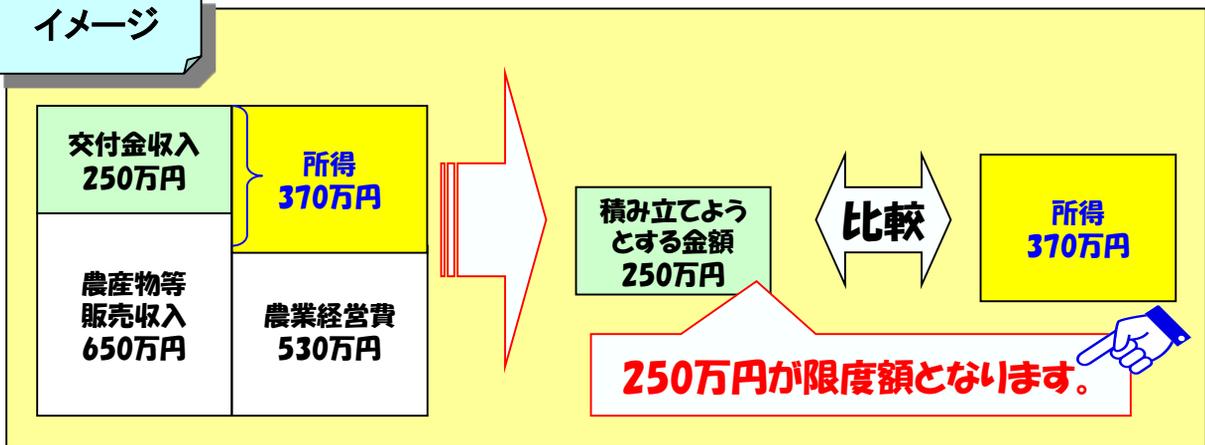
# 必要経費(損金)算入限度額

## (1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

### イメージ

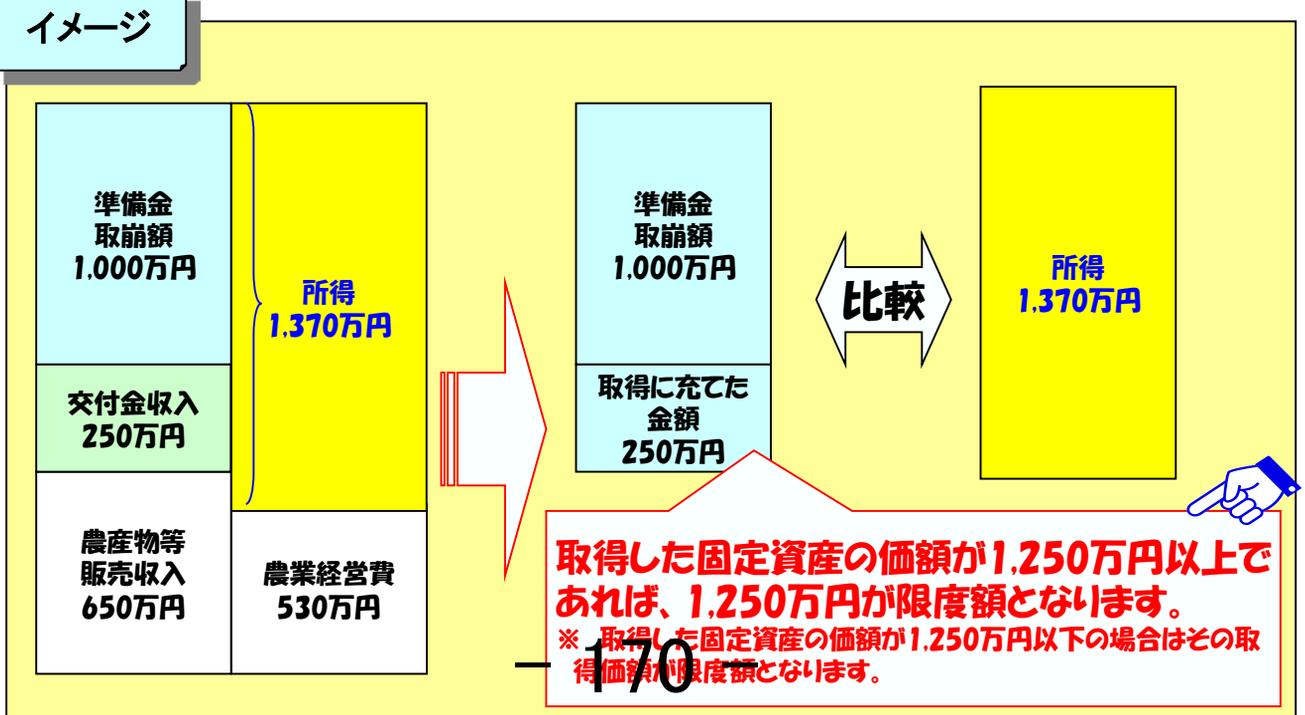


## (2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

### イメージ



# 農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

認定農業者  
農林さんの場合

( 所有水田:6.0ha、転作率1/3  
(米:4.0ha,麦2.0ha,大豆2.0ha) )

(単位:万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B+C)	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金収入額 C	250	250
必要経費金額 D (E+F)	780	530
うち農業経営費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G (A-D)	120	370
税額 (G×12%※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。  
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

積み立てた準備金の取崩額1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

5年以内に積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産を取得しなかった場合

取得した農業用  
固定資産  
1,500万円

固定資産の帳簿価額 250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円
必要経費(損金) 固定資産の圧縮記帳額 1,250万円	

収入(益金) 1年目に積み立てた 準備金の取崩額 250万円
---

1年目に積み立てた準備金250万円は6年目に取崩し収入(益金)として課税対象

30万円の納税  
(250万円×12%)

取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の※1参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺

農業経営基盤強化準備金の活用により更なる投資促進!!

## 農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	171 △△	固定資産	△△

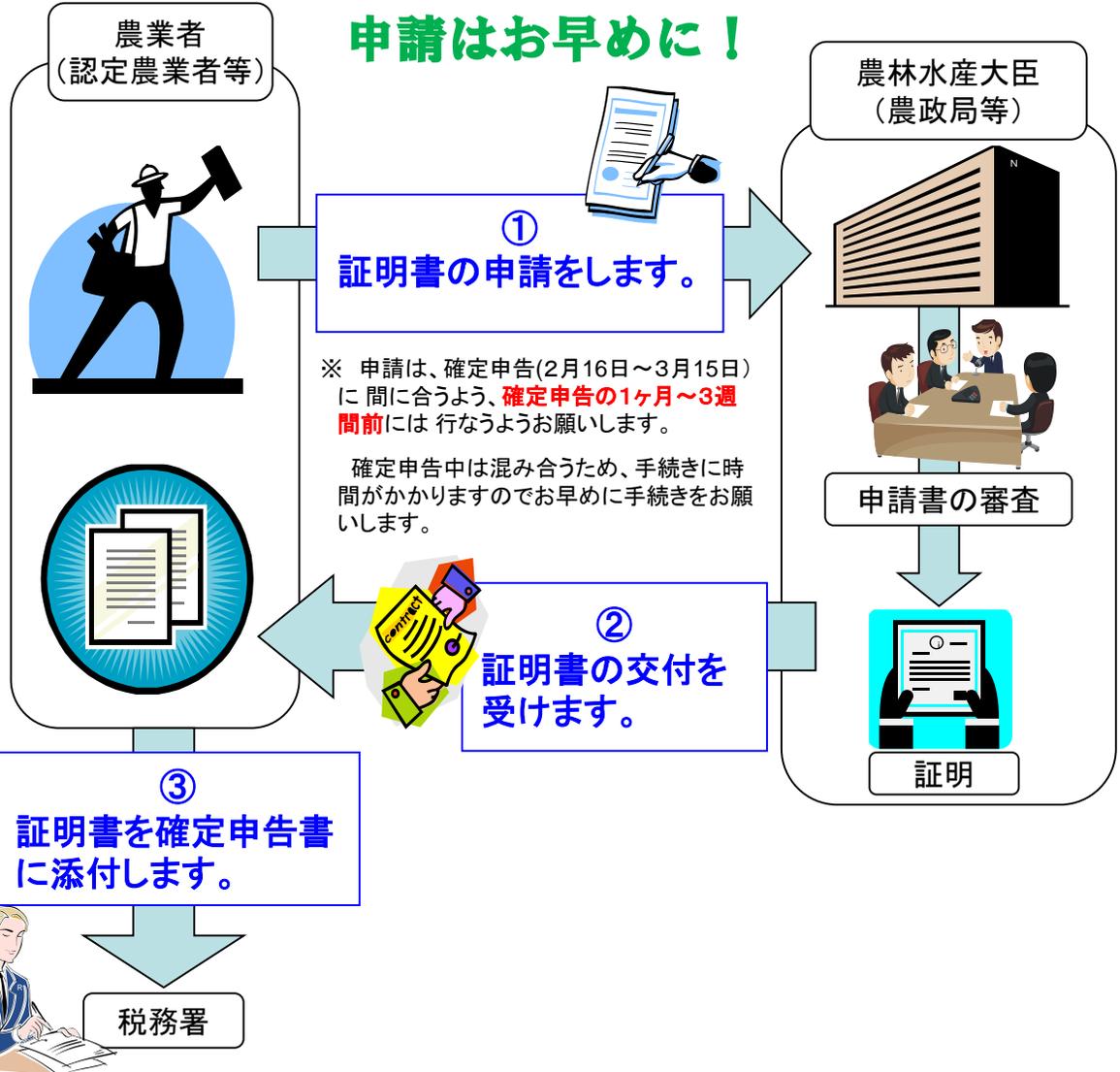
# 農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、**対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要**です。

この証明・申告手続きについては、お気軽に農政局等にお問い合わせ下さい。



## 申請はお早めに！



### 積立時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し  
(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表  
(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))

### 取得時の証明の申請書類

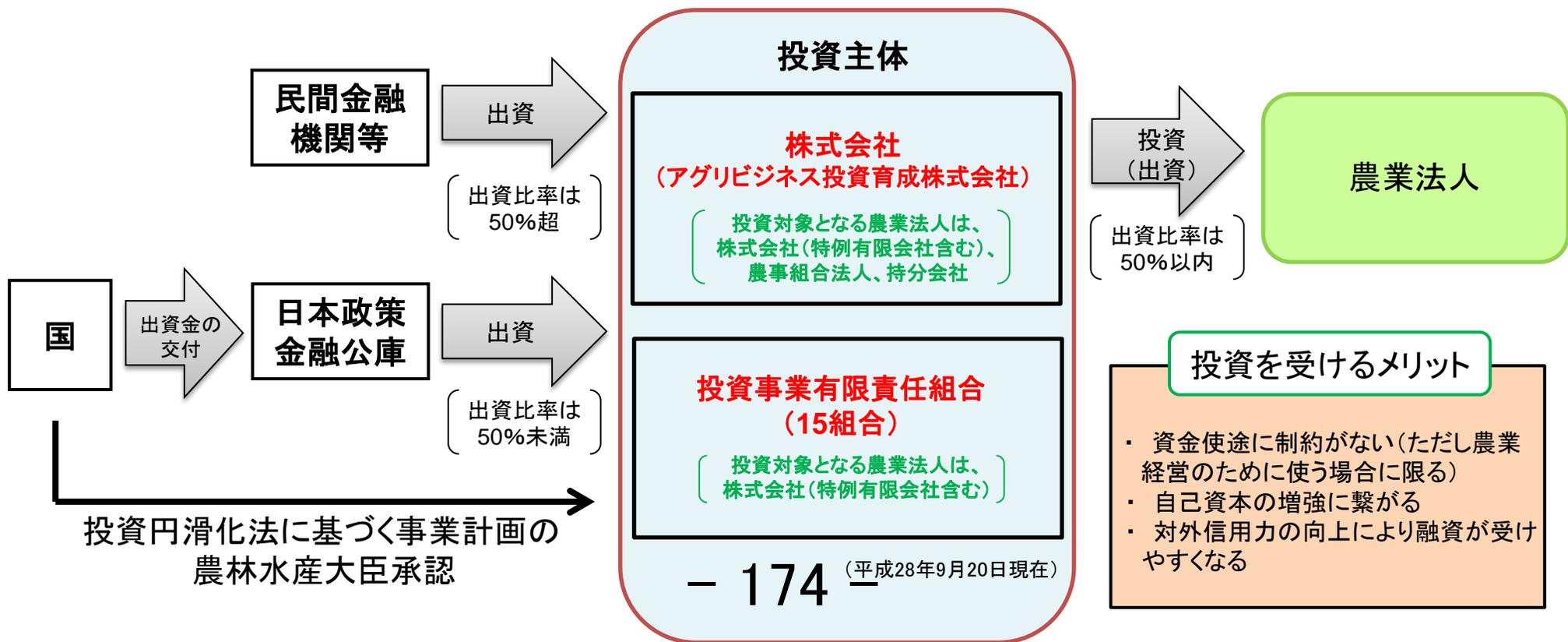
- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し  
(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表  
(固定資産の取得に準備金を充当する場合)
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等

# 「お問い合わせ先」一覧

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	011-330-8809 (直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	022-263-1111 (内線4070)
〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	048-600-0600 (内線3810)
〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課	076-263-2161 (内線3915)
〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課	052-201-7271 (内線3124)
〔岐阜県 愛知県 三重県〕	
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課	075-451-9161 (内線2716)
〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課	086-224-4511 (内線2193)
〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9111 (内線4374)
〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-0031 (内線83282)

# ○ 投資円滑化法による農業法人への投資（出資）の仕組み

- 農業は、天候等の影響を受けやすい、収益性が低く投資回収までの期間が長いといった事業特性がある。
- 農業法人の自己資本は脆弱であり、対外的信用力は低く、資金の調達方法や調達先も限定的であり、農業法人が着実に事業の規模の拡大・成長発展を図っていくためには、農業法人が外部から円滑に資金調達が図られることが重要。
- 日本政策金融公庫では、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う事業(農業法人投資育成事業)を行う投資主体(株式会社又は投資事業有限責任組合)に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農業法人投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農業法人に出資が可能。



### ご加入いただく前のご注意

- 準共済金 ■ 12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共済金A・B ■ 6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解約手当金 ■ 12か月未満は掛け捨てとなります。  
■ 240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については  
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは  
右記機関まで

- 商工会 ■ 商工会議所 ■ 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■ 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済  検索

[www.smrj.go.jp/skyosai/](http://www.smrj.go.jp/skyosai/)

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】 平日9:00～18:00  
平成28年6月までは、右記のとおり実施しております。平日9:00～19:00 土曜10:00～15:00

取扱機関名



おトクな点がふたつ。

# 節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

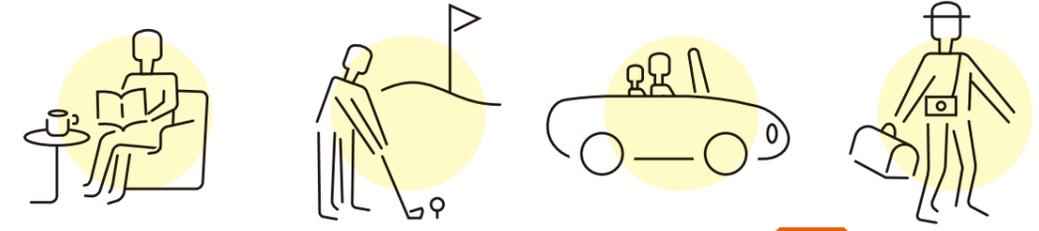
規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(\*)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



おトク

## 実際に、どれだけおトクなの？

【例】課税される平均所得金額が400万円、  
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが  
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円×15年=1,642,500円  
掛金合計額=5,400,000円\* 共済金A：6,033,000円  
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

### 節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

## 小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

- POINT 1** 掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。
- POINT 2** 共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。満期や満額はありません。
- POINT 3** 共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。
- POINT 4** 共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。
- POINT 5** 共済金等の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心を、しっかり守ることができます。
- POINT 6** 納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時の、サポートにもなります。

## 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認いただけます。

## 共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A(A共済事由)	共済金B(B共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人事業の廃止</li> <li>■ 個人事業主の死亡</li> <li>■ 会社等の解散 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老齢給付(※)</li> <li>■ 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退職</li> <li>■ 会社等役員の死亡 など</li> </ul> <small>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</small>
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。



# 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

## Q1 ほんとうに安心なの？

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づき制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約30万社が加入され、貸付累計件数約26万件、貸付累計額は約1兆8千億円にのぼっています。

## Q2 どんな企業が入力できるの？

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

- 個人事業主または会社で下表の「資本等」の額または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本等の額	従業員数
製造業、建設業、運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
個人事業主(製造業、卸売業または建設業のいずれか)および小売業(個人事業主は小売業に該当する限り)	3億円以下	900人以下
小売業(個人事業主は小売業に該当する限り)	3億円以下	300人以下
小売業(個人事業主は小売業に該当する限り)	3億円以下	200人以下

- 企業組合、協業組合
- 事業共同組合、商工組合等、共同生産、共同販賣等の共同事業を行っている組合

## Q3 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます**。加入後も掛金月額が増額・減額できます(ただし、減額には一定の条件が必要です)。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

## Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます**。  
※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんが、ご留意ください。

## Q5 どんたときに貸付けを受けられるの？

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったときに貸付けが受けられます。  
※貸付けを受けられる際の留意点については、裏面を参照

## Q6 どれだけの貸付けを受けられるの？

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受けられる際は、倒産した取引先事業者との取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

## Q7 共済金の貸付条件は？

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」無利子です。ただし、**共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます**。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

## Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けを受けられるの？

取引先事業者が倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「**一時貸付金**」の制度があります。  
※詳しくは、裏面を参照

## Q9 掛金は掛け捨てなの？

12か月分以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金を受け取れます。

## 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

私的整理、災害による不渡り、特定非常災害による支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



## 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額(前納掛金は除く)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

**共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。**

- ※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。
  - 既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額
  - 償還期日を3か月以上経過した共済金の未償還額または連納付金でその償還または納付に充てられた掛金の額
  - 倒産の発生日の前日の6か月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額増額部分
  - 倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、2か月を超える延滞があったものの合計額

### ●貸付額(上限)の算定例

例1) 掛金総額100万円の取引先事業者の倒産に連なり、売掛金債権等1,500万円の借付額が発生した場合  
 用金総額(10万円×10倍) **共済金貸付額の上限1,000万円**

例2) 掛金総額800万円の取引先事業者の倒産に連なり、売掛金債権等5,000万円の借付額が発生した場合  
 掛金総額(800万円×10倍) **共済金貸付額の上限8,000万円**

※掛金債権額の借付額5,000万円

掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

掛金総額から500万円が控除 従って、掛金総額の残高は300万円

## 償還期間および償還方法

貸付額に応じて償還期間がかわります。

貸付額	償還期間*	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

(※)償還期間には据置期間6か月を含みます

**早期償還手当金は、次の条件にすべて該当する共済契約者に支給されます。**

- 繰上償還によって当初の約定完済日より12か月以上早く完済していること。
- 完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと。
- 繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。
- ※早期償還手当金の額は、「共済金の額(貸付額)×早期償還月数別の手当金率」で計算します。

## 解約と解約手当金

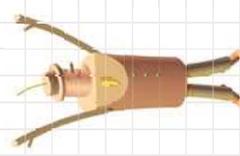
### 共済契約の解約

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のとき、その時点で解約されたものとみなします。(ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません)

### 解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金がかかります(掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。税法上、支給を受けた時点で益金(法人)、または事業所得の雑収入(個人事業)に算入されます。共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	80%	85%
24か月～29か月	85%	85%	90%
30か月～35か月	90%	90%	95%
36か月～39か月	95%	95%	100%
40か月以上	100%	100%	100%



## 5

## 中小企業投資促進税制

## ～生産性を向上させる、IT化を進めるための投資を応援～

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除が認められます。

## 制度の概要

本制度は、機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。また、生産性向上に資する一定の設備については、特別償却又は税額控除の上乗せ措置（即時償却又は取得価額の10%の税額控除）の適用を受けることができます。

（注1）税額控除額は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

## 適用期間

平成29年3月31日までに、対象設備（※1）を取得等して指定事業（※2）の用に供した場合に適用となります。

## ※1 対象設備

設備	要件
機械装置	すべて（1台160万円以上）
器具備品、工具	・一定の電子計算機（複数合計120万円以上） ・一定のデジタル複合機（1台120万円以上） ・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 （1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）
ソフトウェア	一定のソフトウェア（複数合計70万円以上）
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

（注1）中古品、貸付の用に供する設備等は原則として対象外です。

（注2）上の対象設備のうち、生産性向上に資する一定の設備は、上乗せ措置の適用を受けることができます。（13～16ページ参照）（ただし、貨物自動車、内航船舶については上乗せ措置の適用はありません。また、デジタル複合機は、上乗せ措置のうち、Aタイプの適用はありません。）

（注3）普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。

## 条文

租税特別措置法第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】  
第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】  
第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

## ※2 指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注)不動産業、物品賃貸業、電気業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象となりません。

### 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（※）

#### ※中小企業者等とは、

- ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等）を指します。

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

### 措置の内容

	通常措置 (生産性向上に資する一定の設備以外)		上乗せ措置 (生産性向上に資する一定の設備)	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万円以下の法人 農業協同組合等	30%	7%	即時償却	10%
資本金3,000万円超1億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

### 適用手続

#### <個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10の3）を記入すること
- ・税額控除の場合、「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

#### <法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること

#### 適用額明細書をお忘れなく!

- 平成23年4月1日以後に終了する事業年度から、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要になっています。
- 「法人税関係の租税特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例（3ページ）、中小企業投資促進税制といった、法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得を減少させるものをいいます。
- 適用額明細書を添付しなかった場合、又は添付がされていても虚偽の記載があった場合には、法人税関係の租税特別措置の適用は受けられなくなります。

# 中小企業投資促進税制

## 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

中小企業投資促進税制については、平成26年度税制改正で、中小企業の投資を活性化するため、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上に資する一定の設備について、税制優遇の上乗せ措置が設けられています。

### 生産性向上に資する一定の設備とはどのようなものですか

中小企業投資促進税制の上乗せ措置が適用される生産性向上に資する一定の設備とは、「先端設備」の要件(通称:A類型)又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件(通称:B類型)のいずれかを満たす設備となります。

### 先端設備の要件(A類型)

**対象:機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア**

①最新モデルであること(最新モデルとは、各メーカーの中で、a又はbに該当する設備をいいます。なお、NC旋盤などソフトウェアが組み込まれた機械装置は、最新モデルの一代前のモデルも対象となります。)

- a:一定期間内(機械装置:10年以内、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器:6年以内、ソフトウェア:5年以内)に販売が開始されたもので最も新しいモデル
- b:設備の取得等をする年度に販売開始されたモデル、又は設備の取得等をする年度の前年度に販売開始されたモデル

②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの(ソフトウェアを除きます。)

(注)ソフトウェアについては、生産性向上の要件の代わりに、設備の稼働状況等に係る情報収集機能・分析指示機能を有するものに限られます。

③取得価額要件(11ページ参照)を満たしていること。ただし、サーバー用電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要です。

最新モデルとか生産性とか、設備の条件が難しそうだね。

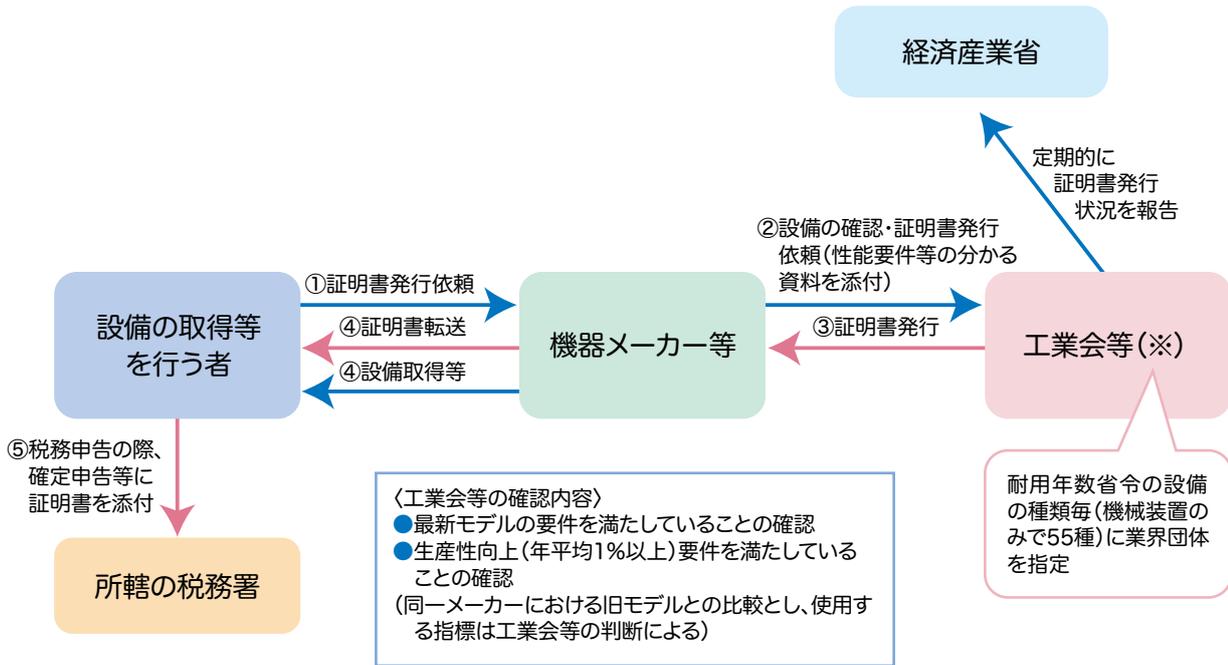
そうですね。ただ、基本的に中小企業の皆さんには設備の条件は確認してもらわなくても良い枠組みとなっています。次のページの図表をみてみましょう。



## 先端設備の条件がむずかしい……

設備メーカーに証明書の発行を依頼して下さい!

【先端設備】については、設備メーカーが工業会等において13ページの①②の要件を満たしていることを確認して、工業会等から証明書を発行してもらい、中小企業の皆様に設備メーカーから証明書を転送してもらうことを基本的な枠組みとしています。



※経済産業省のHPで、証明書を発行する工業会等のリストを掲載しています。  
[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikou/list.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikou/list.pdf)

(注) 証明書の申請様式は、中小企業投資促進税制と生産性向上設備投資促進税制(19ページ)で共通です。

### ● CHECK!!

例えば、冷凍ケース、照明設備などの建物附属設備をはじめ、中小企業投資促進税制の対象となっていない設備でも、別の税制優遇が受けられるものがあります。

中小企業の皆様は、21ページの商業・サービス業・農林水産業活性化税制や、19ページの生産性向上設備投資促進税制などを利用することも可能です。

それぞれの税制優遇の内容、対象設備、要件などは異なっていますので、よく比較・検討することが必要です。



- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

## 生産ライン・オペレーションの改善に資する設備の要件(B類型)

対象：機械装置、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験又は測定機器、一定のソフトウェア

- ①税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたものであること。

※投資利益率は、以下の計算式によります。なお、減価償却費とは企業会計上の減価償却費であり、特別償却分を含みません。また、増加額とは、設備取得等をする年度の翌年度以降3年間の平均額です。

「営業利益+減価償却費」の増加額
------------------

設備投資額
-------

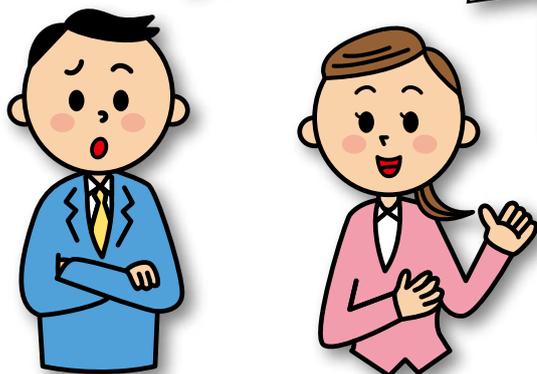
- ②取得価額要件(11ページ参照)を満たしていること。ただし、電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が30万円以上であることが必要です。

投資計画って今ひとつイメージがわかりませんが…。

例えば、500万円の製造機械と40万円のサーバーを5台導入して、営業利益が3年間で90万円増加する投資計画で考えてみましょう。製造機械とサーバーの減価償却費がそれぞれ年間50万、8万の場合、

$$\frac{50万+8万+30万}{500万+200万} = \text{約} 13\%$$

となり、この製造機械とサーバーは条件を満たすこととなります。設備投資の計画がある場合は、税理士さんや公認会計士さんに予め相談してみましょう。

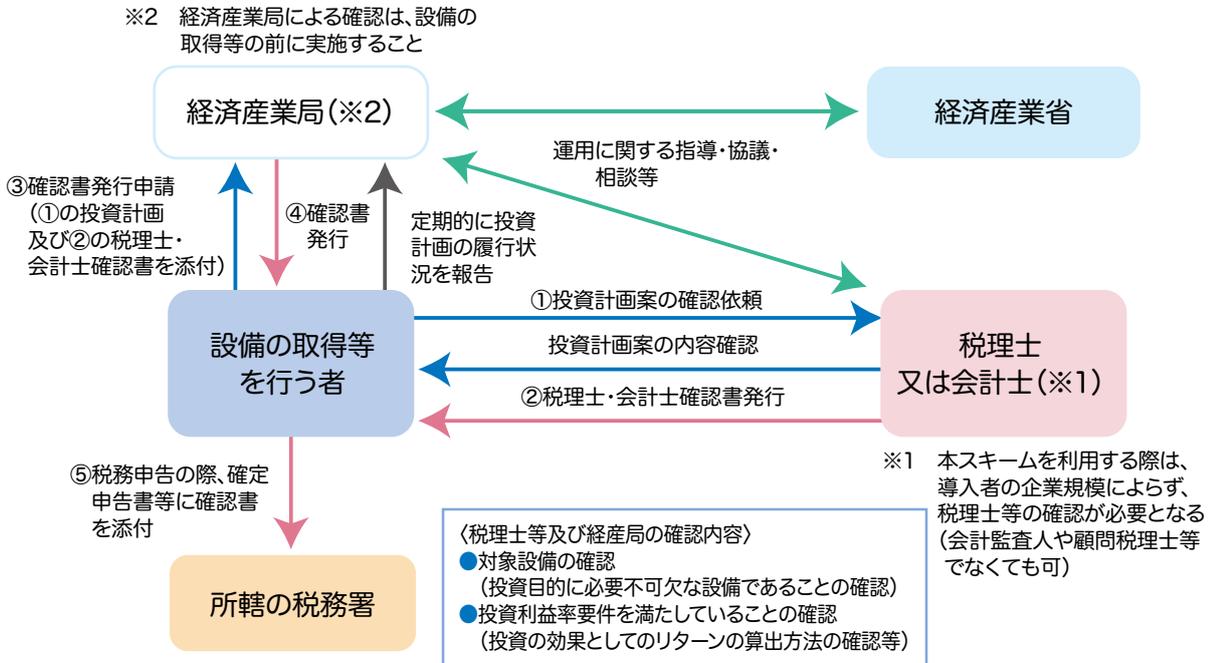


- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業サービス業・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

## 生産ライン、オペレーションの改善に資する設備の税制優遇を受けるための流れがわからない・・・

設備を買う前に、まずは、おつきあいのある税理士さん、公認会計士さんにご相談ください！

【生産ライン・オペレーションの改善に資する設備】は、投資計画を策定して、その内容を税理士、公認会計士にチェックしてもらうことが必要です。その上で、経済産業局の確認をとることになります。



### <経済産業局連絡先>

	中小企業投資促進税制 (上乘せ措置)	生産性向上設備投資促進税制 (※) (19ページ参照)
北海道経済産業局	地域経済課 (直通：011-709-1782)	同左
東北経済産業局	中小企業課 (直通：022-221-4922)	地域経済課 (直通：022-221-4876)
関東経済産業局	中小企業課 (直通：048-600-0321)	地域経済課 (直通：048-600-0254)
中部経済産業局	中小企業課 (直通：052-951-2748)	地域振興課 (直通：052-951-2716)
中部経済産業局北陸支局	産業課 (直通：076-432-5401)	地域経済課 (直通：076-432-5518)
近畿経済産業局	中小企業課 (直通：06-6966-6065)	地域経済課 (直通：06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課 (直通：082-224-5684)	同左
四国経済産業局	中小企業課 (直通：087-811-8529)	地域経済課 (直通：087-811-8513)
九州経済産業局	企業支援課 (直通：092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	中小企業課 (直通：098-866-1755)	地域経済課 (直通：098-866-1730)

(※) 申請様式、確認手続きの流れは中小企業投資促進税制と生産性向上設備投資促進税制で共通です。

## よくある質問とその回答

### Q1 適用事業年度

**【問】** 中小企業投資促進税制は、その事業年度中に購入し、支払いを完了していれば活用できるのですか？

**【答】** 対象資産を購入し、支払いを完了させただけでは、この特例は適用できません。  
この特例は、対象資産をその事業年度中に取得し、かつそれを「稼動」することが要件です。  
その事業年度中に支払いが完了していなくても、取得し稼動していれば、この特例は適用できます。

### Q2 取得価額について

**【問】** 機械装置の取得に際して、販売代理店に引取運賃と据付費用を支払ったのですが、これらのものも中小企業投資促進税制の対象とすることができますか？

**【答】** 購入した機械装置の取得価額は、購入代価に引取運賃、購入手数料その他資産の購入の為に要した費用の額を加算した額とされています。したがって、機械装置の引取運賃及び据付費用は、その機械の取得価額を構成する費用に該当しますので、中小企業投資促進税制の適用対象となります。

### Q3 対象となる電子計算機

**【問】** 中小企業投資促進税制の対象となる「電子計算機」とは、どのようなものですか？

**【答】** この税制の対象になる「電子計算機」とは次のようなものです。  
計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機能を有するものに限り)のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量が(検査用ビットを除きます)16メガバイト以上の記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する付属の入出力装置(入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限り)を、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含みます)又は電源装置を含みます。

### Q4 対象となるデジタル複合機

**【問】** 中小企業投資促進税制の対象となる「デジタル複合機」とは、どのようなものですか？

**【答】** 「デジタル複合機」とは、コピー機能やファックス機能、プリンター機能、スキャナー機能といった複合的な機能を有する事務機器とされていますが、この税制の対象となる「デジタル複合機」は、次の①～③のすべての機能を有するものです。

- ①紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正や縦横独立変倍、画像記憶を行う機能
- ②外部入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能
- ③記憶した画像情報を保存・送信・紙面に出力する機能

また、この税制の適用を受けるためには、これらの3つの機能を有するデジタル複合機が「インターネットに接続された」状態でなければならないとされています。

この「インターネットに接続された」状態とは、事業に使用する際にそのデジタル複合機がインターネットによるデータの送受信ができるよう外部の回線と現に接続できる状態であることをいいます。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業投資促進税制
- 6 生産性向上設備投資促進税制
- 7 商業サービス・農林水産業活性化税制
- 8 少額減価償却資産の特例
- 9 環境関連投資促進税制  
（グリーン投資減税）
- 10 固定資産税の特例措置
- 11 研究開発税制
- 12 雇用促進税制
- 13 所得拡大促進税制
- 14 事業承継税制
- 15 消費税の特例

## Q5 対象となるソフトウェア

【問】 中小企業投資促進税制で対象になるのは、どのようなソフトウェアですか？

【答】 合計の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、開発研究用ソフトウェアは対象外となります。また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) の規格15408に基づく評価・認証がないものも対象外となります。  
(詳しくは租税特別措置法施行規則第5条の8【所得税】、第20条の3【法人税】を御参照ください。)

## Q6 価額要件

【問】 電子計算機とデジタル複合機の両方で取得価額が120万円以上であれば中小企業投資促進税制は使えますか？

【答】 使えません。この制度の適用要件は、電子計算機とデジタル複合機の合計の取得価額ではありません。この制度は、指定された器具及び備品ごとにその判定を行うこと、例えば電子計算機を何台か取得した場合にはその取得価額の合計額により判定を行うものであり、電子計算機とデジタル複合機等指定された器具及び備品のすべての取得価額の合計額によるものではありません。

## Q7 リース資産の取扱い

【問】 リース資産については本税制の対象となりますか？

【答】 リース資産については、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象となります。ただし、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除の規定のみの適用となります。

## Q8 対象となる業種

【問】 中小企業投資促進税制では対象となる業種が決められていますが、この業種は会社の主業(「主たる事業」)である必要はありますか？

【答】 「主たる事業」でない場合でも適用可能です。例えば、複数の事業を営む会社が税制の対象となる設備を導入し、「主たる事業」とは別の事業(「従たる事業」)のためにその設備を使用する場合において、その「従たる事業」が税制の対象業種に該当していれば適用を受けられます。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象業種に該当していれば、適用を受けることが可能です。

## Q9 本税制が適用できるかどうかの確認

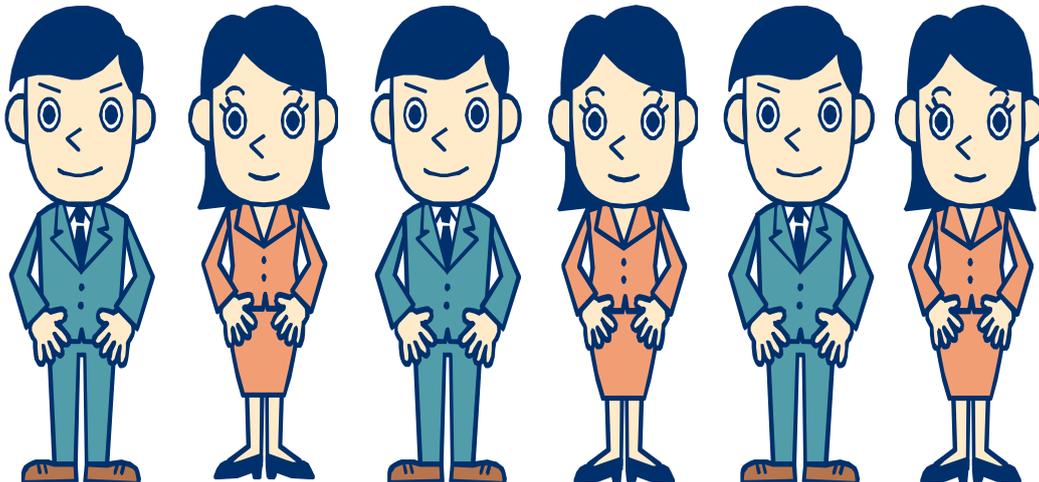
【問】 導入を検討している設備が本税制の対象になる設備かどうか、また、指定事業に該当しているかどうか確認したいのですが。

【答】 本税制の適用にあたっての御質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せ下さい。

(事業主の方へ)

# 雇用促進税制 を、ご活用ください！

一定の地域で無期雇用かつフルタイムの雇用者を1人増やすごとに  
**40万円**の税額控除を受けられます



- ◆ 雇用促進税制とは、**適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業等は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。
- ◆ **同意雇用開発促進地域<sup>(※)</sup>における無期雇用かつフルタイムの雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除**が受けられます。  
(※) 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する地域  
[詳しくは]  
厚生労働省HP [http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou\\_02a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf)
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ**「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要**があります。

◆ 税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

# 対象となる事業主の要件

## □ 青色申告書を提出する事業主であること

## □ 適用年度とその前事業年度※<sup>1</sup>に、事業主都合による離職者※<sup>2</sup> がないこと

※<sup>1</sup> 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。

※<sup>2</sup> 雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

## □ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業※<sup>1</sup>の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加※<sup>2</sup>させていること

※<sup>1</sup> 中小企業とは以下のいずれかを指します。

- ・資本金1億円以下の法人
- ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人(個人事業主の場合は、常時使用する従業員が1000人以下の個人)

※<sup>2</sup> 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者数}}$$

●適用年度以前から雇用していた人が適用年度途中で65歳となり、高年齢継続被保険者として適用年度末まで雇用していた場合には、当該人数を前事業年度末日の雇用者数から引いた上で雇用者増加数を算出します。

## □ 適用年度における給与等※<sup>1</sup>の支給額が、比較給与等支給額※<sup>2</sup>以上であること

※<sup>1</sup> 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特典関係者(役員の親族など)に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

※<sup>2</sup> 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

## □ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

# 確定申告までの流れ

### ①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後2か月以内に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

雇用者の新規採用を支援します。  
最寄りのハローワークにご相談ください!

### ②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2か月以内(個人事業主の場合は3月15日まで)に、ハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※確認に約2週間(4月・5月は1か月程度)要しますので、確定申告期限に間に合うよう手続きをお願いします。

### ③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

### <お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認について：本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について：最寄りの税務署



発行

群馬県農政部農業構造政策課